

第2次愛西市環境基本計画

(2023~2032)

令和5(2023)年3月

愛 西 市

あいさつ

木曾川の豊かな水と緑豊かな自然あふれる愛西市は、レンコンを始めとする農業を中心に発展してきました。この素晴らしい環境を次の世代に引き継いでいくことが、今を生きる我々の責任であります。

本市ではこれまで、平成25年3月に策定した愛西市環境基本計画に基づき各種の環境施策を進めてまいりましたが、その後、環境を取り巻く状況は大きく変化しております。

台風や集中豪雨などの自然災害は、地球温暖化の進行などにより、年々局地化、集中化、激甚化しております。また、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみ、食品ロスの問題など、環境を取り巻く問題は多様化・複雑化しており、地球規模での取組が必要となっております。

そこで、本市では、これまでの取組内容を評価・検証するとともに、新たな課題にも的確に対応していくため、この度、第2次愛西市環境基本計画を策定いたしました。

本計画においては、「良好な環境を未来につなげるまちづくり」を望ましい環境像として掲げ、この環境像を実現するために、5つの環境目標を設定し、今後取り組むべき施策の方向性を示しています。

また、この環境目標には、持続可能な開発目標であるSDGsのゴールをそれぞれ結び付け、目標の達成に向けて各種施策を展開してまいります。

環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築していくためには、市だけでなく、市民、事業者の皆様との連携・協力が不可欠です。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後に、計画策定にあたりご尽力賜りました愛西市環境基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民、事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和5年3月

愛西市長 日永 貴章



目 次

	ページ
第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと役割	4
3. 計画期間	5
4. 計画の対象地域	5
第2章 環境の概況	6
1. 自然環境	6
2. 社会環境	9
3. 生活環境	15
4. 資源循環型社会	23
5. 地球温暖化とエネルギー	26
6. 環境行政の動向	29
7. 意識調査の結果	33
8. 環境の現状と第1次計画の評価	37
第3章 望ましい環境像と環境目標	43
1. 望ましい環境像	43
2. 環境目標	44
第4章 環境目標の達成に向けた取組	48
1. 各主体に期待される役割	48
2. 環境目標の達成に向けた取組	50
3. 市民の取組	75
4. 事業者の取組	78
第5章 計画の実現に向けて	81
1. 計画の推進体制	81
2. 計画の進行管理	82
資料編	84

注：本冊子中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。
本文中の「※」のある用語は、巻末の資料編に用語の説明があることを示しています。

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

(1) 愛西市環境基本計画策定後の社会情勢の変化

近年、世界各地で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの極端な気象現象が観測されています。地球温暖化*が進行すると、さらに深刻な影響が生じる可能性があります。また、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみ、食品ロスなど、私たちの生活に起因する様々な問題が、次々に明らかになっています。一方で、国内では少子高齢化・人口減少、災害等への備えが求められ、技術面では省エネ・再エネ、リサイクル等の新技術が次々と開発されています。

このようななか、平成30(2018)年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画*」において、環境・経済・社会の課題を「同時解決」する持続可能な社会の構築が改めて注目されています。ライフスタイル及び技術など、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用して、経済・社会的課題に対する「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、持続可能な社会を実現するうえで、地域資源を持続可能な形で最大限に活用するとともに、幅広い分野における多様な主体者とのパートナーシップの充実、強化の重要性が示されました。

■持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



持続可能な開発とは、「将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発」で、先進国も含めてすべての国が取り組む必要があります。

我が国では、内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し、関係行政機関相互の連携を図り、施策を推進しています。

環境基本計画の施策は、SDGsのうち、1（貧困）、5（ジェンダー）、10（不平等）、16（平和）を除くゴールの達成に貢献すると考えられます。

持続可能な開発目標			
 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	陸域生態系*の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

資料）国際連合広報センター

(2) 愛西市の取組

愛西市（以下「本市」という。）では、平成25(2013)年3月に「愛西市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、「みんなではじめよう！環境にやさしいまちづくり」を望ましい環境像として、本市の恵み豊かな環境を次世代に継承していくための環境施策を実施してきました。

平成26(2014)年3月には「愛西市地球温暖化対策実行計画※（事務事業編）」を策定し、本市が行う全ての事務事業を対象として、施設設備の改善や省資源の推進等により二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。令和5(2023)年度には、新たな計画を策定する予定です。

本市では重大な公害問題は発生していませんが、都市化の進行により、野焼きによる煙やにおいなどの身近な環境問題が顕著化しています。さらに世界規模で問題になっている生物多様性の危機や地球温暖化など、多様化する環境問題にも適切に対応していくため、総合的かつ計画的な取組を推進していく必要があります。

また本市では、SDGsの啓発に取り組んでおり、市役所では階段や窓口などにSDGsのアイコンとゴールを掲示しています。

令和4(2022)年3月に策定した「第2次愛西市総合計画後期基本計画」では、「ひと・自然 愛があふれるまち」を将来都市像として、各施策にSDGsの視点を加えて、持続可能なまちづくりを進めているところです。本市の良好な環境を次世代へと継承するとともに、総合計画に掲げる将来都市像を実現するため、社会情勢の変化を踏まえ、環境に関する基本的な方針と市民・事業者・市の各主体が担う具体的な取組を明らかにする総合的な計画として「第2次愛西市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2. 計画の位置づけと役割

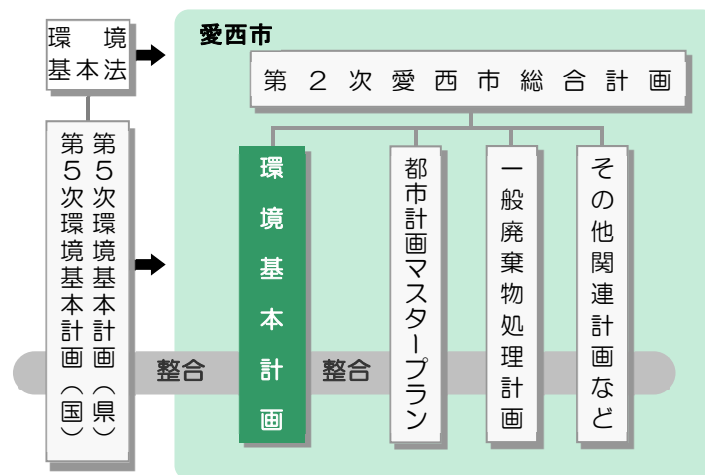
(1) 計画の位置づけ

本計画は、長期的視野に立って総合的かつ計画的に環境に関する施策を展開するための基本的な指針を示す計画として位置づけます。

また、本計画は、国及び県の環境基本計画のほか、市の上位計画である「第2次愛西市総合計画」や、その他の関連計画との整合を図ります。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律^{*}」第21条第4項に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「生物多様性基本法」第13条第1項に基づく「生物多様性地域戦略」を含めて策定しています。

図 愛西市環境基本計画の位置づけ



(2) 計画の役割

本計画は、本市の環境行政の基本的な方針を示すとともに、市民・事業者・市に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取組の方向を示します。

また、今日の環境問題はその要因が複雑にからみ合っていることが多いことから、市民・事業者・市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を活かした取組や、各主体が協力することで効率良く進めることのできる取組を示します。

さらに、市の各部局で環境への配慮について共通の認識を持つことで、「第2次愛西市総合計画」及び関連計画の施策の推進を環境面から支援します。

環境基本計画の役割

- ◆長期展望に立ち、本市の望ましい環境像とそれを実現するための環境目標を定めます。
- ◆環境目標を達成するための基本的な施策の展開方向を示します。
- ◆各種の事業計画などと環境面での整合を図ります。
- ◆市民・事業者・市の役割を示し、各主体の協働*のもとで計画を進めます。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

4. 計画の対象地域

本計画は、愛西市全域を対象とします。ただし、私たちの暮らしは地球環境の恩恵を受け、かつ地球規模の環境に影響を及ぼしていることから、周辺環境や地球規模の環境も視野に入れた計画とします。

第2章 環境の概況

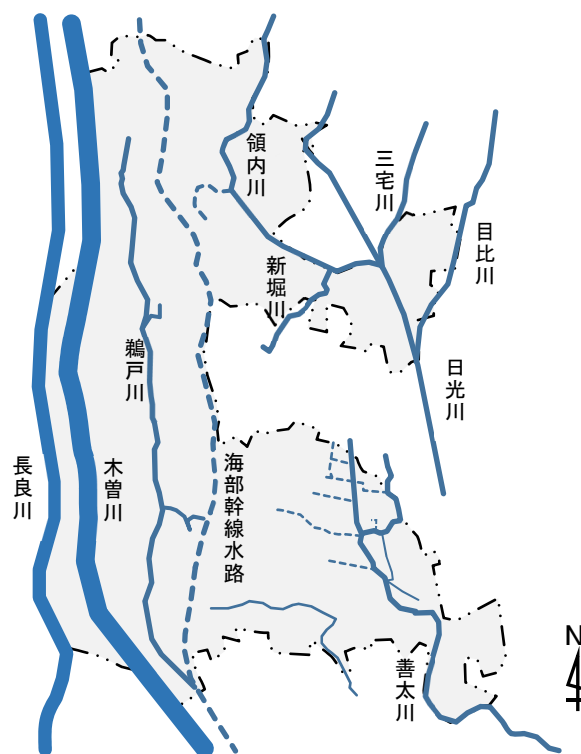
1. 自然環境

(1) 位置・地形

本市は、愛知県の最西端（名古屋市の西方約20km）に位置し、北は稲沢市、東はあま市、津島市、南は蟹江町、弥富市、西は木曾川、長良川を挟んで三重県桑名市、岐阜県海津市に接しています。

市域は起伏が少なく全般的には平坦で、木曾川、長良川のほか日光川、善太川、領内川、三宅川及び目比川など多くの河川や水路が、北から南に向かって流れています。河川に沿って形成されている自然堤防は微高地となっており、それ以外の地域は、概ね木曾三川及びその支流によって造り出された後背湿地と盛土地であり、古くから水田や畑地として利用されてきました。

図 本市の河川



(2) 植物

市域は平坦であることから、山地のようなまとまった森林はなく、クロガネモチ、クスノキなどの常緑広葉樹、マキ類、スギ、ヒノキ及びクロマツなどの針葉樹が、屋敷林や社寺林などに断片的に残存しています。また、木曽川や長良川沿いにはヤナギ林やハンノキ林などが見られます。

その他、河川、農地周辺の水路・あぜ・土手及び市街地などに草木を主体とした植物が分布しています。

また、本市に多く分布する水路や中小河川、池などにはガマ科、ヒシ科及びウキクサ科などの多くの水生植物が見られますが、近年では護岸の整備や生活排水による水質汚濁等により生育地は減少しています。

(3) 動物

市域には自然度の高い植生が少ないため、野生動物の生息環境は豊かではありませんが、農地や河川周辺などが身近な生物にとって良好な生息空間となっています。農地や河川周辺などではネズミ、モグラ及びイタチ類などの小型哺乳類が生息しています。近年では、特定外来生物^{*}に指定されているヌートリアやアライグマも見られます。

木曽川、長良川及び日光川などの水辺周辺では、サギ類、マガモ、コハクチョウ、カイツブリ、カワウ、オオバン、オオヨシキリ及びセッカなどの水辺の鳥類が見られます。また、農耕地を中心にキジ、ケリ、ハクセキレイ及びタカ類（オオタカ・ノスリ・トビ・チュウヒ）などの鳥類が見られます。これらの水辺や農地などは渡り鳥の良好な飛来地となっています。近年では都市化の影響を受けてハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、スズメ、ムクドリ、ホオジロ、ヒヨドリ及びキジバトなども多く見られます。

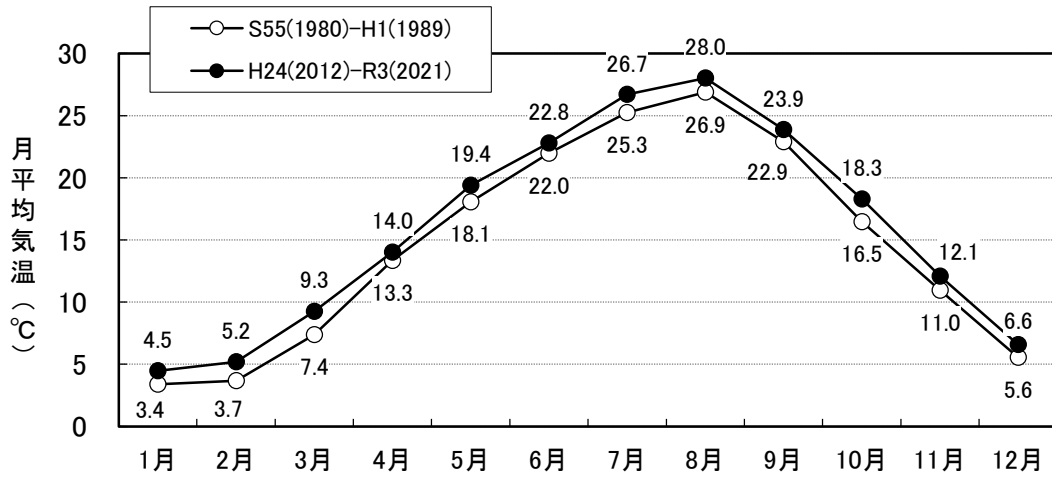
河川や農業用水路では、モロコ類、タナゴ類、ドジョウ類、メダカ類、フナ類、モツゴ、コイ及びナマズなどが生息していますが、特定外来生物に指定されているオオクチバス、ブルーギルの生息も確認されています。

(4) 気象

本市の気候は太平洋側気候であり、夏は高温多雨、冬は少雨乾燥となります。

本市の1980年代と直近10年間の月平均気温を比較すると、全体的に上昇していることがわかります。

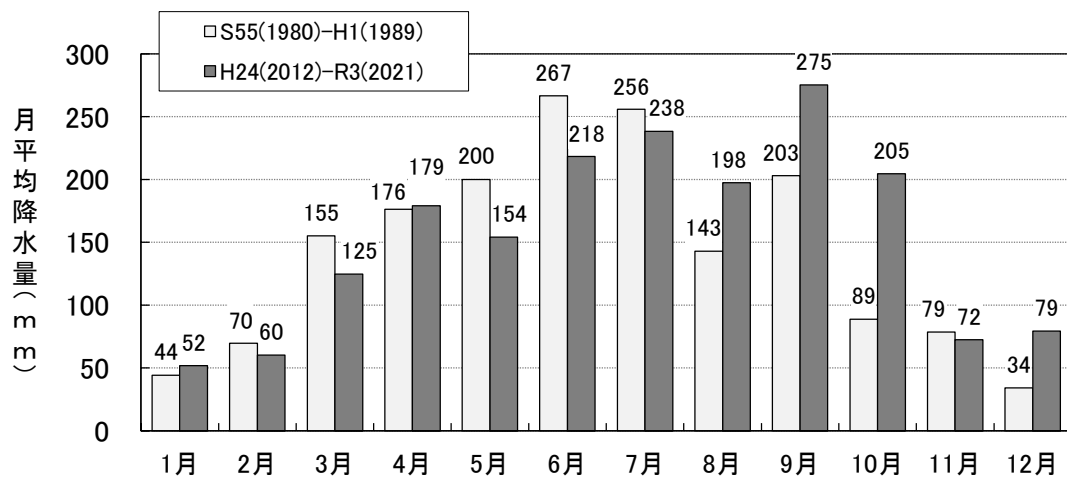
図 月平均気温の推移



資料) 気象庁 (愛西観測所)

本市の1980年代と直近10年間の月平均降水量を比較すると、5～7月が減少し、8～10月が増加し、年間の降雨のピークが梅雨から秋雨に移動したことがわかります。

図 月平均降水量の推移



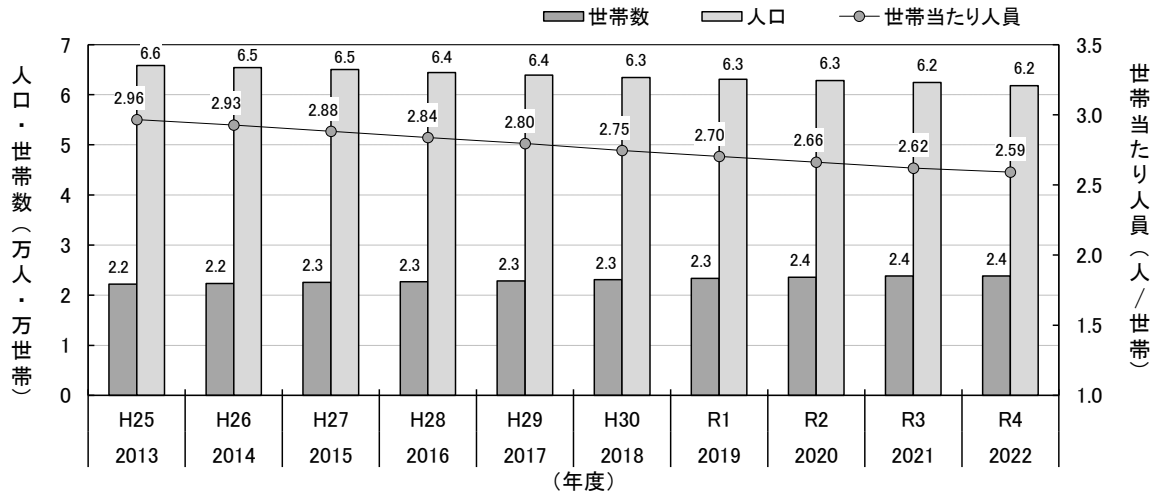
資料) 気象庁 (愛西観測所)

2. 社会環境

(1) 人口

令和4(2022)年4月1日現在の本市の総人口は61,804人、総世帯数は23,858世帯となっています。過去10年間で総人口は減少したものの、世帯数は増加した結果、1世帯当たり人員は平成25(2013)年では2.96人であるのに対し、令和4(2022)年では2.59人に減少しています。

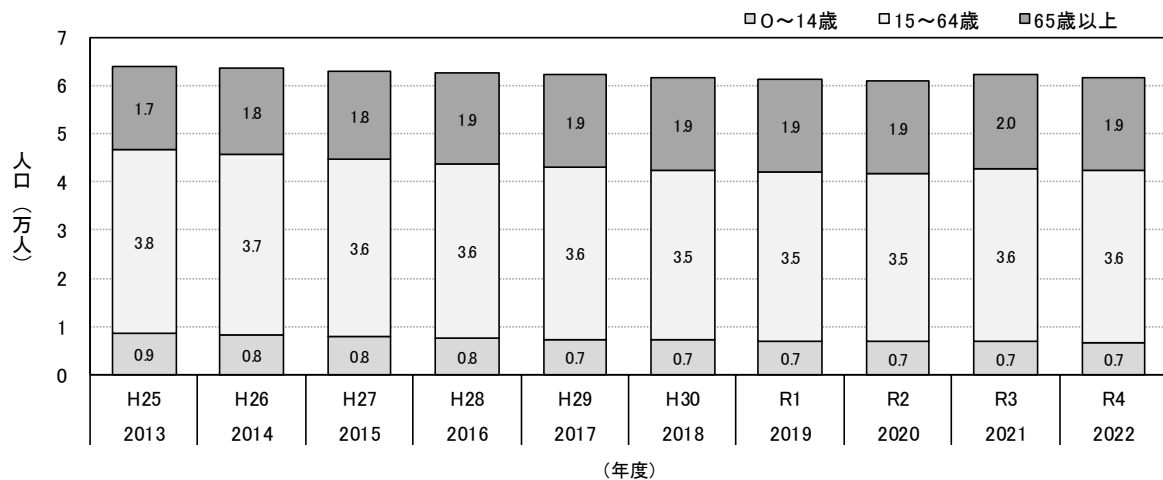
図 総人口と世帯数の推移



資料) 市民課 (各年4月1日現在)

年齢別人口は、高齢者人口(65歳以上)が増加し、生産年齢人口(15~64歳)及び年少人口(0~14歳)が減少しています。令和4(2022)年の高齢者人口の比率は31.5%であり、これは令和2(2020)年の愛知県全体の高齢者人口の比率25.2%を上回っています。

図 年齢別人口の推移

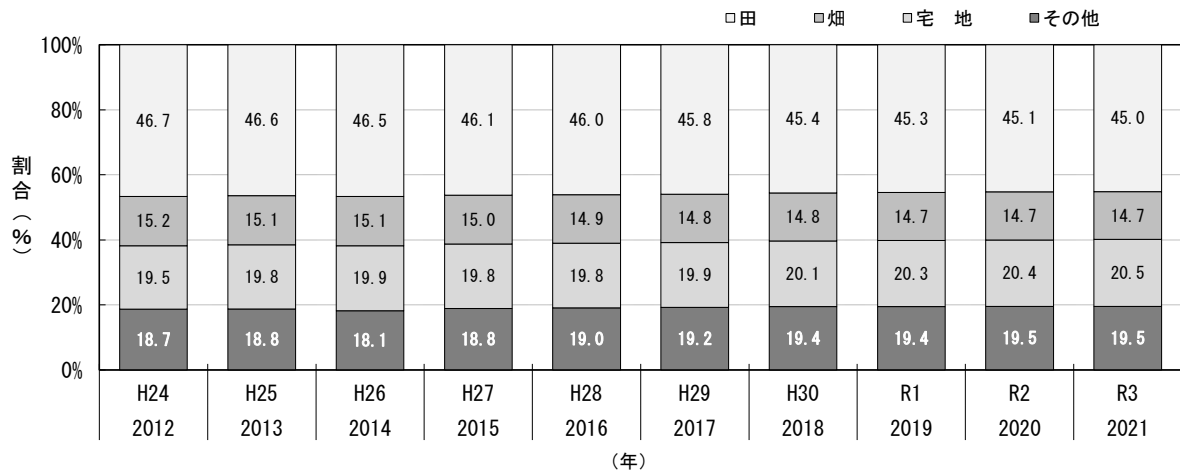


注) 年齢不詳人口は除く。
資料) 市民課 (各年10月1日現在)

(2) 土地利用

過去10年間の地目別土地利用面積構成比は、世帯数の増加の影響からか宅地の面積が増加傾向にあります。一方、農地（特に田）は減少傾向にあります。

図 地目別土地利用面積構成比の推移



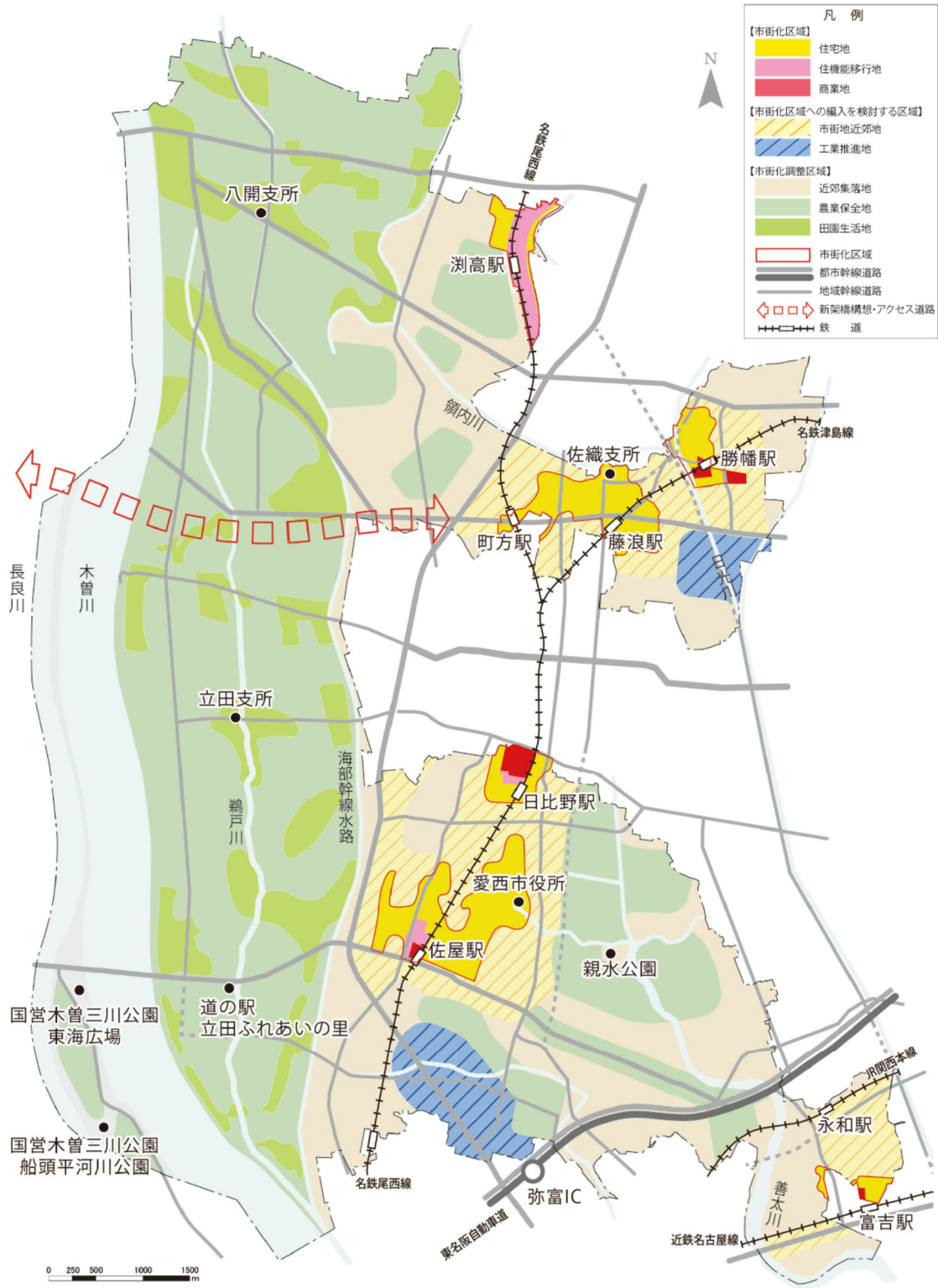
注) 河川等地番がない土地の面積は含まない。

資料) 税務課

愛西市都市計画マスタープランでは、市街化区域、将来的に市街化区域への編入を検討する区域、市街化調整区域に大きく分けて、土地の利用方針を定めています。

市街化調整区域の農地の多面的機能を高める一方で、市街化区域ではゆとりある居住空間の維持や生活環境の向上、主要駅の周辺部の生活利便性の向上、周辺環境と共生した工業系市街地の形成などを図ります。

図 土地利用方針図



資料) 愛西市都市計画マスタープラン

(3) 主要道路

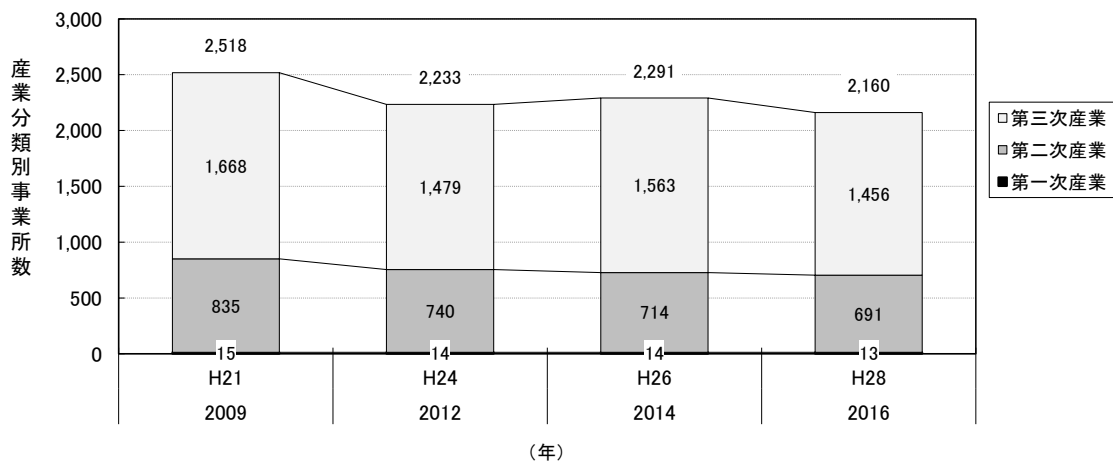
本市の主要道路は、一般国道1号、同155号の2路線があり、このほか主要地方道が4路線、一般県道が15路線となっています。東名阪自動車道が高架式で主要地方道名古屋蟹江弥富線と並走しており、弥富インターチェンジで一般国道155号に接続しています。

(4) 産業

1) 産業構造

本市の大分類別の事業所数は、卸売・小売業を中心とする第三次産業が多く、事業所数全体では減少傾向にあります。

図 産業大分類別事業所数の割合の推移

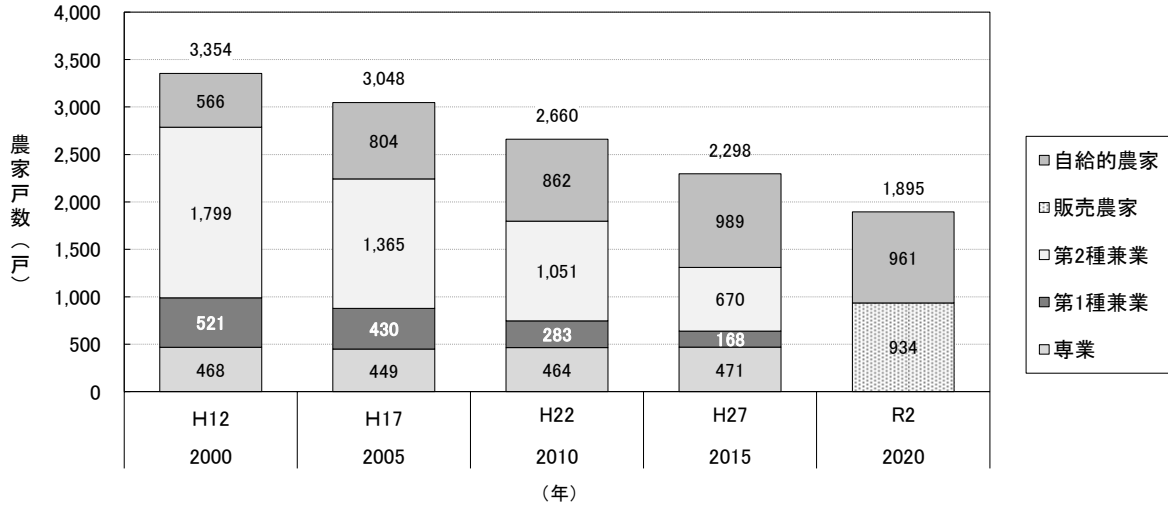


注) 事業所を対象としており、個人で行っている農業は含まない。
 この結果は経済センサス調査に基づいており、令和元(2019)年以降の調査において集計はない。
 資料) 愛西市の統計

2) 農業

本市の農家戸数は、専業農家戸数、兼業農家戸数とも減少傾向にあります。なお、農業形態の構成をみると、自給的農家戸数が徐々に増加しており、令和2(2020)年は自給的農家が農家戸数の1/2程度を占めています。

図 農家戸数の推移

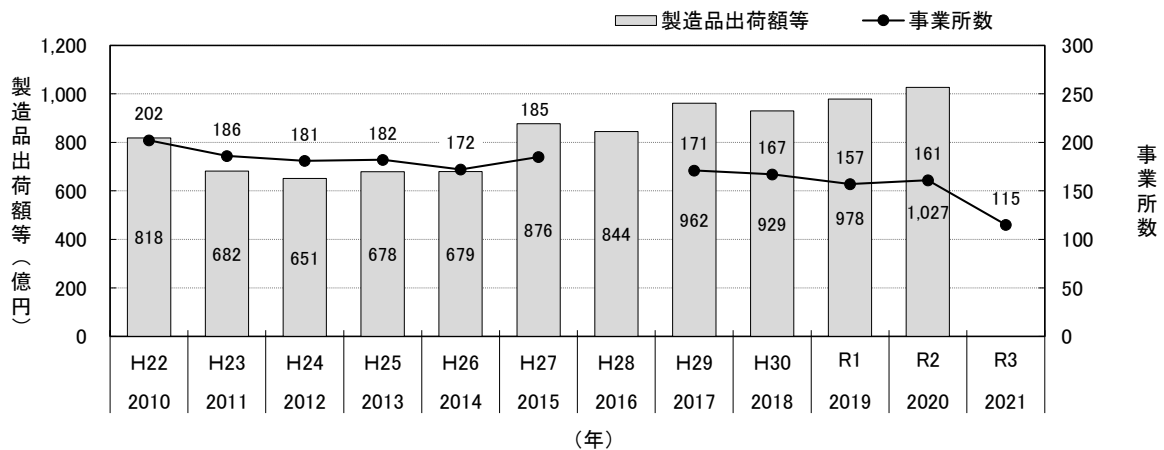


注) 令和2(2020)年から分類が変わり、自給的農家以外は販売農家となった。
資料) 愛西市の統計(各年2月1日現在)

3) 工業

本市の工業に関する製造品出荷額等及び事業所数の推移を見ると、過去10年間で製造品出荷額等は20%増加しましたが、事業所数は22%減少しました。

図 製造品出荷額等及び事業所数の推移



注) 工業統計調査は、平成27(2015)年までは毎年12月に実施し、当該年の実績と12月末時点の事業所の状況を調査していた。平成28(2016)年は調査を行わず、平成29(2017)年調査からは毎年6月に実施し、調査時の事業所の状況と、前年1~12月の製造品出荷額等の実績を調査している。現時点で公表されている最新の令和3(2021)年調査結果では、事業所数は令和3(2021)年6月時点、製造品出荷額等は令和2(2020)年の実績が掲載されている。

資料) 工業統計調査

4) 商業

本市の商業に関して、平成26(2014)年から平成28(2016)年にかけて、事業所数、年間商品販売額は卸売業、小売業ともに増加しており、売り場面積は37%増加しています。

表 商業に関する事業所数等の推移

年		事業所数		年間商品販売額（百万円）		売り場面積 (㎡)
		卸売業	小売業	卸売業	小売業	
H26	2014	89	228	21,951	31,229	44,076
H28	2016	99	263	29,861	37,165	60,265

資料) 愛西市の統計（平成26(2014)年は7月1日現在、平成28(2016)年は6月1日現在）

(5) 公園・緑地

市民の身近な憩いの場となる公園などの整備状況は、令和3(2021)年において比較的規模の大きい都市公園*・緑地が9箇所あります。その他、児童公園68箇所、農村公園4箇所、その他の公園8箇所があり、これらは本市に広く分散して設置されていますが、小規模な施設が多い状況です。

令和5(2023)年度より、都市公園等整備現況調査に基づき、都市公園における人口1人当たりの供用面積による指標を新たに設定し、公園・緑地の充実を図っていきます。

表 都市公園・緑地の整備状況

区 分	平成 24(2012)年	令和 3(2021)年	
	箇所数	箇所数	供用面積 (ha)
都市公園・緑地 (国営公園を含む)	8	9	54.25
児童公園	69	68	5.12
農村公園	4	4	0.35
その他の公園	7	8	0.61

注) 都市公園・緑地の供用面積は水面を含む。

資料) 都市計画課（各年4月1日現在）

3. 生活環境

本市の生活環境について、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の概況を整理します。

なお、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音については、「環境基本法^{*}」第16条により、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準^{*}が定められています。

(1) 大気汚染

愛知県のうち一般環境大気測定局（以下「大気測定局」という。）は63箇所あり、本市に最も近い津島市埋田町の大気測定局では、二酸化硫黄^{*}、二酸化窒素^{*}、浮遊粒子状物質^{*}、光化学オキシダント^{*}、微小粒子状物質^{*}及びダイオキシン類^{*}の6項目を測定しています（詳細はP. 16～17参照）。過去10年間の6項目の測定結果の概要は以下のとおりです。

- 二酸化硫黄濃度は、過去10年間に於いて0.002～0.004ppm^{*}で推移しており、改善傾向が見られます。
- 二酸化窒素濃度は、過去10年間に於いて0.015～0.023ppmの間を推移しており、改善傾向が見られます。
- 浮遊粒子状物質濃度は、過去10年間に於いて0.025～0.058mg/m³の間を推移しており改善傾向が見られます。
- 光化学オキシダント濃度について、昼間の日最高1時間値は、過去10年間に於いて0.096～0.125ppmの間を推移しており、令和2(2020)年度以降改善傾向が見られます。
- 微小粒子状物質は、平成25(2013)年度から測定を開始し、有効測定日数が250日以上ある平成26(2014)年度以降の濃度は7.0～14.8μg/m³の間を推移し、改善傾向が見られます。
- 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、各年とも環境基準を達成しています。微小粒子状物質は、平成26(2014)年度以降環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、環境基準を達成していない状況で推移しています。
- ダイオキシン類濃度の年平均値は、過去10年間に於いて環境基準0.6pg-TEQ^{*}/m³より十分低い0.011～0.037pg-TEQ/m³で推移しており、近年は改善傾向にあります。

図 大気汚染物質濃度の推移（測定局：津島市埋田町）（1/2）

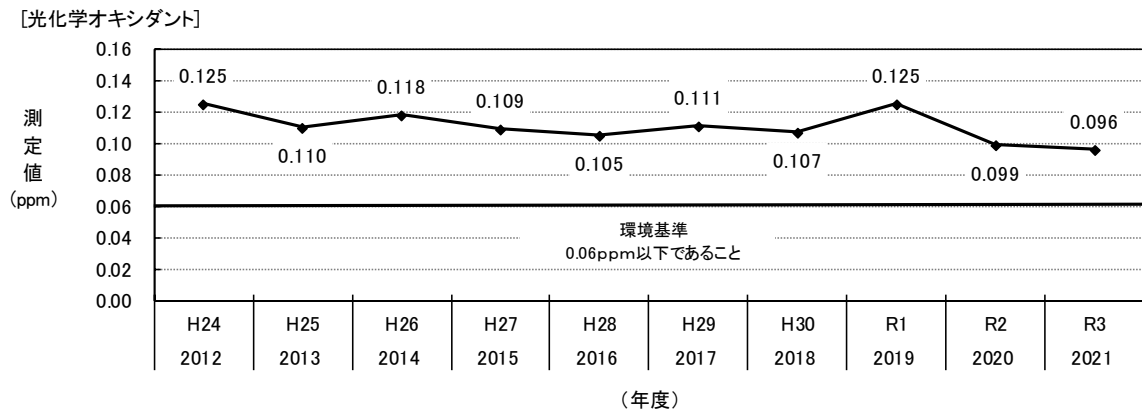
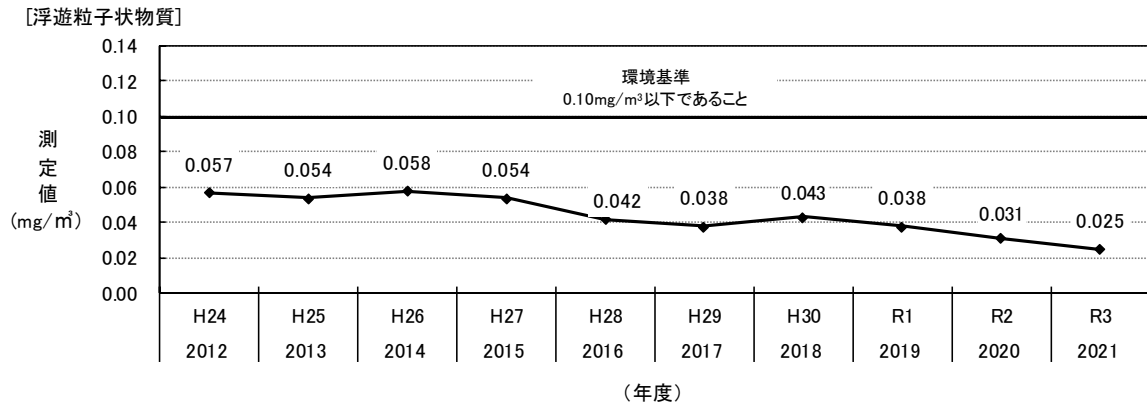
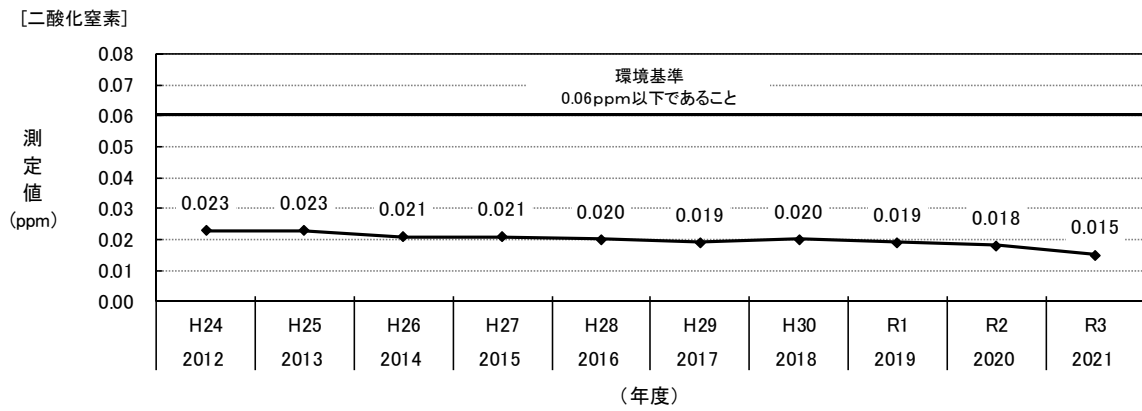
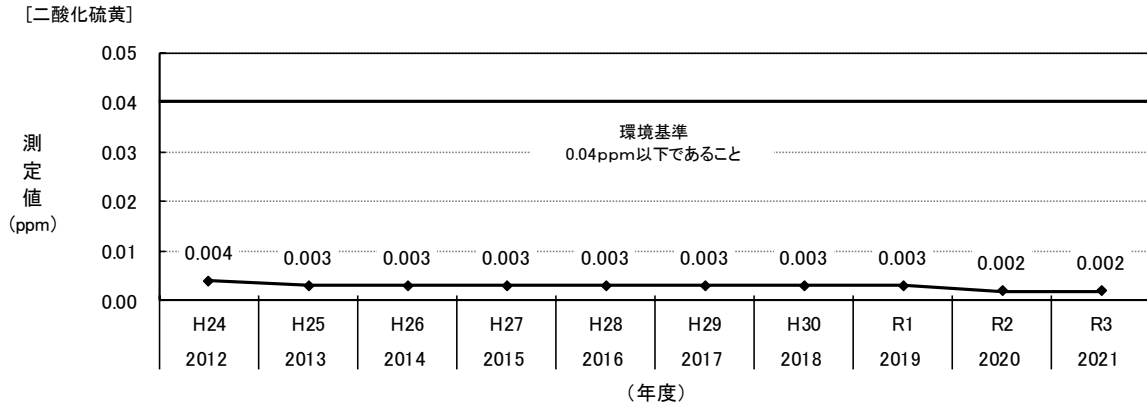
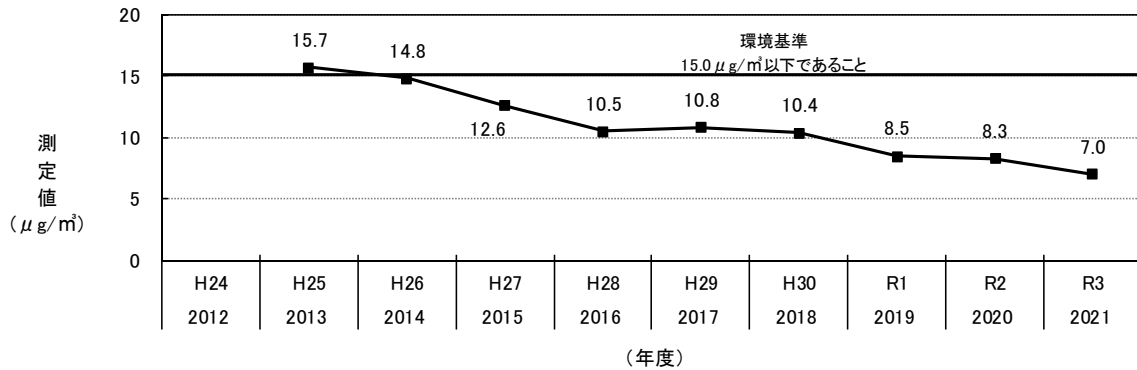


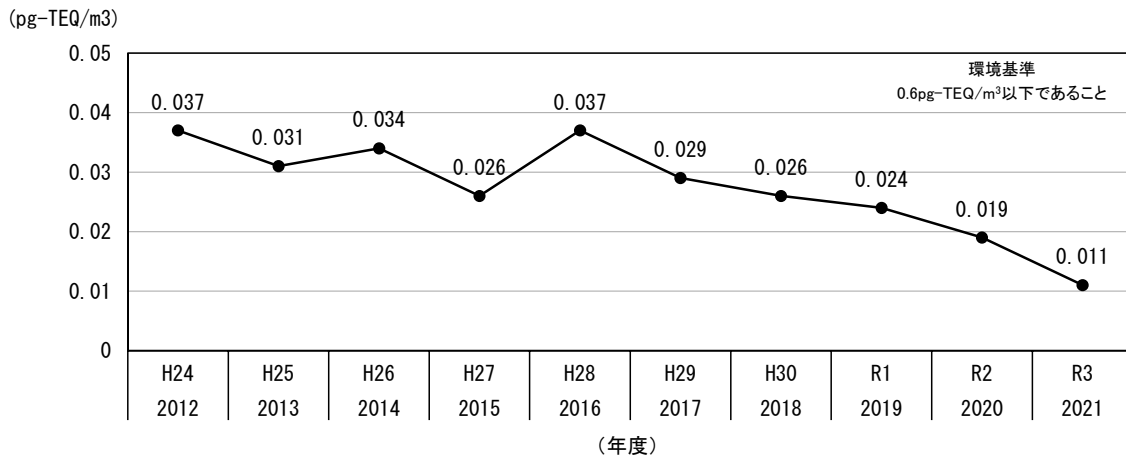
図 大気汚染物質濃度の推移（測定局：津島市埋田町）（2/2）

[微小粒子状物質]



注) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は1日平均値の年間2%除外値、二酸化窒素は1日平均値の年間98%値、光化学オキシダントは昼間の1時間値の最高値、微小粒子状物質は年平均値を示す。微小粒子状物質の平成25(2013)年度は有効測定日数が250日未満であるため参考値。
資料) 愛知県 大気汚染調査結果

図 大気中におけるダイオキシン類濃度の推移（年平均値、調査地点：津島市埋田町）



資料) 愛知県 ダイオキシン類環境調査結果

(2) 水質汚濁

1) 河川の水質汚濁状況

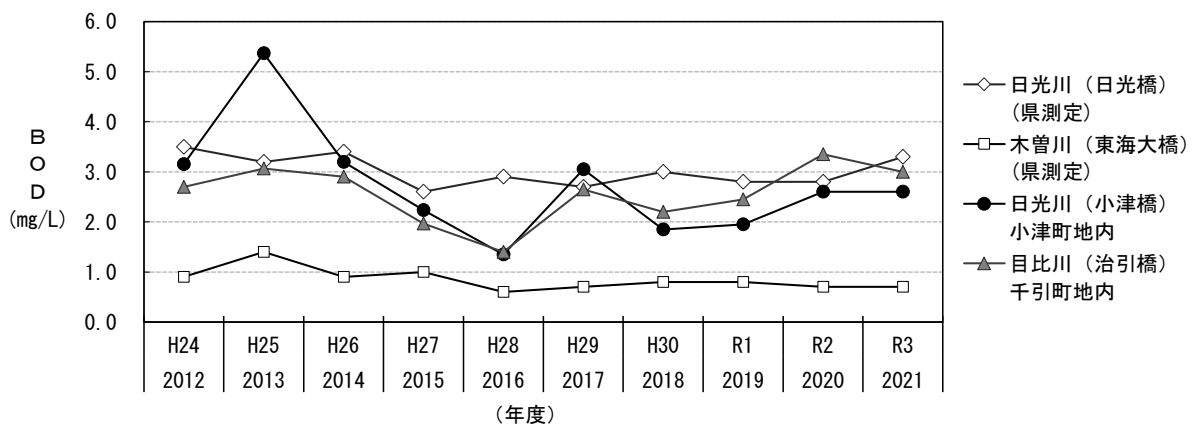
愛知県は公共用水域*の水質汚濁状況を把握するため、河川の水質調査を実施しており、本市周辺では木曽川（東海大橋）及び日光川（日光橋）において水質調査が実施されています。本市でも15地点で測定しています（詳細はP. 18～19参照）。

また、愛知県は河川水質・底質のダイオキシン類の汚染状況を調査していますが、本市の近隣地域には測定地点はありません。

河川の水質について、愛知県と本市が調査した地点の過去10年間の測定結果について、概要は次のとおりです。

- 木曾川及び日光川の測定結果は、pH^{*}（水素イオン濃度）、DO^{*}（溶存酸素量）、BOD^{*}（生物化学的酸素要求量）及びSS^{*}（浮遊物質）の各項目とも環境基準を達成しています。
- 主要な河川について、河川の有機汚濁の代表的な指標となるBODの推移をみると、県測定¹の2地点とも概ね改善の傾向が見られますが、本市測定²の2地点は変動が大きく、今後も注意が必要です。
- 本市が測定した河川では、領内川、日光川、目比川のBODは比較的良好な状態にありますが、それ以外の河川・水路は変動が大きく、令和3(2021)年度では環境基準値を超えた調査地点が2地点あります。

図 主要な河川水質の推移（BOD）



注) 環境基準 木曾川：2mg/L、日光川：10mg/L、目比川：設定されていないため日光川を参照。
 日光川（日光橋）、木曾川（東海大橋）は県測定、残り2地点は市測定による。
 資料) 愛知県 公共用水域及び地下水の水質調査結果、環境課

表 河川水質 (BOD 市測定)

(単位 : mg/L)

調査地点		H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
善太川	善太新田町十割下地内	9.9	7.4	7.9	11.4	9.1	7.3	7.0	11.1	12.5
	大井町七川北地内	6.6	4.6	4.1	5.6	5.5	6.2	10.6	7.1	6.6
水路	東條町酉新田地内	4.6	2.7	2.0	2.1	4.0	4.1	7.4	2.9	2.7
	西保町大之内地内	4.3	3.8	7.8	2.0	4.7	7.8	23.0	33.0	12.0
善太川・温常寺川合流	落合町新田地内	8.6	7.1	5.0	4.6	6.6	6.4	12.0	7.0	7.1
水路	須依町大正地内	11.4	16.4	6.8	9.4	10.8	5.2	11.5	7.0	7.2
	日置町上川田地内	13.2	6.9	7.2	7.5	8.7	9.0	9.3	6.9	6.2
	二子町定納地内	9.6	9.9	5.7	3.9	10.1	5.3	9.3	6.3	5.3
	鵜多須町寺浦地内	3.7	1.7	5.0	0.6	2.2	3.1	8.6	2.2	2.4
領内川	西川端橋	6.9	4.9	2.7	3.9	3.8	3.6	7.5	4.1	4.5
	根高排水機場	6.3	4.1	4.2	2.5	4.3	4.5	3.1	4.4	5.3
日光川	小津橋	5.4	3.2	2.2	1.4	3.1	1.9	2.0	2.6	2.6
	勝幡排水機場	5.3	4.7	4.3	2.1	4.5	4.4	2.8	4.4	3.4
日光川 幹線水路	諸桑団地東	7.1	3.6	4.6	2.0	4.3	5.2	4.5	3.6	6.0
目比川	治引橋	3.1	2.9	2.0	1.4	2.7	2.2	2.5	3.4	3.0

注) 年2回測定の平均値を示す。

日光川以外の河川は環境基準の類型が指定されていないため、E類型の環境基準値10mg/Lを超えたものを網掛けで示す。

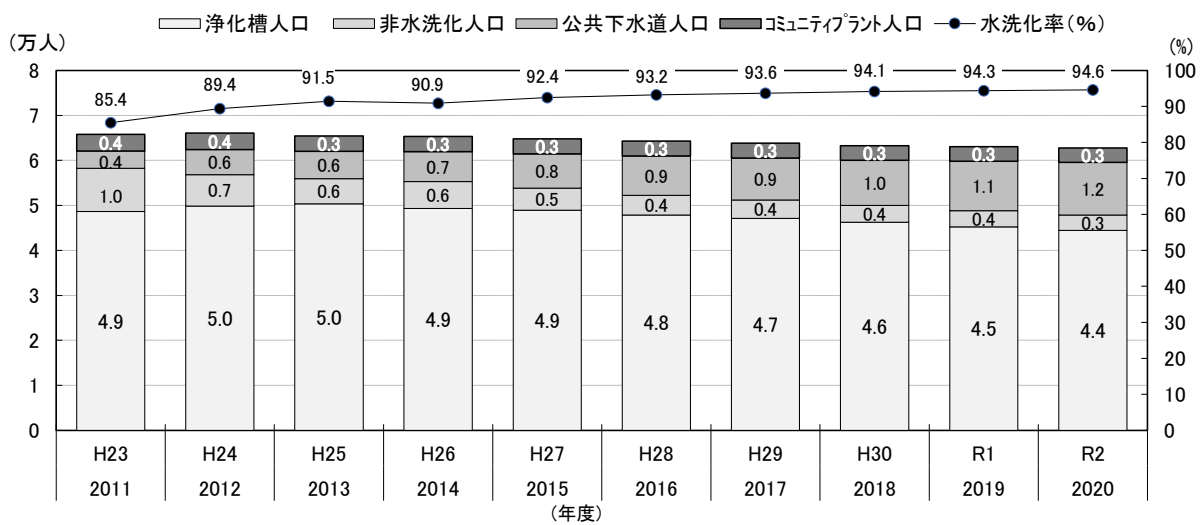
資料) 環境課

2) 生活排水処理の状況

河川の水質汚濁に対する主な要因の一つである生活排水処理の状況は、浄化槽人口は減少していますが、公共下水道人口が増加しており、水洗化率が上昇しています。

浄化槽のうち、し尿のみを処理する単独処理浄化槽*は汚濁負荷が高く水質汚濁の要因となることから、新たな設置は認められていません。現在は、生活排水処理基本計画に基づき順次整備される公共下水道*への接続や、合併処理浄化槽*設置補助制度を活用して合併処理浄化槽へ転換が進んでいます。

図 生活排水処理人口・処理率の推移



注) 水洗化率は総人口に占める水洗化人口（公共下水道人口+コミュニティプラント人口+浄化槽人口）の割合。
「浄化槽人口」には下表の集落排水施設等人口を含む。

資料) 一般廃棄物処理実態調査 環境省

表 生活排水処理の内訳 (令和3(2021)年度)

(単位: 人)

計画収集人口	水洗化人口							合計 (総人口)
	公共下水道人口	コミュニティプラント人口	集落排水施設等人口	浄化槽人口			小計	
				みなし (単独処理) 浄化槽人口	合併処理浄化槽人口	浄化槽人口計		
2,909	12,613	3,176	13,455	9,839	20,242	30,081	59,325	62,234

資料) 下水道課

(3) 騒音

騒音は、工場の事業活動や建設作業、交通機関の運行などに伴い発生しています。「騒音規制法[※]」では、工場や事業場、建設工事から発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めています。

本市では、「騒音規制法」第18条第1項（常時監視）の規定に基づき、自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、主要幹線道路沿線で騒音を調査しています。令和3(2021)年度では9区間で実施しており、昼夜とも環境基準達成率100%であったのは7区間でした。

表 自動車騒音の状況 (R3(2021)年度)

測定地点	調査地点	区間延長 (km)	騒音レベル (dB [※])		環境基準達成戸数 (戸)			調査区間内 全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
			昼	夜	昼	夜	昼夜		昼	夜	昼夜
一般国道1号	善太新田町	0.9	69	64	36	36	36	36	100.0	100.0	100.0
一般国道155号	西保町	2.1	71	67	3	3	3	3	100.0	100.0	100.0
一般国道155号	佐屋町	2.6	70	65	134	131	131	135	99.3	97.0	97.0
県道津島南濃線	藤ヶ瀬町	0.4	59	54	4	4	4	4	100.0	100.0	100.0
県道名古屋蟹江弥富線	本部田町	2.3	70	65	35	35	35	35	100.0	100.0	100.0
県道あま愛西線	古瀬町	1.3	69	65	157	157	157	157	100.0	100.0	100.0
県道あま愛西線	根高町	0.6	69	64	145	145	145	145	100.0	100.0	100.0
県道佐屋多度線	森川町	4.3	72	68	174	174	174	175	99.4	99.4	99.4
県道給父清須線	鶯多須町	2.6	70	65	58	58	58	58	100.0	100.0	100.0

注) 騒音の環境基準は、昼間70dB以下、夜間65dB以下（幹線交通を担う道路に近接する空間）

資料) 愛知県 自動車騒音常時監視結果

愛知県は、航空機騒音の環境基準の達成状況を把握するため、県営名古屋空港及び中部国際空港周辺において騒音の調査を行っています。本市では1地点で調査が行われています。

表 中部国際空港に係る航空機騒音調査結果 (R3(2021)年度)

(単位: dB)

調査地点	調査実施期間	調査結果	環境基準	調査機関
愛西市稲葉町米野	7/13 ~ 7/19	35	-	愛知県

注) 環境基準の地域類型を指定した地域外の調査地点であるため環境基準はない。

資料) 愛知県 航空機騒音に係る調査結果

(4) 振動

振動は、工場の事業活動や建設作業、交通機関の運行などに伴い発生しています。

振動に係る評価基準は、道路交通振動に関して「振動規制法[※]」第16条に基づき道路交通振動の限度（要請限度[※]）が定められており、また、工場の事業活動・建設作業に関して、「振動規制法」第4条に基づき特定工場などにおける基準や特定建設作

業に関する基準が定められています。

愛知県は主要道路沿線の道路交通振動を把握するため、振動調査を実施しています。本市に道路交通振動の測定地点はありませんが、本市に近接する測定地点の海部郡蟹江町大字蟹江新田（一般国道1号）、海部郡蟹江町源氏3丁目（県道一宮蟹江線）では、いずれも要請限度を超過しませんでした。

(5) 土壌汚染

愛知県は土壌中のダイオキシン類の汚染状況を調査しています。

本市周辺における土壌中のダイオキシン類濃度は、いずれの地点においても環境基準を達成しています。

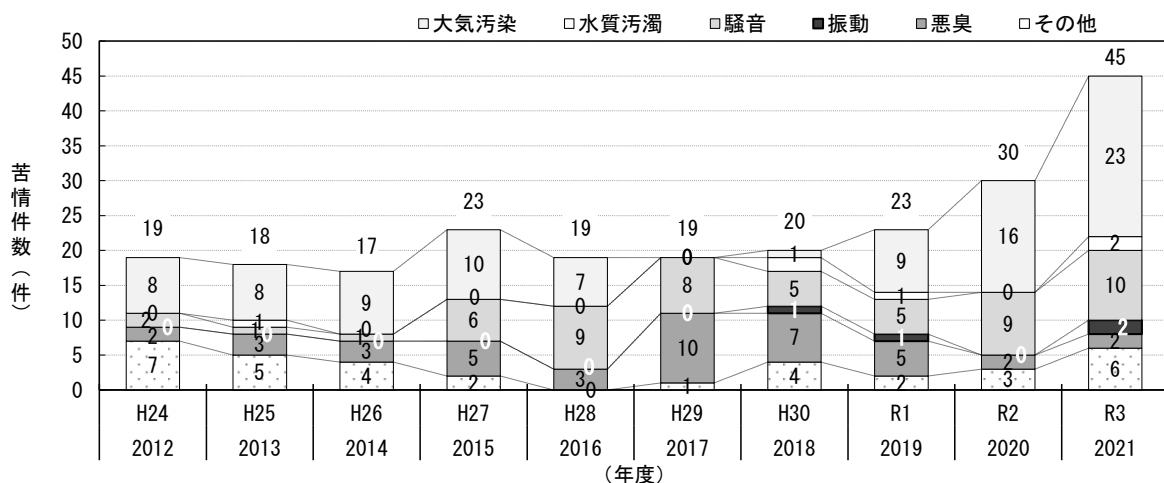
(6) 地盤沈下

本市には愛知県が設置している水準点があり、沈下の状況が毎年観測されています。記録のある昭和36(1961)年以降地盤の沈下が続いていましたが、昭和60年代には沈下が鈍化しました。しかし、「令和3年における濃尾平野の地盤沈下の状況」（東海三県地盤沈下調査会）によると、平成29(2017)年から令和3(2021)年までの5年間の累積沈下量の大きい水準点上位10点のうち2点は本市の水準点（森川町村仲、立田町杵先）で、引き続き注意が必要です。

(7) 悪臭

においの感じ方は人の主観的要素が強く、量や接触時間によってその感じ方が異なります。令和3（2021）年度の本市における悪臭に関する苦情件数は大気汚染（野焼きなど）、騒音に次いで多い状況です。

図 愛西市における公害苦情件数



資料) 環境課

4. 資源循環型社会

循環型社会^{*}の形成に関する項目として、資源、節水及び廃棄物の概況を整理します。なお、電気の使用量は、平成28(2016)年の電力小売全面自由化に伴い、都市ガスの使用量は、平成29(2017)年のガス小売全面自由化に伴い、本市の電力・都市ガス使用量（年間販売量）は公表されなくなりました。

(1) 廃棄物

一般廃棄物^{*}のうち家庭ごみの種類は下表のとおりで、収集されたごみは再資源化業者や海部地区環境事務組合で受入保管し、中間処理され、資源化または最終処分されます。

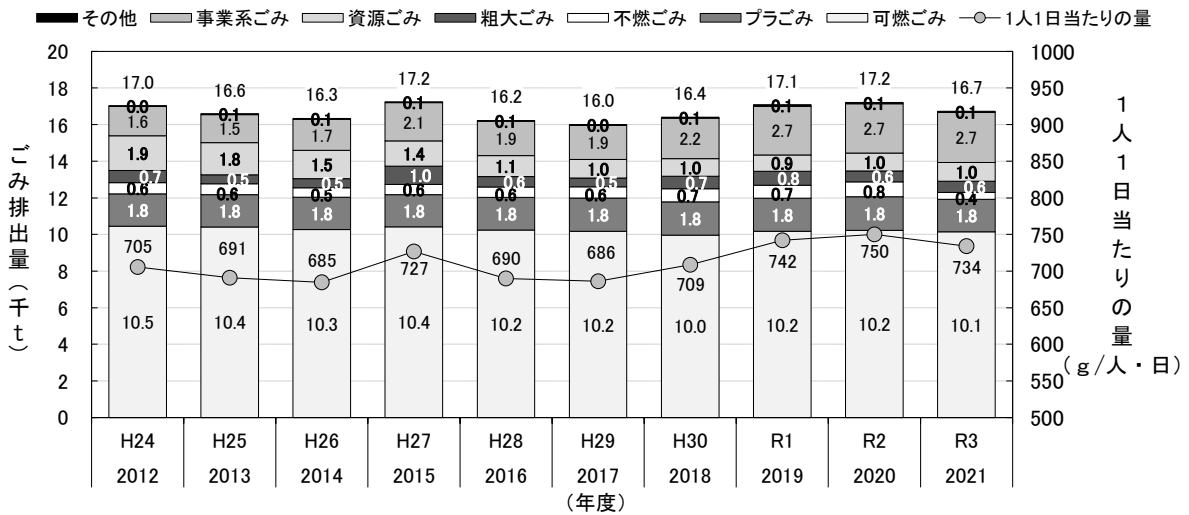
表 ごみ処理の流れ

ごみの種類		受入保管・中間処理	資源化・最終処分
可燃物ごみ		海部地区環境事務組合	埋立処分（焼却残渣）
プラスチック類ごみ			
不燃物ごみ		海部地区環境事務組合	資源化 埋立処分（不燃物）
有害ごみ			
粗大ごみ		海部地区環境事務組合 ・再資源化業者	資源化
資源ごみ	カン類、ビン類、古紙、古布、 ペットボトル、白色トレイ	再資源化業者	資源化

資料) 環境課

本市におけるごみ排出量は、資源ごみが減少する一方で事業系ごみが増加しておりますが、総排出量は概ね横ばいで推移しています。令和3(2021)年度のごみの総排出量（資源ごみを含む）は前年を下回り、16,724tでした。1人1日当たりでは、変動はありますが増加傾向にあります。

図 ごみ排出量の推移

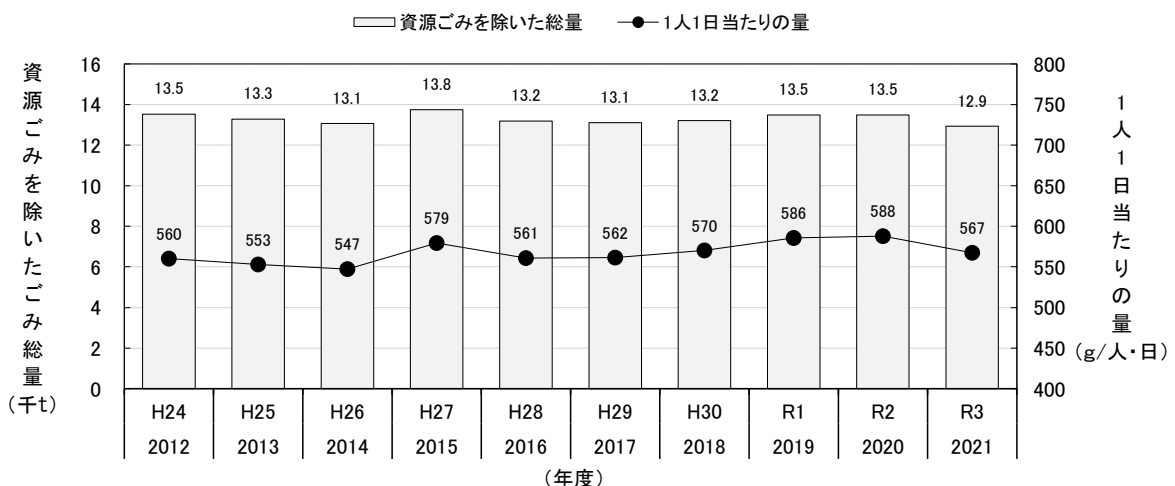


注) 「その他」は廃蛍光管、廃乾電池、有料家庭ごみ、小型廃家電の合計。

資料) 環境課

近年は収集ごみに占める資源ごみの量が減少しており、紙媒体の減少に加え、民間の資源回収拠点が増えていることが理由であると考えられます。本市の資源ごみを除いたごみの総量（処理しなければならないごみの量）は、概ね横ばいですが、1人1日当たりの量を見ると、令和3(2021)年度は前年を下回りました。

図 資源ごみを除いたごみ総量の推移



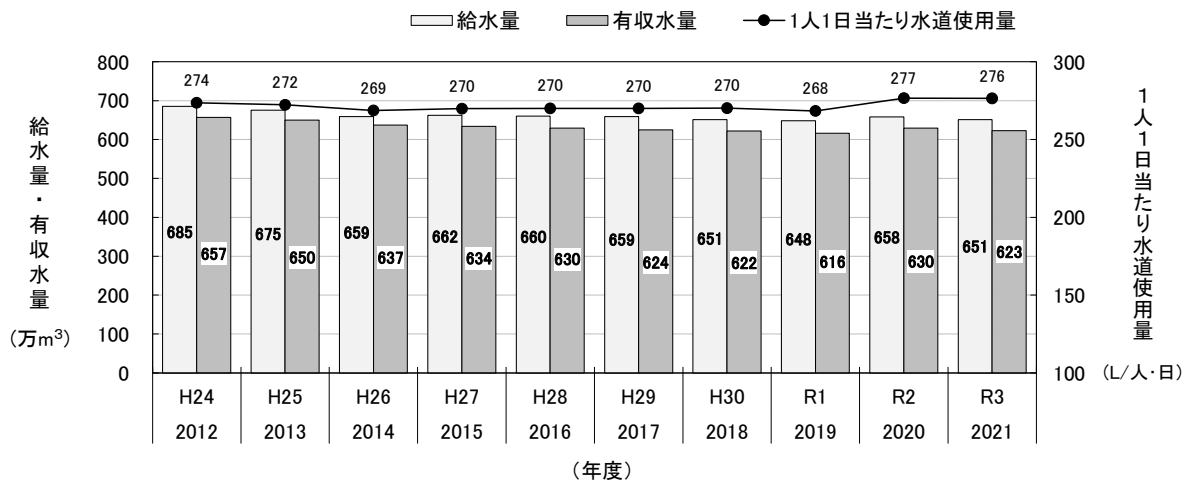
資料) 環境課

(2) 水資源

1) 水道

家庭用と業務用（商業用、工業用及びその他）を合わせた本市の水道使用量は減少傾向にあり、1人1日当たりの水道使用量は概ね横ばいでしたが、令和2(2020)年度は前年度を上回っています。

図 水道使用量の推移

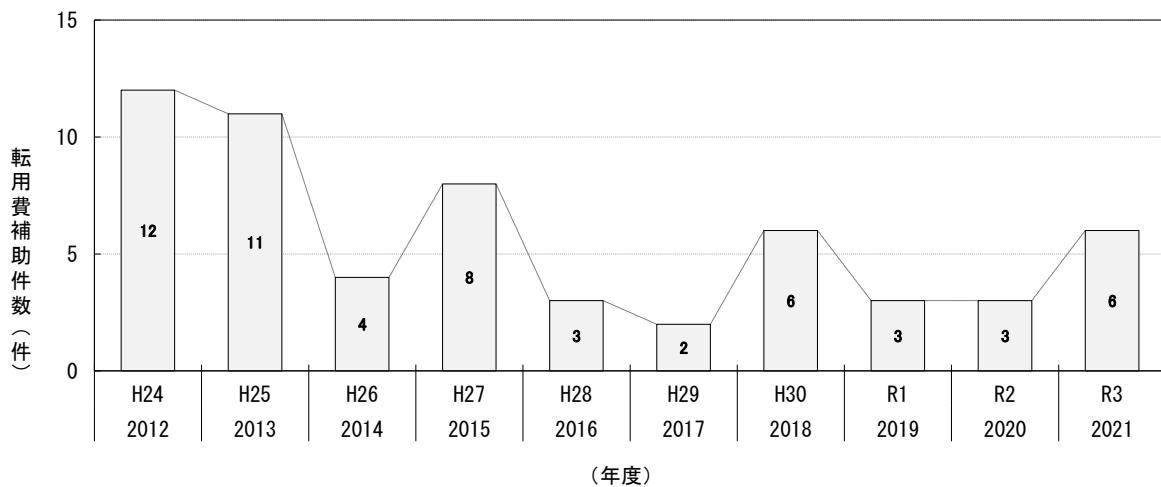


資料) 上水道課 (各年3月31日)

2) 節水

本市では、雨水の有効利用などを目的として、不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための補助事業を実施しています。補助制度は平成22(2010)年度から開始され、令和3(2021)年度の浄化槽雨水貯留施設転用費補助件数は6件となっています。

図 浄化槽雨水貯留施設転用費補助件数の推移



資料) 下水道課

5. 地球温暖化とエネルギー

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。太陽エネルギーにより暖められた地表面から、宇宙に向けて放射される熱エネルギー（赤外線）の一部が、二酸化炭素やメタン※に代表される温室効果ガス※により吸収されることで大気が暖められる現象を温室効果といいます。近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン※類などの温室効果のあるガスが大量に排出されて、大気中の濃度が高まっています。

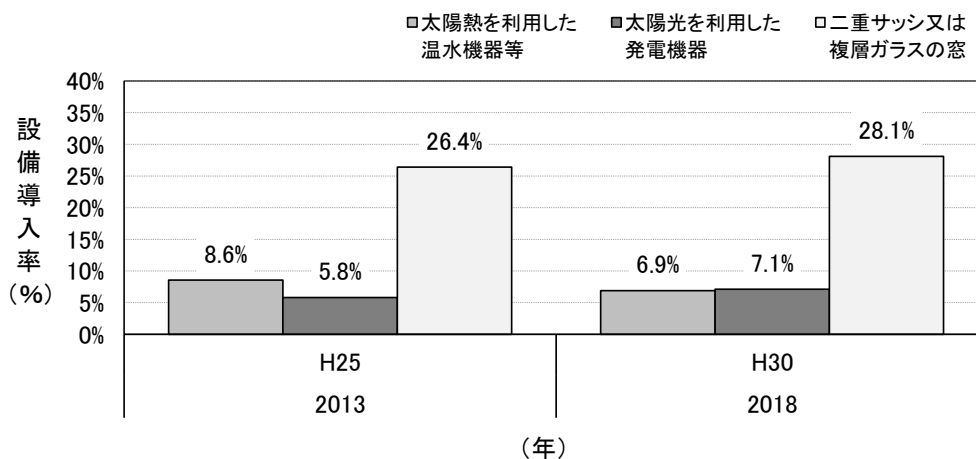
IPCC※（気候変動に関する政府間パネル）が令和3(2021)年に報告した第6次評価報告書によると、人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、平成23(2011)年～令和2(2020)年の世界平均気温は、工業化前と比べて1.09℃上昇したとしています。また、陸域のほとんどで1950年代以降に大雨の頻度と強度が増加し、強い台風（強い熱帯低気圧）の発生割合は過去40年間で増加しました。今世紀末（2081～2100年）の世界平均気温の変化予測は、工業化前と比べて1.0～5.7℃上昇すると予測されています。

温室効果ガス排出量の大半を占める二酸化炭素の排出は、エネルギーの使用やプラスチック製品の焼却などに由来していることから、エネルギー使用量の削減や、脱プラスチックが求められています。

(2) 省エネ設備

市内の住宅で、平成30(2018)年において太陽熱を利用した温水機器等を導入している住宅は6.9%、太陽光を利用した発電機器を導入しているのは7.1%、二重サッシ又は複層ガラスの窓を導入しているのは、一部の窓の住宅を含めて28.1%です。太陽光を利用した発電機器と、二重サッシ又は複層ガラスの窓を導入している住宅の割合は、平成25(2013)年から増加傾向にあります。

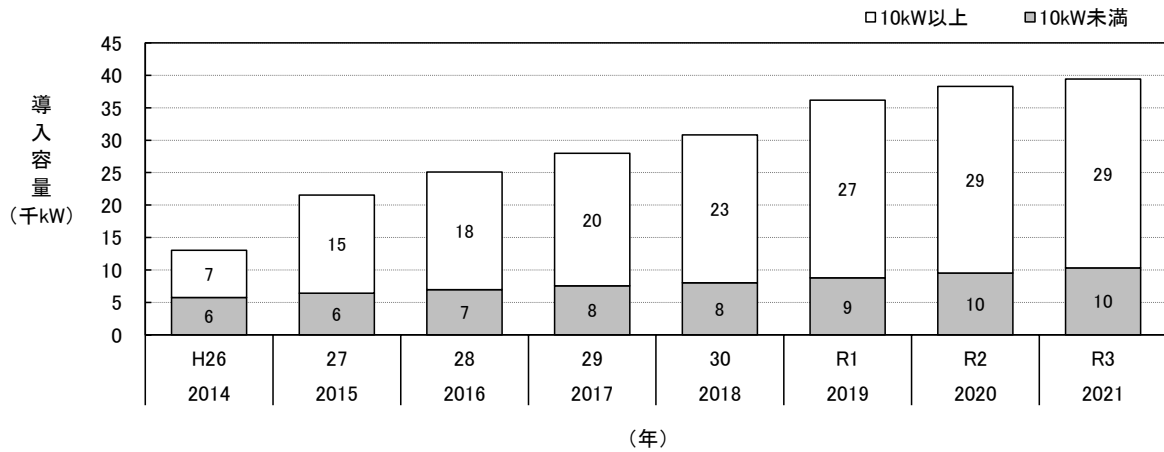
図 住宅における省エネルギー設備等の導入率



注) 省エネルギー設備等を「あり」と回答した住宅の割合を示す。
資料) 住宅土地統計調査

「固定価格買取制度（FIT）」は、再生可能エネルギー※で発電した電気を、一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。市内では、固定価格買取制度を利用した発電設備は太陽光発電のみで、10kW以上の大型の設備を中心に設置が進んでいます。

図 固定価格買取制度導入容量の推移



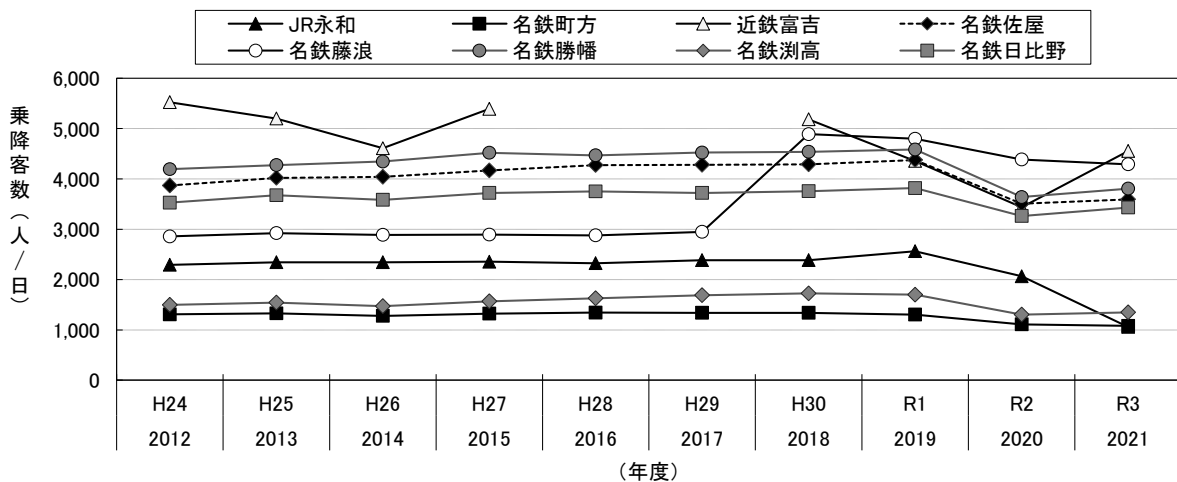
資料) 資源エネルギー庁 (各年12月末現在)

(3) エコモビリティライフ※

1) 鉄道利用

鉄道の駅別乗降客数の推移をみると、乗降客数の比較的多い名鉄佐屋駅、名鉄勝幡駅では増加傾向にありましたが、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出を控えるなどの影響もあり、大きく減少しています。名鉄藤浪駅は、平成30(2018)年に本市へ移転した清林館高等学校の最寄り駅であることから、乗降客数が大幅に増加しました。

図 鉄道の駅別乗降客数の推移

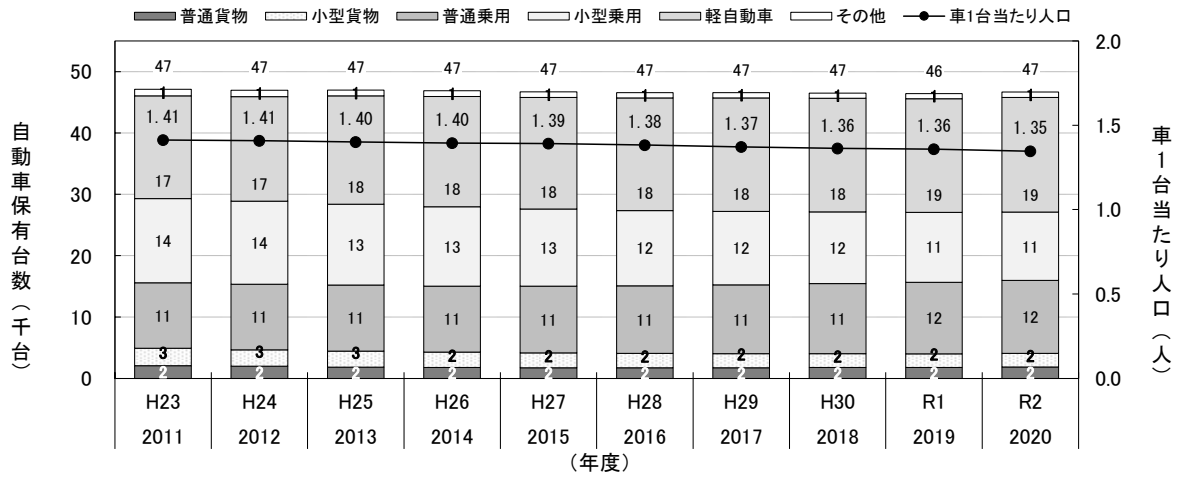


注) 近鉄富吉駅については、不定期に集計。
資料) 経営企画課

2) 自動車保有台数

過去10年間の自動車保有台数の推移をみると、本市の自動車保有台数はわずかに減少しています。一方、車1台当たりの人口は減少傾向にあり、令和2(2020)年度では、1.35人/台となっています。

図 自動車保有台数の推移



資料) 愛知県統計年鑑 (各年度末)

6. 環境行政の動向

国・県における環境に関する取組状況について整理します。

(1) 国の取組

国は、平成5(1993)年に「環境基本法」を制定して以降、各種の環境に関する法を整備し、総合的な環境行政を推進しています。平成30(2018)年に「第五次環境基本計画」を策定し、地域循環共生圏の創造や、世界の範となる日本の確立を通じて、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指しています。

平成28(2016)年に策定した「地球温暖化対策計画」では、前年に「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP[※]21)」において採択された「パリ協定[※]」を踏まえ、温室効果ガス削減目標を令和12(2030)年度において、平成25(2013)年度比26%削減としました。「パリ協定」では温暖化する気候への適応についても対応を求めており、「気候変動適応法[※]」に基づき、令和3(2021)年に「気候変動適応計画」が策定されました。また令和2(2020)年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル[※]を目指すことを宣言したことを受け、令和3(2021)年に策定した「地球温暖化対策計画」では、削減目標を令和12(2030)年度において平成25(2013)年度比46%削減とし、取組を強化しています。

生物多様性に関しては、平成22(2010)年に「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が名古屋市で開催され、生物多様性への関心が高まるなど環境問題はますます複雑かつ多様化しており、これらの情勢の変化に適切に対応していくことが求められています。「生物多様性国家戦略」は、令和4(2022)年のCOP15で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を受け、次期戦略の策定に向けて、令和12(2030)年に向けた必要な施策を検討中です。

近年は、世界的に海洋プラスチックごみへの関心が高まっています。国は令和元(2019)年には「プラスチック資源循環戦略」を策定し、使い捨てプラスチックの削減に取り組んでおり、令和2(2020)年7月からレジ袋有料化が義務付けられました。

SDGsに関しては、平成28(2016)年に「SDGs実施指針」を決定（令和元(2019)年改定）し、17のゴールと169のターゲットの世界全体における達成に向け、関係行政機関の相互の連携を図り、施策を推進しています。

(2) 県の取組

愛知県では、平成9(1997)年に「愛知県環境基本計画」を策定して以降、総合的な環境施策を推進しています。現行計画の「第5次愛知県環境基本計画（令和3（2021）年策定）」では、SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」を目標に、目指すべき3つの愛知の姿「日本一環境にやさしいあいち」、「環境と経済成長が好循環しているあいち」、「地域が活性化している魅力あるあいち」を示し、それぞれの愛知の姿の実現を目指しています。

地球温暖化対策に関しては、平成30(2018)年10月に「愛知県地球温暖化対策推進

条例」を制定し、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明確にするとともに、すべての主体の自主的かつ積極的な取組を促しています。また、平成30(2018)年2月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030」については、令和2(2020)年10月以降の国の状況に対応するため、令和4(2022)年12月に改定し、令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成25(2013)年度比で、従来の26%減から46%減に引き上げ、令和32(2050)年までにカーボンニュートラルの実現を目指すこととしました。

生物多様性に関しては、令和3(2021)年2月に「あいち生物多様性戦略2030」を策定しました。令和32(2050)年の長期目標を「人と自然が共生するあいち」とし、令和12(2030)年目標を「人と自然の共生に向けて、生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる」としています。本戦略では、長期目標の実現に向けて、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪に、人と人とのつながりを育みながら、多様な主体の協働（コラボレーション）により様々な施策を展開し、生物多様性先進県を目指しています。

表 国・県の環境行政の流れ (1/2)

年	国際社会における取組	国における取組	愛知県における取組
平成 5 (1993)	5 月 「気候変動に関する国際連 合枠組条約」締約 12 月 「生物の多様性に関する条 約」発効	11 月 「環境基本法」制定	
平成 6 (1994)	3 月 「気候変動枠組条約」発効	12 月 「環境基本計画」策定	
平成 7 (1995)		10 月 「生物多様性国家戦略」決 定	3 月 「愛知県環境基本条例」制 定
平成 9 (1997)	12 月 「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)」開 催(日本・京都)		8 月 「第 1 次愛知県環境基本 計画」策定
平成 10 (1998)		6 月 「地球温暖化対策推進大 綱」策定 10 月 「地球温暖化対策の推進 に関する法律(温対法)」制 定	
平成 11 (1999)	10 月 「気候変動枠組条約第 5 回締約国会議(COP5)」開 催(ドイツ・ボン)	4 月 「地球温暖化対策の推進 に関する基本方針」閣議決 定	
平成 12 (2000)		5 月 「グリーン購入 [*] 法」制定 12 月 「新・環境基本計画」策定	
平成 14 (2002)		3 月 「地球温暖化対策推進大 綱」見直し 3 月 「新・生物多様性国家戦 略」決定 6 月 「京都議定書」 [*] 批准	9 月 「第 2 次愛知県環境基本 計画」策定
平成 15 (2003)		3 月 「第一次循環型社会形成 推進基本計画」策定	3 月 「県民の生活環境の保全 等に関する条例」制定
平成 16 (2004)		6 月 「特定外来生物による生態 系等に係る被害の防止に 関する法律」制定	
平成 17 (2005)	2 月 「京都議定書」発効	2 月 「京都議定書」発効 4 月 「京都議定書目標達成計 画」閣議決定	
平成 19 (2007)		11 月 「第三次生物多様性国家 戦略」閣議決定	
平成 20 (2008)	1 月 「京都議定書」第一約束期 間開始	6 月 「生物多様性基本法」制定 7 月 「低炭素社会づくり行動計 画」閣議決定	3 月 「第 3 次愛知県環境基本 計画」策定
平成 21 (2009)		12 月 「新成長戦略(基本方針)」 閣議決定	3 月 「あいち自然環境保全戦 略」策定
平成 22 (2010)	10 月 「生物多様性条約第 10 回 締約国会議(COP10)」開催 (日本・愛知)「愛知目標」	3 月 「生物多様性国家戦略 2010」閣議決定	
平成 23 (2011)		3 月 (東日本大震災の発生) 11 月 「京都議定書」第二約束期 間に参加しないことを明言	

表 国・県の環境行政の流れ (2/2)

年	国際社会における取組	国における取組	愛知県における取組
平成 24 (2012)		4月「第四次環境基本計画」 閣議決定 9月「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定	
平成 25 (2013)			3月「あいち生物多様性戦略 2020」策定
平成 26 (2014)			5月「第4次愛知県環境基本 計画」策定
平成 27 (2015)	11月「気候変動枠組条約第21 回締約国会議(COP21)」 開催(フランス・パリ) 12月「パリ協定」採択		
平成 28 (2016)	11月「パリ協定」発効	5月「地球温暖化対策計画」 閣議決定 12月「SDGs実施指針」決定	
平成 29 (2017)	7月「G20 海洋ごみ行動計画」 採択(G20ドイツ・ハンブル ク・サミット)	3月「長期低炭素ビジョン」策 定	
平成 30 (2018)		4月「第五次環境基本計画」 閣議決定 6月「気候変動適応法」制定	2月「あいち地球温暖化防止 戦略2030」策定 10月「愛知県地球温暖化対策 推進条例」制定
令和元 (2019)	6月「G20 海洋プラスチックご み対策実施枠組」採択 (G20 日本・大阪・サミット)	5月「海洋プラスチックごみ対 策アクションプラン」策定 5月「プラスチック資源循環戦 略」策定 6月「パリ協定に基づく成長戦 略としての長期戦略」閣議 決定 10月「食品ロスの削減の推進に 関する法律」施行 12月「SDGs指針」改定	
令和2 (2020)		7月 レジ袋有料化 10月 カーボンニュートラル宣言	
令和3 (2021)	11月「気候変動枠組条約第26 回締約国会議(COP26)」 開催(イギリス・グラスゴー) 「グラスゴー気候合意」	10月「地球温暖化対策計画」 (見直し) 10月「気候変動適応計画」閣 議決定	2月「第5次愛知県環境基本 計画」策定 2月「あいち生物多様性戦略 2030」策定
令和4 (2022)	11月「気候変動枠組条約第27 回締約国会議(COP27)」 開催(エジプト・アラブ共和 国・シャルム・エル・シェイ ク) 「シャルム・エル・シェイク 実施計画」 12月「生物多様性条約第15回 締約国会議(COP15)」開 催(カナダ・モントリオール) 「昆明・モントリオール生物 多様性枠組」		12月「あいち地球温暖化防止 戦略2030」改定

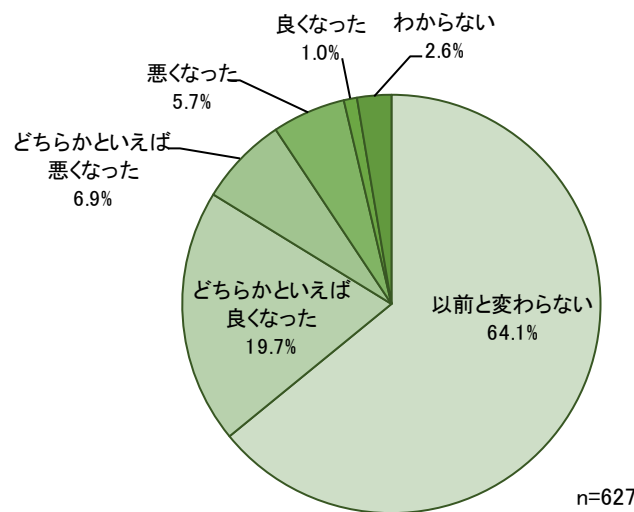
7. 意識調査の結果

◆ 調査の概要

- ・調査の対象者：愛西市在住の18歳以上の市民（1,800人）
（同世帯から2人抽出されないよう配慮し、世帯別に選定）
- ・配布及び回収票数：1,800票配布、640票回収（回収率35.6%）
- ・実施時期：令和4(2022)年6月～7月

【あなたがお住まいになっている地区の環境】

10年前と比べて「以前と変わらない」が最も多く、次いで「どちらかといえば良くなった」でした。



注）「n=〇〇」は有効回答数を示す。（以下同様）

【あなたがお住まいになっている地区の環境】

地区の環境について、次の計算式のとおりにより各項目の度合いを得点化し、「満足度・重要度」として算出しました。

$$\begin{aligned}
 \text{満足度・重要度} = & \{ (\text{「満足している・重要である」の回答数}) \times 5 \\
 & + (\text{「どちらかといえば満足している・どちらかといえば重要である」の回答数}) \times 4 \\
 & + (\text{「どちらともいえない」の回答数}) \times 3 \\
 & + (\text{「どちらかといえば不満・どちらかといえば重要ではない」の回答数}) \times 2 \\
 & + (\text{「不満である・重要ではない」の回答数}) \times 1 \} \\
 & \div (\text{回収数} - \text{不明数})
 \end{aligned}$$

グラフでは、横軸に満足度、縦軸に重要度として、満足度と重要度の関係を示しました。

分布のエリアは、満足度と重要度の関係から、次の4つに分類しました。

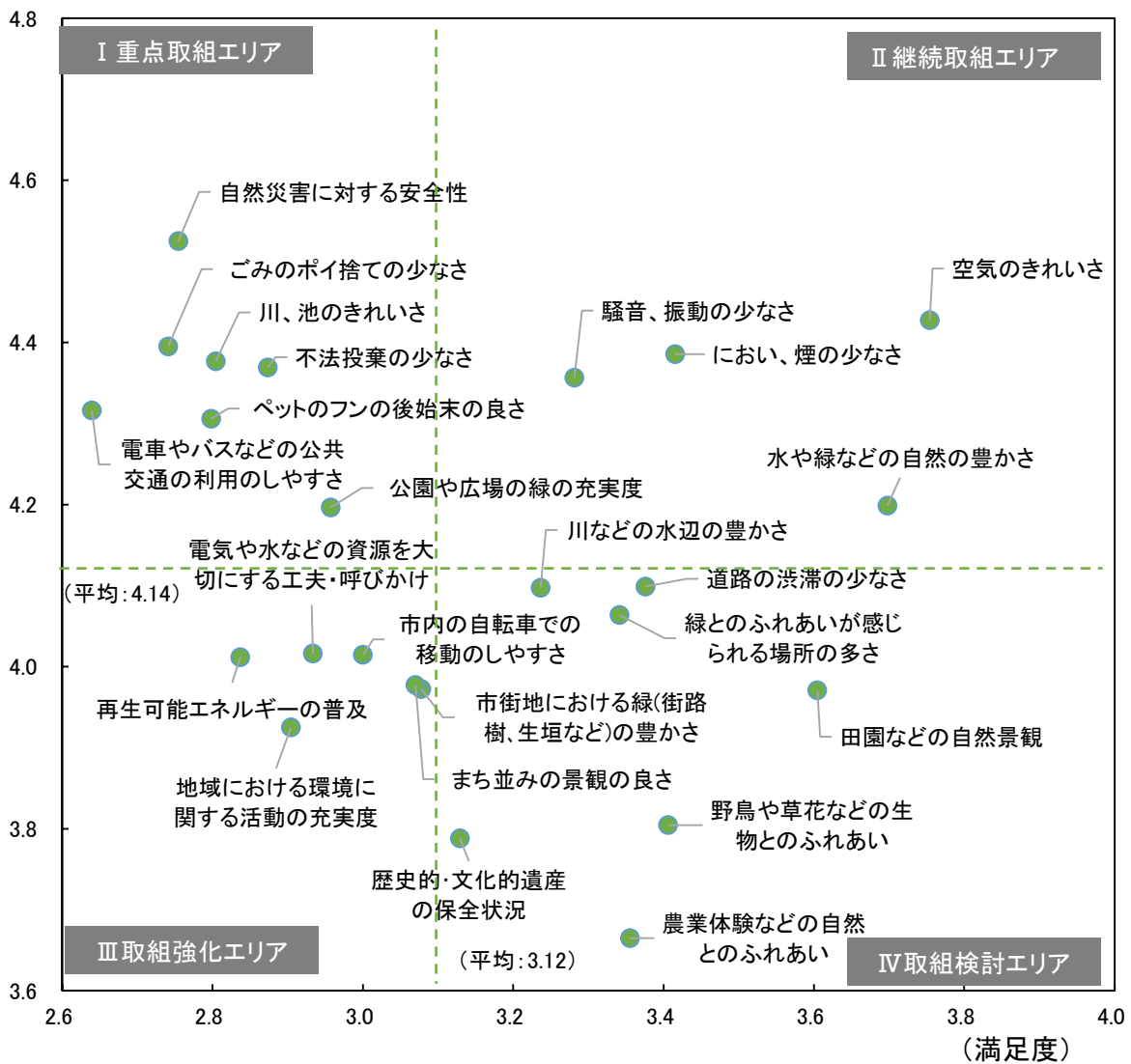
- I 重点取組エリア：平均に比べて満足度が低く重要度が高いエリア
- II 継続取組エリア：平均に比べて満足度・重要度がともに高いエリア
- III 取組強化エリア：平均に比べて満足度・重要度がともに低いエリア
- IV 取組検討エリア：平均に比べて満足度が高く重要度が低いエリア

I 重点取組エリアに分類されるのは、ごみのポイ捨てなどのマナーに関するものや、公共交通の利便性、自然災害に対する安全性、川、池のきれいさなどでした。

III 取組強化エリアに分類されるのは、市内の自転車での移動のしやすさ、再生可能エネルギーの普及、資源を大切にす工夫・呼びかけ、地域における環境に関する活動の充実度などでした。

(重要度)

【本市の現在の環境について】

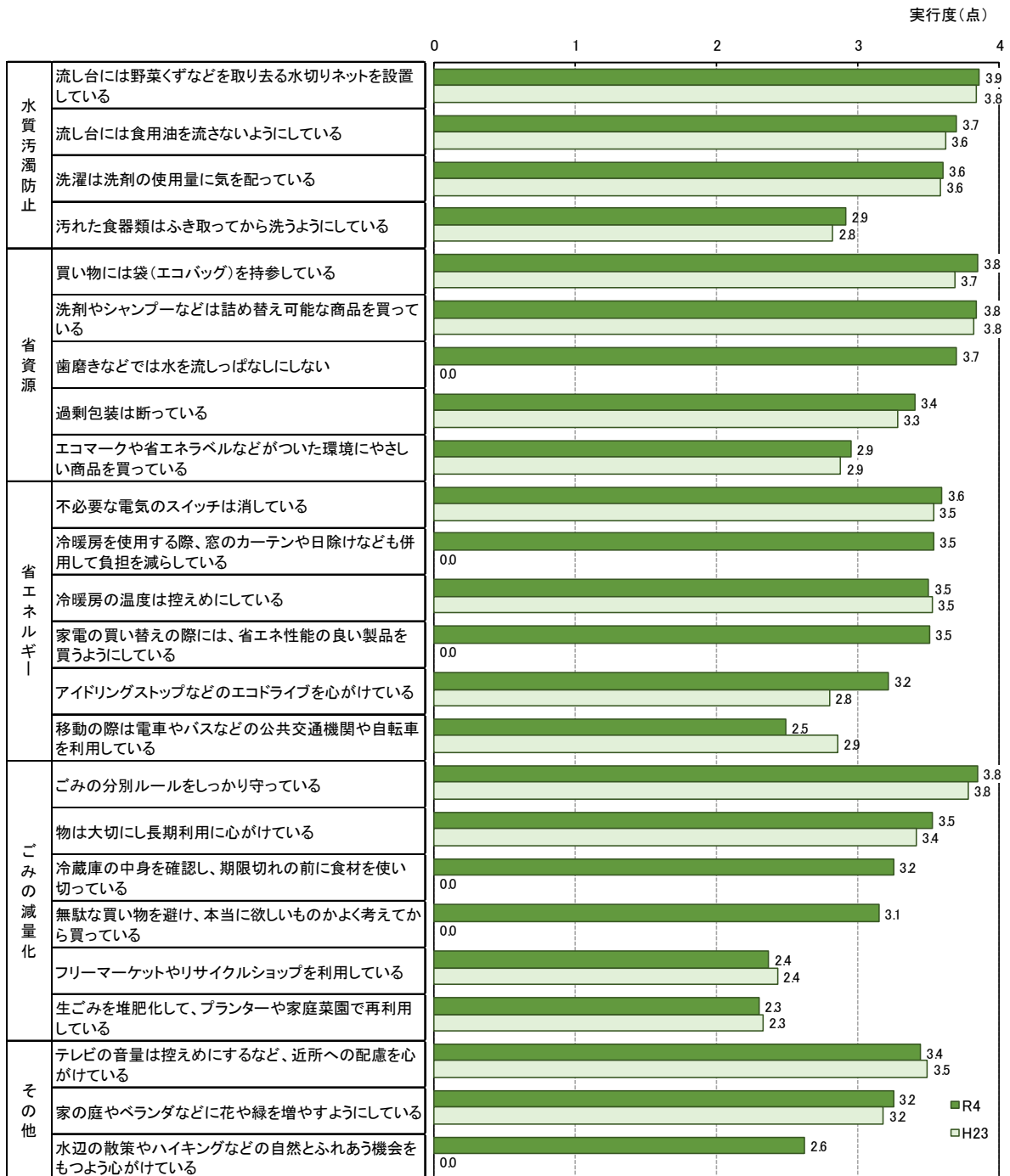


【環境保全のための取組】

取組の実行の状況について、次の計算式のとおり各項目の度合いを得点化し、「実行度」として算出し、平成23(2011)年の調査結果と比較しました。

$$\begin{aligned} \text{実行度} = & \{ (\text{「常に実行している」の回答数}) \times 4 + (\text{「時々実行している」の回答数}) \times 3 \\ & + (\text{「今後は実行したい」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も実行しない」の回答数}) \times 1 \} \\ & \div \{ \text{回収数} - \text{不明数} - (\text{「該当しない・わからない・関心がない」の回答数}) \} \end{aligned}$$

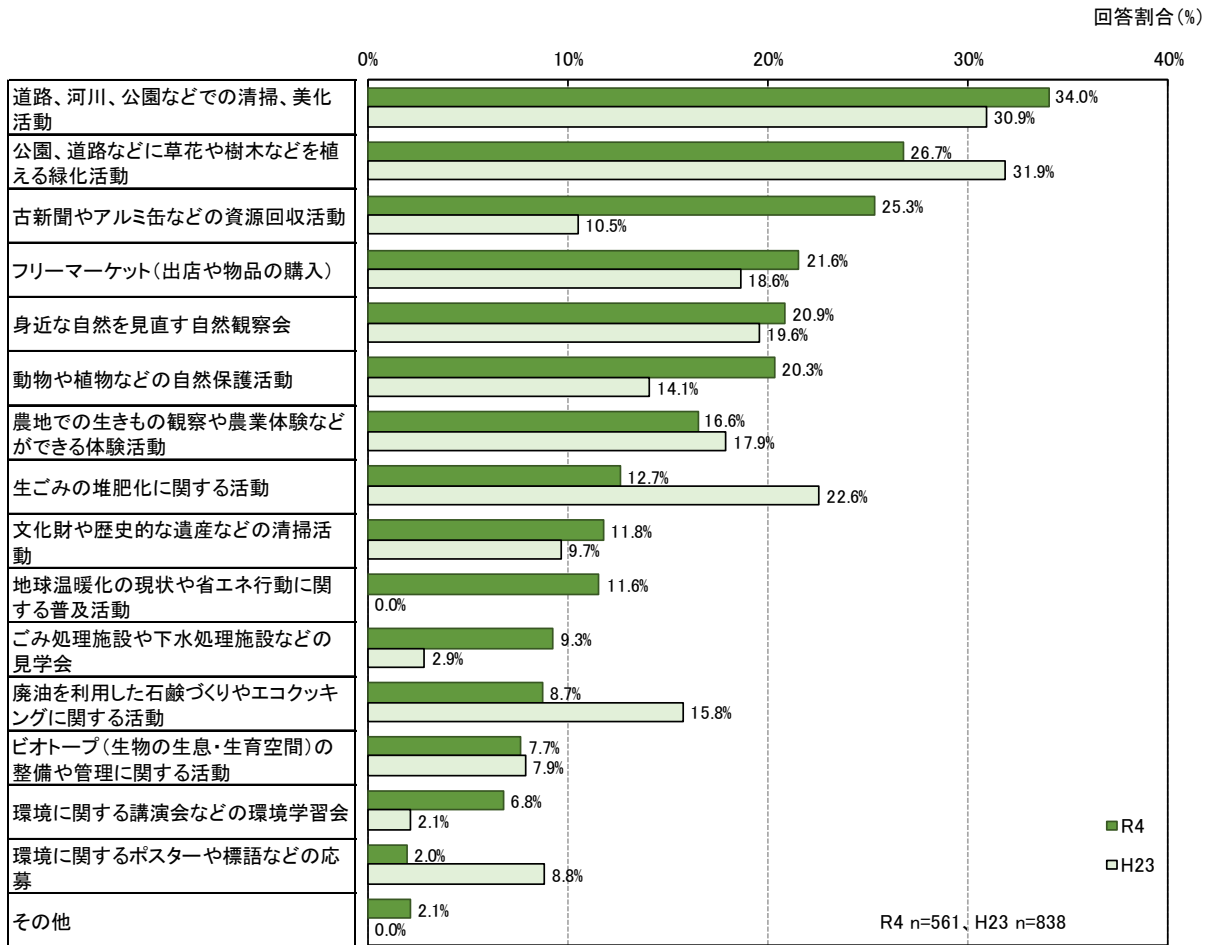
実行度の平均は3.3点で、水質汚濁防止と省資源が高い傾向にあります。多くの項目で概ね前回と同じか、高くなっていました。



注) 「0.0」はH23で調査しなかった項目を示す。グラフ内では小数点1位で表記を統一している。

【今後参加してみたい環境に関わる活動】

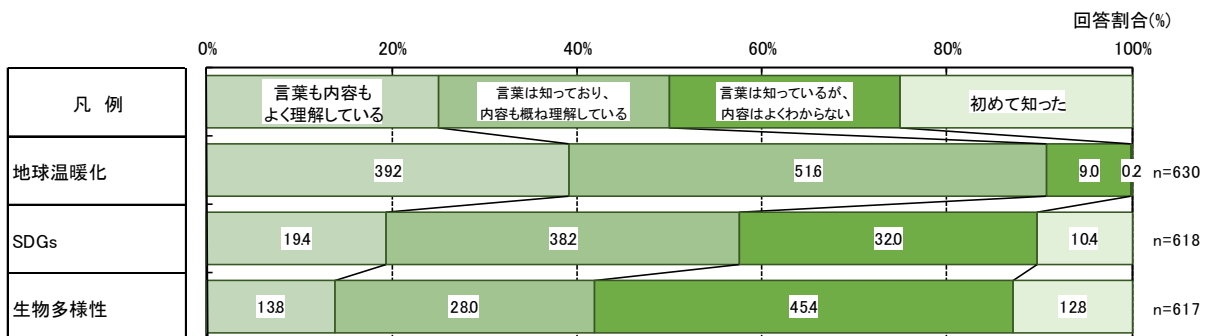
美化活動、緑化活動、資源回収活動などの回答が多い結果になりました。



注) 「0.0%」はH23で調査しなかった項目を示す。

【環境に関する用語について】

「言葉も内容もよく理解している」との回答が最も多いのは地球温暖化でした。生物多様性は「言葉も内容もよく理解している」と「言葉は知っており、内容も概ね理解している」の合計が半数に達しませんでした。



8. 環境の現状と第1次計画の評価

環境指標と目標達成状況の評価結果はP. 41～42の表に示すとおりです。

ここでは指標の動向に加え、環境の現状と意識調査の結果をもとに、計画の見直しの方向性も示しました。

第1次計画の計画期間中に目標を達成した指標は、「生活排水処理率」、「公用車のエコカー保有台数」、「家庭ごみの総回収量」で、環境目標Ⅳに関するものが中心です。その他の指標は目標達成が厳しい状況で、目標値の設定や、指標そのものの見直しが必要です。

なお、第1次計画では、指標の把握と公表、施策の見直しなどの進捗管理が徹底できませんでした。意識調査の結果では、全体的には本市の環境は悪化していないとの評価になりましたが、望ましい状態ではない項目もあることから、今後市が力を入れるべき分野は、進捗管理の方法も踏まえて見直す必要があります。

(1) 環境目標Ⅰ 水や緑とふれあえる自然豊かなまちの実現

重点施策である「自然観察会を開催しよう」に関しては、自然観察会が継続的に実施されています。

指標がいずれも農業分野のもので施策との関連性が低く、事業が廃止されたものもあることから、生物多様性という広い視点から、指標を見直す必要があります。

環境目標としての重要度も、他の環境目標とともに検討する必要があります。

1) 自然環境の保全・創出

指標は、農用地面積の減少傾向が強く、目標は達成しない見込みです。

意識調査の結果では、田園風景や農業体験の重要度は低いものの、満足度は高いことから、計画が一定の成果を上げていると考えられます。今後も都市計画マスタープランを始めとする関連計画に基づき、順調に整備が進むと考えられます。

その一方で、「生物多様性」は、用語の認知度が低いことから、生物多様性への理解を深める必要があります。第2次計画への見直しの方向性としては、自然環境の保全や生物多様性への理解を深める施策を中心に再構築し、農地保全に関する施策は、水辺環境や水質汚濁防止に関する事項が含まれるので、それぞれの目標へと整理します。

2) 自然とのふれあいの確保

指標としていた貸農園の制度が廃止となったため、新たな指標を検討する必要があります。

意識調査の結果では、自然環境は景観としては満足度が高いものの、身近な水辺（川、水路）の満足度は比較的 low、実際のふれあい行動も実行度が低いことが分かりました。また、自然環境については全体的に重要度が低いことから、関心を高

めるため、身近に自然とのふれあいのきっかけをつくる施策を強化する必要があります。

(2) 環境目標Ⅱ 快適で魅力ある住環境の形成

重点施策である「環境美化活動を推進しよう」に関しては、環境美化活動が継続的に実施されています。指標は、毎年の把握や目標達成が困難なものがあることから、見直す必要があります。

1) やすらぎのあるまち並みの形成

指標のうち、市民1人当たりの都市公園整備面積は増加しているものの目標達成が困難であり、その他の指標は実態把握が困難です。

まちの緑化に関する施策は満足度が高いものの、重要度は平均よりも低いものが多く、計画が一定の成果を上げていると考えられます。

引き続き、都市計画マスタープランに従い、適切な緑地の配置等の取組を継続します。

2) 快適な住環境の創造

指標は、アダプトプログラム^{*}の登録団体数が伸び悩んでおり、目標達成が困難です。

「環境美化活動」は重点施策ですが、身近な問題であるごみのポイ捨てや犬のフンの始末などのマナーに関しては満足度が低く、重要度が高いことから、取組を強化する必要があります。

施策のうち「公共施設などのバリアフリー^{*}化の推進」に関しては、環境行政では配慮が必要であるものの直接的に対応する分野ではないことから、第2次計画では削除します。また、「環境にやさしい住環境の形成」のうち、「環境負荷の少ない住宅建設」は、地球温暖化対策にも該当するので、地球温暖化対策で扱うことにします。

(3) 環境目標Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会の構築

重点施策である「河川の水質を保全しよう」に関しては、河川の水質は、環境基準を超過する項目はあるものの、概ね環境基準を達成しています。大気汚染なども改善傾向が見られます。

1) 健全な生活環境の保全

指標のうち生活排水処理率は、既に目標を達成しています。

大気質、水質とも、環境基準を超過する項目はあるものの、概ね環境基準を達成しており、計画が一定の成果を上げていると考えられます。

いずれの項目も、悪化すれば健康被害をもたらす事項であり、重要度が高いことから、取組を継続します。

事業者を対象とする対策は、2)も含めて、公害種別に重複するものがあるので、全体的に整理します。

2) 化学物質による環境リスクの低減

指標は、目標達成が困難です。

悪化すれば健康被害をもたらす事項であるので、1)と合わせて、取組を継続する必要があります。

(4) 環境目標Ⅳ 環境にやさしい循環型の暮らしの創造

重点施策である「環境に配慮した製品を購入しよう」に関して、今回の意識調査では「エコマークや省エネラベルなどがついた環境にやさしい商品を買っている」の実行度は平均より低く、対策を強化する必要があります。

1) 資源・エネルギーの適正利用と地球温暖化の防止

指標は、公用車のエコカー保有台数は既に目標を達成しており、太陽光発電設備設置基数は目標を達成する見込みです。

国の「2050年ゼロカーボン」の表明に伴い、全国的に地球温暖化対策が急がれているものの、現行計画では啓発が中心で、市民の関心も低い状況です。再エネ設備導入に加えて省エネ設備導入に関する補助制度を充実させたり、エコモビリティライフなど有効な対策を強化する必要があります。

そこで、地球温暖化対策関連の施策として省エネ、再エネ導入、エコモビリティライフ分野を整理したうえで優先度を見直します。また、節水は循環型社会関連の施策として整理します。

2) エコモビリティライフの推進

指標は、伸び悩んでおり目標達成が困難です。

市内では移動を自動車に依存する傾向が強く、次世代自動車の普及とともに、公共交通機関の充実が急がれます。

3) 廃棄物の発生抑制と適正処理

指標のうち、家庭ごみの総回収量は目標を達成しましたが、市民1人1日当たりのごみ排出量は目標達成が困難です。

廃棄物の減量化やリサイクルに関する取組は、全体的に実行度は高いことから、計画が一定の成果を上げていると考えられます。近年は、紙媒体の減少や民間の資源回収拠点増加により資源ごみの収集量が減少しており、資源ごみを除いた処理し

なければならないごみの量の動向に注意する必要があります。また、焼却処理するプラスチックごみの削減は、地球温暖化対策にも貢献することから、重要度の高い不法投棄対策とともに、引き続き取組が求められます。

災害廃棄物処理は、環境行政としては重要な問題ですが、環境基本計画の下位計画として、詳細は「愛西市災害廃棄物処理計画」に記載します。

(5) 環境目標Ⅴ 市民・事業者・市の協働の推進

重点施策である「エコライフ・エコ事業^{*}を実践しよう」に関して、意識調査の結果によると環境に関わる取組の実行度は、市民は前回とほぼ同じでしたが、事業者は前回より向上しました。

1) 環境教育・環境学習の推進

指標のうち、買い物をする時、地元産を意識的に購入している人の割合は現状把握が困難で、見直しが必要です。

満足度、重要度ともに低いものの、食育や農業などで地元の環境を知る機会があり、環境基本計画の基本となるものであり、施策を継続する必要があります。

大人に対しても、重点施策である「エコライフ・エコ事業」に関する情報にふれる機会を提供する必要があります。

2) 環境保全活動の実践

指標のうち、レジ袋削減協力店の店舗数は、令和2(2020)年度より有料化が義務化されたため、新たな指標を検討する必要があります。

意識調査の結果によると、環境保全活動への参加意欲はあることから、活動への補助金や情報提供、活動の機会の提供など、協働のきっかけづくりが求められています。

表 指標の動向 (1/2)

項目		指標	計画策定時	現在 (最新年度)	目標値	評価 ^注
環境目標Ⅰ ふれあえる自然豊かなまちの実現	①自然環境の保全・創出	①農業振興地域*における農用地面積の確保	H23 3,202ha	R3 3,126ha	R4 3,122ha	△
	②自然とのふれあいの確保	①貸し農園の区画数(10~20m ² /区画)	H23 23区画	廃止 (民間経営)	R4 46区画	×
環境目標Ⅱ 住環境の形成 快適で魅力ある	①やすらぎのあるまち並みの形成	①緑地率	H22 約62.0%	(調査未実施)	R2 62.0% R4まで継続	×
		②市民1人当たりの都市公園整備面積	H23 約4.1m ² /人	R3 約5.6m ² /人	R2 約6.5m ² /人 R4まで継続	×
		③身近に緑(自然の環境)が多くあると感じる人の割合	H20 72.9%	(調査未実施)	H29 82.0% R4まで継続	×
	②快適な住環境の創造	①アダプトプログラムの登録団体数	H23 2団体	R2 3団体	R4 4団体	△
環境目標Ⅲ 社会の構築 安心・安全に暮らせる	①健全な生活環境の保全	①大気汚染や河川における水質汚濁に係る環境基準の達成・維持	第2章 P.15~19参照	大気汚染6物質のうち光化学オキシダントのみ環境基準超過 水質汚濁主要4地点 全て環境基準達成	環境基準	○
		②生活排水処理率	H21 69%	R2 82%	R2 81% R4まで継続	◎
	②化学物質による環境リスクの低減	①「広報あいさい」での化学物質に関する情報の掲載件数	H23 1件/年	R2 1件/年	R4 3件/年	△

注) 記号は以下の状態を示す。

◎: 既に目標を達成している。○: 目標を達成する見込みである(概ね達成と見なせる)。

△: 目標の達成が困難である。×: 指標を見直す必要がある。

表 指標の動向 (2/2)

項 目	指標	計画策定時	現在 (最新年度)	目標値	評価 ^注		
環境目標Ⅳ 環境にやさしい循環型の暮らしの創造	①資源・エネルギーの適正利用と地球温暖化の防止	①公用車のエコカー保有台数	H23 4台	R3 21台	R4 8台	◎	
		②太陽光発電設備設置基数（売電契約数）	H23 789基	R2 1,837基	R4 2,000基	○	
	②エコモビリティライフの推進	①巡回バスの利用者数	H20 111,725人	R3 77,479人	H29 150,000人 R4まで継続	△	
		③廃棄物の発生抑制と適正処理	①家庭ごみの総回収量	H20 16,089t	R3 13,954t	H29 15,713t R4まで継続	◎
			②市民1人1日当たりのごみ排出量	H23 693g/人・日	R3 734g/人・日	R2 685g/人・日 R4まで継続	×
	③集団回収の登録団体数	H23 72団体	R3 29団体	R4 80団体	△		
環境目標Ⅴ の協働の推進 市民・事業者・市	①環境教育・環境学習の推進	①買い物をする時、地元産を意識的に購入している人の割合	H23 55.7%	(調査未実施)	H29 69.5% R4まで継続	×	
		②こどもエコクラブ [*] の登録団体数	H23 1団体	R3 1団体	R4 10団体	△	
	②環境保全活動の実践	①「広報あいさい」での環境情報の掲載件数	H23 25件/年	R2 7件	R4 30件/年	△	
		②レジ袋削減協力店の店舗数	H23 7店舗	R2年度より 有料化が義務化	R4 10店舗	×	

注) 記号は以下の状態を示す。

◎：既に目標を達成している。○：目標を達成する見込みである（概ね達成と見なせる）。

△：目標の達成が困難である。×：指標を見直す必要がある。

第3章 望ましい環境像と環境目標

1. 望ましい環境像

望ましい環境像は、将来的な本市の環境のあるべき姿を示すもので、市民・事業者・市の各主体が連携・協力して目指していく方向をわかりやすくイメージするために設定するものです。

第2次愛西市総合計画では、平成30(2018)年度から令和7(2025)年度までの8年間の計画期間として、「ひと・自然 愛があふれるまち」を将来都市像に掲げ、7つの分野に対して基本目標を設定しています。このうち、市民協働・環境・上下水道の分野では、「良好な環境を未来につなげるまちづくり」を基本目標としています。

第2次環境基本計画では、上位計画である第2次愛西市総合計画と整合を図るため、環境分野の基本目標である基本目標1の「良好な環境を未来につなげるまちづくり」を望ましい環境像とします。

望ましい環境像

良好な環境を未来につなげるまちづくり

◆ 5つの環境目標

第1次計画の評価と市の現状を踏まえ、本市の環境政策の大きな方向性を示す5つの環境目標を以下に示します。

環境目標Ⅰ	脱炭素社会 [*] の構築を目指すまち	【地球温暖化対策】
環境目標Ⅱ	生物多様性の恵みを受け継ぐまち	【生物多様性の保全】
環境目標Ⅲ	安全・安心で快適な住環境のまち	【生活環境】
環境目標Ⅳ	資源循環型のまち	【循環型社会】
環境目標Ⅴ	市民・事業者・市が協働するまち	【環境問題への取組】

2. 環境目標

環境目標は、環境政策の大きな方向性を示すものです。ここでは、本市の環境の概況、意識調査の結果をもとに抽出した課題、上位計画における関連施策から、地球温暖化対策、自然環境、生活環境、循環型社会、環境問題への取組に関する環境目標を設定します。



(1) 地球温暖化対策に関する環境目標

地球温暖化とそれに伴う気候変動への対策は、世界的に急がれています。地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素は、私たちの日常生活や事業者の事業活動などに伴い排出されています。国では令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比46%削減、2050年にはカーボンニュートラルを目指しており、これまでの生活スタイルや事業スタイルを根本的に見直す必要があります。

そのため、私たち一人ひとりが、節電・節約に加えて、高効率機器の導入や建物の高断熱化などの省エネ、公共交通機関の利用促進、自動車の利用方法の見直し、再生可能エネルギー利用促進などの日常生活に関わりの深い取組を進めて、実質的に二酸化炭素を排出しない脱炭素社会を構築することが求められています。

こうしたことから、私たちは脱炭素社会の構築を目指します。

環境目標 I

脱炭素社会の構築を目指すまち

この目標の達成を目指すことにより、SDGsに対しては、「エネルギーの適正利用」が7、9、12、「エコモビリティライフの推進」が9、11、「再生可能エネルギーの利用促進」が7、環境目標全体が13のゴールに貢献します。



(2) 生物多様性の保全に関する環境目標

本市は、木曾川や長良川といった雄大な河川、身近な小河川・水路、市街地を囲む田園など、多様な自然を有しています。こうした環境は動植物の生息・生育の場としても大切なだけでなく、生態系サービス（P. 60参照）と呼ばれる生物多様性の様々な恵みを私たちにもたらしています。

恵み豊かな環境を今後も受け継ぐためには、生物多様性を適切に保全していく必要があります。一方で、野生生物にふれあえる場の維持・創出を図り、これらの自然資源への理解を深めていくことも必要です。

こうしたことから、私たちは生物多様性の恵みを受け継ぐまちを目指します。

環境目標Ⅱ

生物多様性の恵みを受け継ぐまち

この目標の達成を目指すことにより、SDGsに対しては、「生物多様性の保全」が2、6、9、11、15、「自然とのふれあいの確保」が11、17のゴールに貢献します。



(3) 生活環境に関する環境目標

身近な緑となっている田園風景などは、地域の原風景です。人々の価値観が多様化するなかで、地域の原風景を維持しつつ憩いの場となる公園や市街地の緑化が求められています。一方で、ごみのポイ捨てやペットのフンの処理など、住環境におけるマナーに関する不満も聞かれます。

また、健全で快適な生活環境を確保していくうえでは、大気、水及び土壌などが良好な状態に保たれていることも必要です。従来の公害問題に加え、野焼きなどの都市・生活型公害や有害化学物質の影響などの新たな環境問題に対しては、監視や防止対策を継続して行っていく必要があります。

こうしたことから、私たちは安全・安心で快適な住環境のまちを目指します。

環境目標Ⅲ

安全・安心で快適な住環境のまち

この目標の達成を目指すことにより、SDGsに対しては、「やすらぎのあるまち並みの形成」が2、9、11、「快適な住環境の創造」が11、14、「健全な生活環境の保全」が3、6、9、11、12、14のゴールに貢献します。



(4) 循環型社会に関する環境目標

私たちの日常生活や事業者の事業活動には、資源利用や廃棄物の発生などが深く関係しており、持続可能な社会を構築していくためにはこれまでの生活スタイルや事業スタイルを見直していく必要があります。

そのため、私たち一人ひとりが、廃棄物の発生抑制と適正処理、水循環の保全などの日常生活に関わりの深い取組を進めていくことが求められています。

こうしたことから、私たちは環境にやさしい資源循環型のまちを目指します。

環境目標Ⅳ

資源循環型のまち

この目標の達成を目指すことにより、SDGsに対しては、「廃棄物の発生抑制と適正処理」が8、9、11、12、「水循環の保全」が6、12のゴールに貢献します。



(5) 環境問題への取組に関する環境目標

今日の環境問題の解決には、市民・事業者・市の各主体が一体となり、環境に配慮した取組を連携して進めていく必要があり、こうした取組が地域に根づき継続して実践されることが求められます。

そのため、市民の環境保全に対する意識の向上を図るため環境教育・環境学習を推進するとともに、市民・事業者・市の各主体が連携を図りつつ環境保全活動を進めていくため、情報の公開・提供を行っていくことが求められます。

こうしたことから、私たちは各主体との協働により、環境に配慮した取組を推進していくことを目指します。

環境目標V

市民・事業者・市が協働するまち

この目標の達成を目指すことにより、SDGsに対しては、「環境教育・環境学習の推進」が4、12、13、17、「環境保全活動の実践」が8、11、12、17のゴールに貢献します。

第4章 環境目標の達成に向けた取組

1. 各主体に期待される役割

5つの環境目標を達成し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市の各主体が自らの責任と役割を理解し、環境に関する取組を実践することが重要になります。各主体に期待される役割は以下のとおりです。

(1) 市民の役割

市民の日常生活は、環境問題と密接に結びついていることから、環境を保全するためには、一人ひとりが環境にやさしい生活行動を積み重ねていく必要があります。また、健全な環境を次世代に引き継ぐために環境を守ることの大切さを教えていくことや、事業者や市との協働により環境保全活動に取り組むことも期待されます。

そこで、望ましい環境像を実現するために、市民が日常生活で配慮すべき取組の例を「3. 市民の取組」に示しました。

(2) 事業者の役割

事業者は、資源・エネルギーの使用や廃棄物の排出、製品やサービスの供給などの事業活動において環境に負荷を与えています。

各種の事業活動において、資源・エネルギーの効率的な使用や廃棄物の排出抑制などを図り、環境保全に関わる取組を実践していくとともに、生物多様性への配慮を進め、生物多様性保全を通じた社会貢献を行う必要があります。また、市民や市との協働により環境保全活動に取り組むことも期待されます。

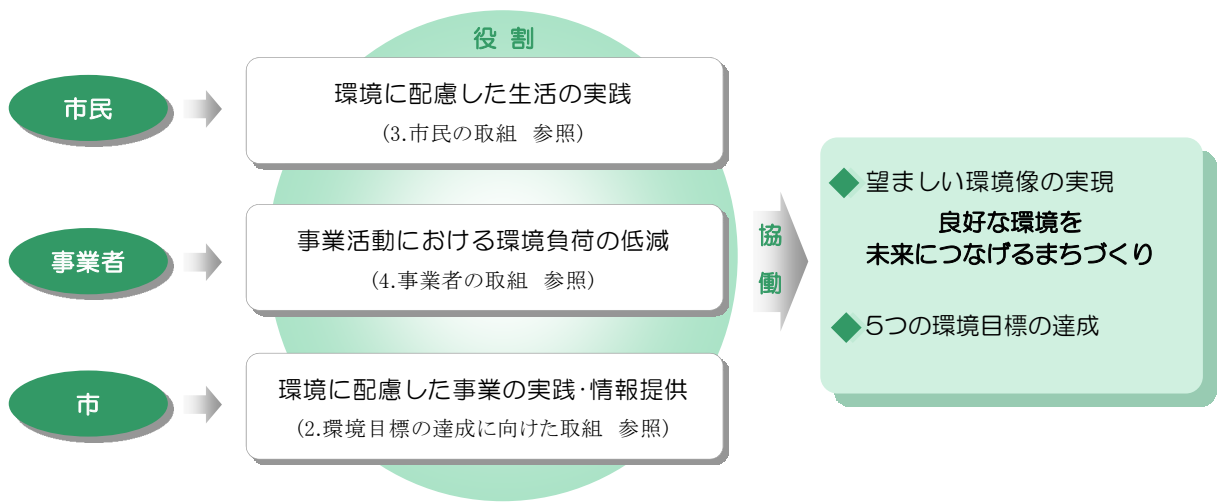
そこで、望ましい環境像を実現するために、事業者が事業活動の中で配慮すべき取組の例を「4. 事業者の取組」に示しました。

(3) 市の役割

環境に対する価値観は多様であり、環境問題は「見えにくい」「わかりにくい」場合も多いことから、様々な環境問題を解決していくためには、各主体で問題意識を共有して地域の実情に応じた対策を進めていくことが重要です。

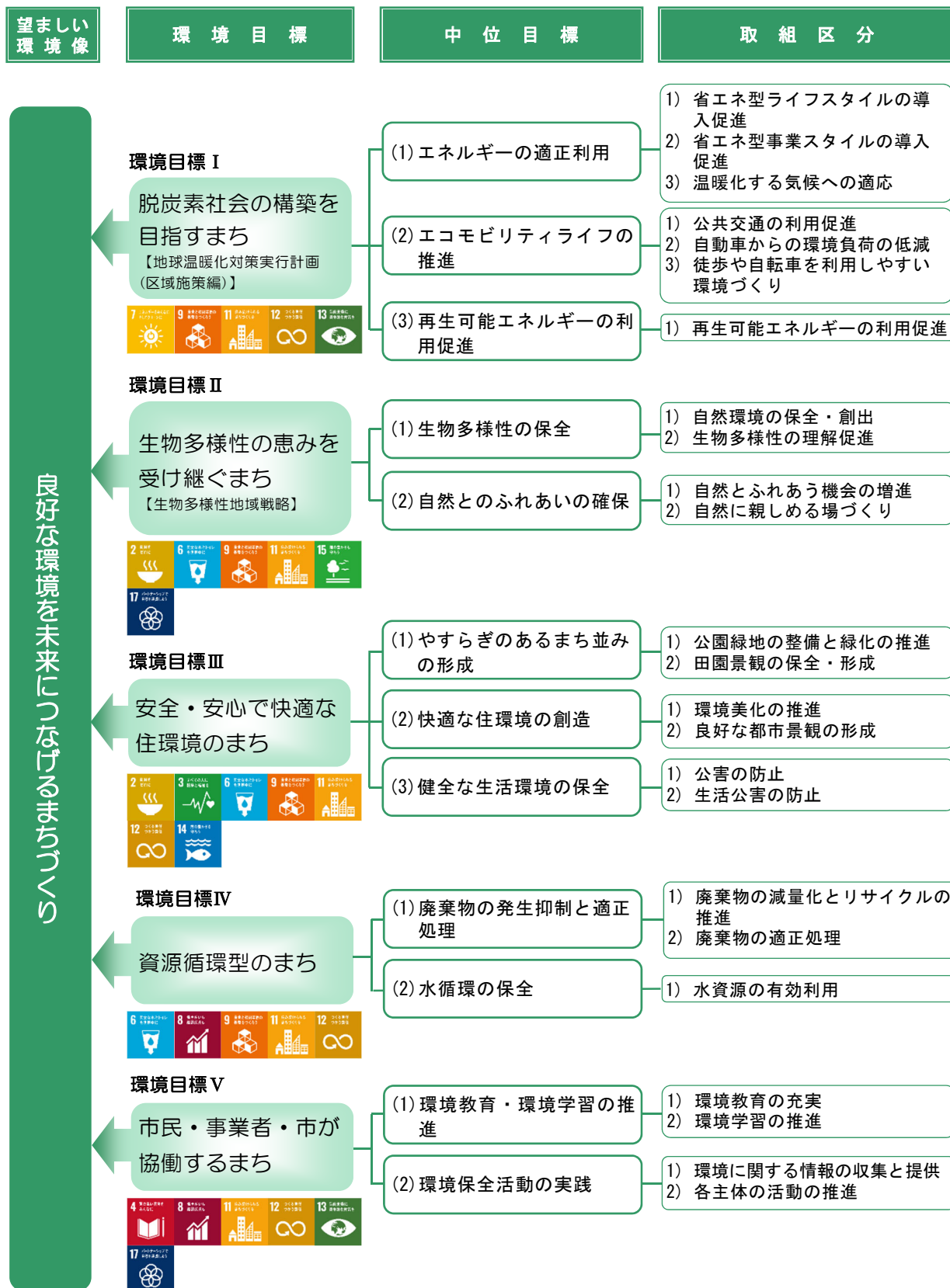
市は、環境保全に関する施策を計画的に実施するとともに、事業者としての取組を率先して実行します。また、市民や事業者の取組を支援し、各主体との協働を促進する必要があります。そこで、望ましい環境像を実現するために、実施すべき市の施策を「2. 環境目標の達成に向けた取組」に示しました。

図 各主体の役割



2. 環境目標の達成に向けた取組

5つの環境目標を達成し、望ましい環境像を実現するために、市が中心となって取り組む中位目標と取組区分を以下に示します。



環境目標Ⅰ：脱炭素社会の構築を目指すまち

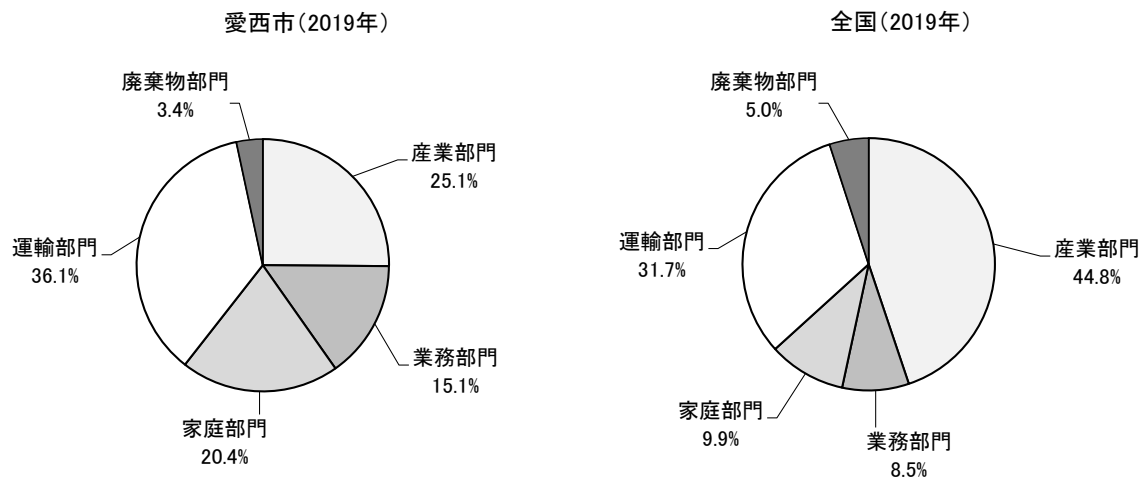
【地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】

地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素は、私たちが日常生活や事業活動においてエネルギーを使用する際に排出されます。地球温暖化が進むと、夏季の熱中症、台風の大型化や豪雨災害などの発生リスクが高まるほか、食糧不足、生態系の変化など様々な分野への影響が懸念されています。

平成27(2015)年12月のパリ協定採択後、世界的に脱炭素化を目指す動きが強まり、令和2(2020)年10月、国は「2050年カーボンニュートラル、実質排出ゼロ」の実現を目指すことを宣言しました。令和3(2021)年10月に策定した「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で46%削減とし、脱炭素社会の構築に向けた取組を進めています。

本市の二酸化炭素排出量は、運輸部門が36.1%で最も多く、次いで産業部門です。全国に比べ産業部門の割合が低いことが特徴です。

図 二酸化炭素排出量の比較



資料) 愛西市 自治体排出量カルテ (環境省)

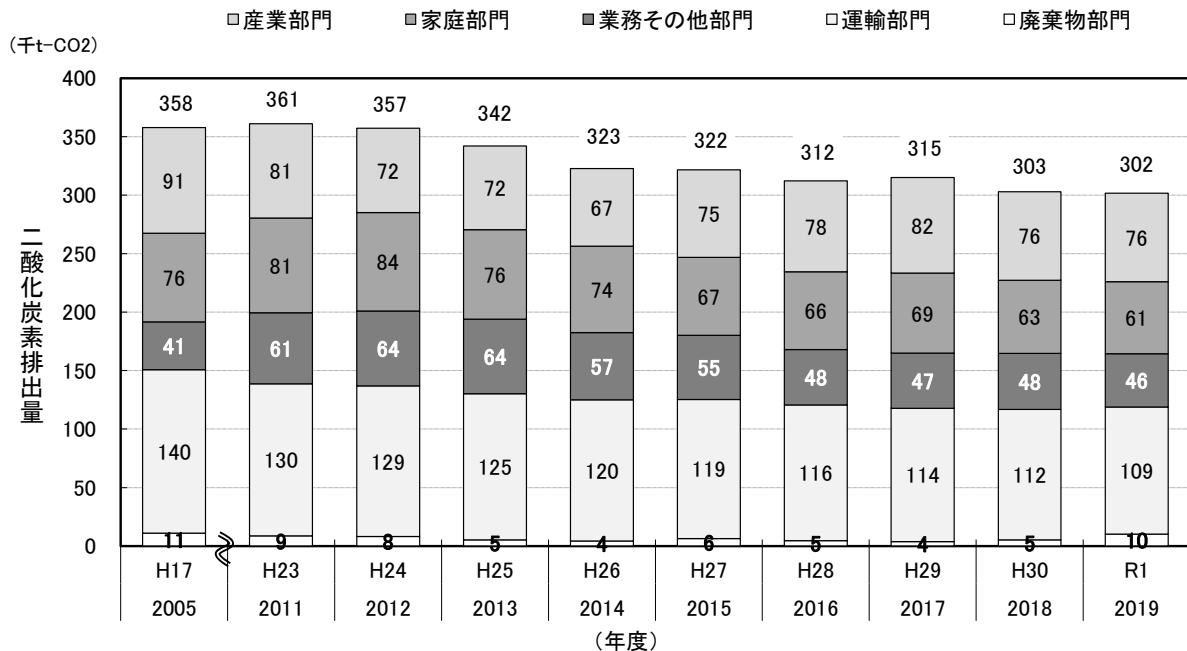
表 温室効果ガス排出の対象と活動

ガス種	部門	排出に係る活動
エネルギー起源※ 二酸化炭素	産業	製造業、農林水産業、建設業、鉱業におけるエネルギー使用（電気、化石燃料）
	業務	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、産業・家庭・運輸以外のエネルギー使用（電気、化石燃料）
	家庭	家庭におけるエネルギー使用（電気、化石燃料） （自家用自動車は運輸部門に含まれる）
	運輸	鉄道、自動車（貨物、旅客）におけるエネルギー使用（電気、化石燃料）
非エネルギー起源※ 二酸化炭素	廃棄物	一般廃棄物の焼却処分に伴うプラスチック製品の焼却

資料）「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和4年3月）

本市の二酸化炭素排出量は、平成23(2011)年度以降減少を続けており、令和元(2019)年度の排出量は、国の計画で基準年としている平成25(2013)年度から12%減少しています。

図 二酸化炭素排出量の推移



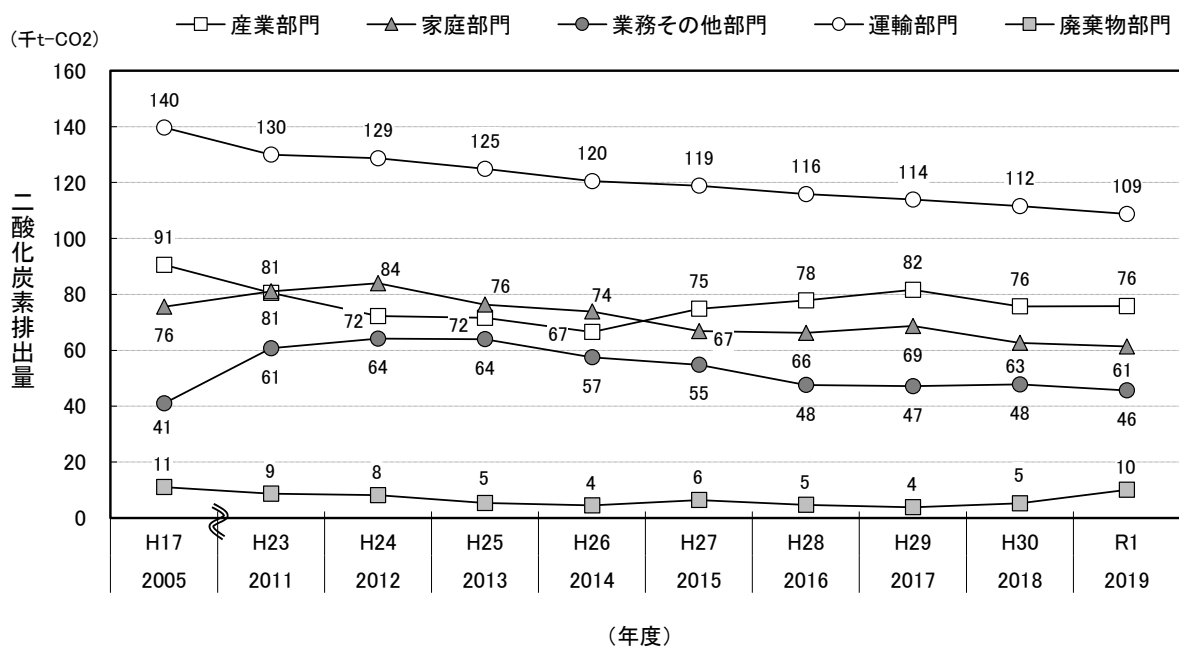
資料）愛西市 自治体排出量カルテ（環境省）

部門別でみると、運輸部門は平成23(2011)年以降減少を続けており、家庭部門、業務部門も減少傾向がありますが、産業部門は概ね横ばいとなっています。

世帯数が増加し、商業は活発であるなかで、家庭部門、業務部門の排出量が減っているのは、市民・事業者の省エネ努力に加えて、電力の排出係数*が低減している影響が強いと考えられます。また、自動車保有台数がほぼ横ばいであるのに対し、運輸部門の排出量が減っているのは、自動車の低燃費化の影響が考えられます。

今後は、本市の人口は減少する見込みであることから、運輸部門、家庭部門、業務部門の排出量は減少すると考えられますが、実際のエネルギー使用量を減らして排出量削減を確実にする必要があります。一方、産業部門は、経済の動向によっては排出量が増加することが考えられ、国が目標とする令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比46%削減を達成するには、一層の省エネが必要となります。

図 二酸化炭素排出量の推移



資料) 愛西市 自治体排出量カルテ (環境省)

国では、令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比46%削減、2050年にはカーボンニュートラルを目指しています。そのためには、日常生活や事業活動において使用するエネルギー量を徹底的に減らすとともに、使用するエネルギーは再生可能エネルギーに置き換えていく必要があります。

本市においては、運輸部門の排出量の割合が高く、移動を自動車に依存していることから、モビリティの脱炭素化を推進する必要があります。また、1人当たりの資源ごみを除いたごみ総量は増加傾向にあり、一般廃棄物に含まれるプラスチック製品の焼却処分により、非エネルギー起源の二酸化炭素排出量の増加が懸念されます。令和4(2022)年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、使い捨てプラスチック製品の削減やリサイクルを進めてプラスチックの資源循環を進める必要があります。

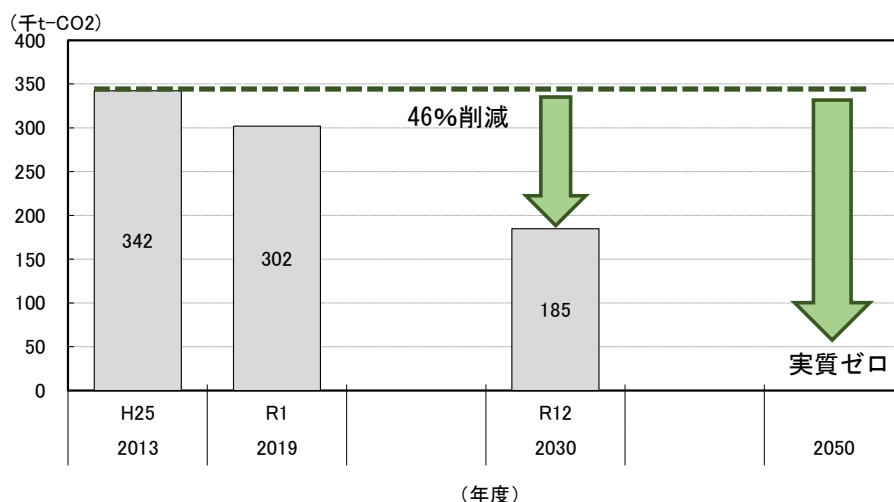
以上を踏まえ、環境目標 I では、計画の対象期間と目標を以下のとおり設定します。

計画の対象期間：令和5(2023)年度～令和14(2032)年度

計画の目標：温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比46%削減

注) 温室効果ガス排出量は、統計資料の関係から2年後に推計結果が公表されることから、計画年度である令和14(2032)年度に令和12(2030)年度の排出量を検証することとします。

図 温室効果ガス排出量の目標





(1) エネルギーの適正利用

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動においてエネルギーを使用する際に排出される二酸化炭素が主な要因となって引き起こされています。しかし、エネルギーがなければ、私たちの社会経済活動は成り立ちません。脱炭素社会を実現していくためにはこれまでの社会構造を見直し、エネルギーを無駄なく効率的に使う、適正利用による省エネ化を進めていくことが必要です。

こうした現状を踏まえ、省エネルギーの推進に向けた取組として、電気・ガスの使用量抑制、高効率機器等の導入によるエネルギーの効率的な利用などの取組が期待されます。

さらに、すでに現れている温暖化の影響として、夏季の熱中症への対応や、農作物の高温障害などへの対応が急がれます。

以上のことから、省エネ型のライフスタイルの導入、省エネ型の事業スタイルの導入、温暖化する気候への適応に向けた取組を進めます。

《数値目標》

■愛西市内から排出される温室効果ガス

項目	単位	平成 25 (2013) 年度 [基準年度]	【現状値】 令和元 (2019) 年度	【目標値】 令和12 (2030) 年度	
				目標排出量	基準年度比
産業部門	千t-CO ₂	71.6	75.7	44.0	-38.5%
民生業務部門	千t-CO ₂	63.9	45.6	30.7	-52.0%
民生家庭部門	千t-CO ₂	76.3	61.4	25.3	-66.8%
運輸部門	千t-CO ₂	124.9	108.8	80.2	-35.8%
廃棄物部門	千t-CO ₂	5.3	10.1	4.5	-16.2%
合計	千t-CO ₂	342.1	301.6	184.7	-46.0%

■愛西市の事務事業における温室効果ガス排出量

項目	単位	【現状値】 令和3 (2021) 年度	【目標値】 令和14 (2032) 年度
愛西市の事務事業における温室効果ガス排出量	t-CO ₂	3,031	2,950

1) 省エネ型ライフスタイルの導入促進

- 省エネ型機器（家電製品、LED照明、給湯器等）への買い替え・新規購入に向けた情報提供
- 冷暖房の使用時間・時期の短縮や設定温度の適正化（室温は冷房28℃、暖房20℃程度）
- 断熱性の高い住宅建設や「長期優良住宅※」など省資源・省エネルギーに配慮した住宅に関する情報提供
- クールシェアスポット※・ウォームシェアスポット※に関する情報提供
- 生産物の地産地消※の推進
- 緑のカーテン※や建物の壁面緑化・屋上緑化の導入や啓発

2) 省エネ型事業スタイルの導入促進

- 省エネ型機器（LED照明、オフィス機器、給湯器等）への買い替え・新規購入や、省エネリフォーム等の補助制度等の情報提供
- 冷暖房の使用時間・時期の短縮や設定温度の適正化（室温は冷房28℃、暖房20℃程度）
- クールビズ・ウォームビズ※の実施や啓発
- クールシェアスポット・ウォームシェアスポットへの協力
- 生産物の地産地消の推進
- 環境マネジメントシステム※（ISO14001※やエコアクション21※）をはじめとする環境負荷の低減などに関する認証制度についての情報提供
- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直しと公共施設における省エネの推進

3) 温暖化する気候への適応

- 熱中症対策の徹底、クールシェアスポットの利用促進
- 公共施設や民有地における二酸化炭素の吸収源としての緑化の推進
- 熱帯由来の害虫や感染症、作物の高温障害などに関する情報の収集と周知

■持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsには、17ゴールに全169のターゲットが示されています。

エネルギーの適正利用とゴール9（産業と技術革新の基盤をつくろう）は、一見関係ないように見えますが、ターゲット9.4の「2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。」には、省エネ型機器の導入を進めることが当てはまります。



(2) エコモビリティライフの推進

本市から排出される二酸化炭素のうち、自動車、鉄道、バスなどの運輸部門の排出割合は全体の36%で、その大半は自動車利用によるものです。本市では移動を自家用車に依存する傾向が強く、自動車よりも輸送効率が高く二酸化炭素の排出量が少ない公共交通機関利用を促進していく必要があります。近年は、高齢ドライバーに免許返納を促すためにも、公共交通の充実が急がれます。

また、従来の自動車よりも環境負荷の少ない次世代自動車（電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車、燃料電池車など）や低燃費車が普及してきており、こうした次世代自動車の普及促進や環境に配慮したエコドライブ*などの取組が求められています。

さらに、環境にもやさしい自転車を利用しやすい環境の整備、通勤や近距離移動の際の自転車の利用など、自動車の走行距離を減らす取組が期待されます。

以上のことから、公共交通の利用促進、自動車からの環境負荷の低減及び徒歩や自転車を利用しやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】 令和3(2021)年度	【目標値】 令和14(2032)年度
公用車の次世代自動車保有台数	台	21	30
巡回バスの利用者数	人	77,479	125,000

1) 公共交通の利用促進

- 駅前周辺整備による公共交通機関の利便性向上
- 鉄道や愛西市巡回バスを組み合わせた公共交通サービスの充実
- 愛西市巡回バスの利便性向上に向けた運行時間・運行経路・バス停位置などの見直しの実施

2) 自動車からの環境負荷の低減

- エコカー購入のための助成制度などの情報提供
- EV充電拠点の充実
- エコドライブや、ノーカーデー*の実施、自動車の相乗り促進のための啓発
- 公用車へのエコカーや低燃費車の導入
- 公用車の使用抑制やエコドライブの推進

3) 徒歩や自転車を利用しやすい環境づくり

- 日常的な通勤や買い物時など、近距離移動における自転車の利用の啓発
- 自転車の運転マナーの向上や安全運転の啓発
- 自転車の利用促進に向けたイベントやサービスの実施など、事業者と連携した啓発活動の検討
- 歩道や自転車道を車道と分離するなど、歩行者や自転車利用者にやさしい道路環境の整備
- サイクル&ライド^{*}推進に向けた駅周辺における駐輪場の整備と利用促進

■持続可能な開発目標（SDGs）との関係

世界レベルでは、道路の整備が行き届かない地域もあり、女性、子ども、障害者、高齢者などの交通弱者に対する安全な公共交通機関の整備が求められています（ターゲット11.2）。本市においては自動車に依存する傾向が強いものの、交通弱者に対しても安全かつ安価で容易に移動できるよう、公共交通機関等の整備が求められ、これは同時に地球温暖化対策としても有用な対策となります。



(3) 再生可能エネルギーの利用促進

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を減らすために、二酸化炭素を排出する要因であるエネルギー使用量を減らす必要がありますが、社会経済活動を維持するために、使用するエネルギーをゼロにすることはできません。そのため、使用するエネルギーを再生可能エネルギーに置き換えていくことが必要です。

再生可能エネルギーには、太陽光や水力、バイオマスなどを利用して発電する電力や、太陽熱や地中熱を利用する熱利用があります。その他に、日中の照明に自然光を利用することも考えられます。

本市で利用できる再生可能エネルギーには、太陽光発電と熱利用があります。太陽光発電は、平成30(2018)年において市内の住宅の7.1%に導入されるまで普及しました。本市の令和4(2022)年度の「住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業補助金」は、蓄電池やHEMS*が対象になっており、太陽光発電単体の普及を進める段階から、再生可能エネルギーをより効率よく利用する段階に移りました。こうしたまちづくりは、災害対策の面からも普及が急がれます。また、太陽熱を利用した温水機器等は導入する住宅が減少していますが、すでに確立した技術であり、改めて導入を進めたい設備です。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】 令和3(2021)年度	【目標値】 令和14(2032)年度
地球温暖化対策設備導入件数	件	1,461	2,530

1) 再生可能エネルギーの利用促進

- 「住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業補助金」の利用促進
- 太陽熱利用の促進
- 公共施設における太陽光・太陽熱、蓄電池などを利用した設備の導入
- 公共施設におけるグリーン電力*の率先導入
- 太陽光・太陽熱エネルギー、風力発電及びバイオマスエネルギー*などの導入に向けた情報提供
- 大規模施設における廃熱などの未利用エネルギーの活用促進に向けた情報提供

環境目標Ⅱ：生物多様性の恵みを受け継ぐまち

【生物多様性地域戦略】

生物多様性とは、生き物の豊かな個性と、つながりのことで、長い地球の歴史の中で、様々な環境に適応して進化してきた中で作り上げられました。

世界各地での森林・サンゴ礁の消失、生物資源の過剰利用と非持続可能な利用などによる生物多様性の危機を踏まえ、平成4(1992)年に開催された「リオ地球サミット*」において、「生物多様性条約」が採択されました。

生物多様性条約は、次の3つを目的としています。

- ① 生物の多様性の保全
- ② 生物資源の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源*の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

なお、「生物多様性条約」では、生物多様性を3つのレベルに定義しています。

- ① 生態系の多様性（川や農地、社寺林など様々な生態系があること）
- ② 種の多様性（鳥、魚、昆虫、植物など多くの種類がいること）
- ③ 遺伝子の多様性（同じ種でも形や模様など様々な個性があること）

私たちの暮らしは、生物多様性の様々な恵み（生態系サービス）に支えられています。しかし、その価値は市場で取引されるもの以外は、市場経済の中では見えにくくなっています。生態系サービスを提供する生態系を「自然資本」としてとらえ、価値を劣化させることなく持続的に利用していくために、適切なコストを支払って保全していく必要があります。

■生態系サービスとは

供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。

調整サービス

森林があることで気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。

文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。

基盤サービス

生息地、栄養、水、土壌の形成など、供給・調整・文化的サービスの供給を支えるサービス。

生物多様性国家戦略では、わが国の生物多様性の損失要因を4つの危機に整理しており、現在も進行しています。生物多様性の様々な恵みが人の暮らしを支えていることから、生物多様性の4つの危機に対処する必要があります。

■生物多様性の4つの危機

第1の危機：開発など人間活動による危機

第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機

第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機

第4の危機：地球環境の変化による危機

国は、平成7(1995)年に「生物多様性国家戦略」を策定し、点検、見直しを続けています。平成24(2012)年に策定した「生物多様性国家戦略2012-2020」は計画期間が終了し、次期戦略を策定中です。平成20(2008)年には「生物多様性基本法」が制定され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を、自治体にも定めるよう求めています。

平成22(2010)年に「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が名古屋市で開催され、生物多様性の損失を止めるために数値目標を含む20の個別目標（愛知目標）を設定するなど、生物多様性への関心が高まりました。しかし、今回実施した意識調査では「生物多様性」について「言葉は知っているが、内容はよくわからない」が半数近くを占めるといった結果となりました。

現在、生物多様性は危機に直面しており、放置すれば私たちの暮らしに影響を及ぼすことが予想されます。本市においては、木曽川は水質が良好で、野鳥も多く確認され、豊かな自然を印象付けていますが、身近な田園風景に目を向けると、農地面積は減少を続けているうえ、水路の水質は芳しくありません。さらに、本来本市には生育・生息していなかった外来生物が増えており、本市の生態系のバランスを崩すだけでなく、農作物を食い荒らしたりして、すでに被害が発生しています。

以上を踏まえ、環境目標Ⅱでは、計画の対象期間と目標を以下のとおり設定します。

計画の対象期間：令和5(2023)年度～令和14(2032)年度

計画の目標：生物多様性の恵みを受け継ぐまち

市内の多様な生物の生育・生息環境を保全するとともに、生物多様性そのものに対する理解を深め、生物多様性の恵みを受け継ぐまちをつくります。

■ 「愛知目標」から「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」へ

愛知目標は、COP10において、各国に積極的な行動を促すために「明確」で「わかりやすい」世界目標として策定されました。しかし、目標年度である令和2(2020)年度において、20の個別目標で完全に達成できたものはないと指摘されました。

令和4(2022)年12月にカナダ・モンテリオールで開催されたCOP15において、愛知目標の後継であり2020年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、生物多様性への脅威の低減、持続可能な利用及び利益配分による人々のニーズを満たすこと、実施のためのツールと解決策及び主流化に対して23の目標（ターゲット）が定められました。

2050年ビジョン：

自然と共生する世界

2030年ミッション：

生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる

【昆明・モンテリオール生物多様性枠組の主な 2030 年ターゲット】

ターゲット 3

2030 年までに陸と海のそれぞれ 30%以上を保護・保全（30by30）

ターゲット 6

2030 年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減

ターゲット 8

自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化

ターゲット 15

ビジネスによる影響評価・情報公開の促進



(1) 生物多様性の保全

市内には良好な緑地を有する木曾川、長良川があり、水や緑などの自然の豊かさや自然景観などは市民の満足度が高い状況です。その一方で、河川の水質は環境基準を超えることがあり、身近な川、池のきれいさは満足度が低い状況です。日光川、善太川、領内川、三宅川及び目比川など多くの河川に加え水路は、概ね改修が進みコンクリート護岸などが整備されています。

河川や水路などの水辺は、魚や水鳥などの身近な生物の生息空間であるとともに、市民のやすらぎの場となるため、生物多様性に配慮した河川整備を推進していく必要があります。

また、本市には手つかずの自然は少ないものの、屋敷林や社寺林などの樹林地や多くの面積を有する農地など、二次的な自然が残されています。農地は作物を生産する場であるとともに、農業用水路やあぜ及び土手などが多様な生物の生息空間となり、降った雨を一時貯留し、水質の浄化や河川の流量を安定させるなどの重要な役割も担っているうえ、田園景観が本市の景観を特徴づけるなど、様々な生態系サービスをもたらしています。しかし、本市では農家数・農地面積ともに減少しており、生物多様性の危機が迫っていることから、優良な農地を保全していくことが求められます。

以上のことから、水辺や農地などの自然環境の保全・創出を図るとともに、生物多様性への理解を深める取組を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】 令和3(2021)年度	【目標値】 令和14(2032)年度
ビオトープ*の整備	箇所	1	2

1) 自然環境の保全・創出

- 河川・水路における良好な自然環境の保全
- 外来種の放流・遺棄の禁止や移動制限などに関する情報提供、駆除の推進
- 多様な生物が生息するビオトープの保全・創出などの取組の推進
- 河川や水路のコンクリート護岸の多自然型護岸*への取組
- 都市計画マスタープランに基づく公園、緑地、河川・水路及び街路樹などを結ぶ緑のネットワークの形成

2) 生物多様性の理解促進

- 農地の持つ公益的機能の周知
- 絶滅危惧種^{*}などに関する情報提供による希少生物の保護の啓発
- 生物多様性に関する環境講座の開催・支援
- 開発事業における自然環境負荷の回避や最小化の検討

■本市の野鳥

毎年木曾川の背割堤では野鳥の観察会が実施されており、水辺に住む鳥を中心に毎年40種程度確認されています。

令和3(2021)年度に確認されたもののうち、猛禽類のチュウヒ、ハヤブサ、ミサゴ、ハイタカが国の絶滅危惧種に該当します。



(2) 自然とのふれあいの確保

身近な自然の存在は、私たちの暮らしに癒しやゆとりをもたらします。それだけでなく、家族や友人と自然の中で身近な生物にふれあって遊ぶことで、お互いを思いやり助け合う心が育まれます。

市内には、こうした自然とふれあうことができる場所として、木曽川・長良川の河川敷や桜並木などがある河川や水路、蓮の花が咲く農地などがあり、これらの良好な自然を有する場所を保全・整備していくことが求められます。

また、自然観察会や水生生物調査、緑化フェアなどのイベントを開催したり、身近な生物とふれあう場所や機会を提供するなどして、市民が自然について学んだり、生態系サービスを体験する機会を持つことも必要です。

以上のことから、自然とふれあう機会の増進、自然に親しめる場づくりに向けた取組を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】	【目標値】
		令和3(2021)年度	令和14(2032)年度
自然観察会の開催数	回	1	2
自然に関する講習の開催数	回	0	1

1) 自然とふれあう機会の増進

- 身近な生物の生態について学ぶ自然観察会の開催・支援
- 自然観察会や水生生物調査などの自然を学ぶ自然体験プログラムの実施
- 田植栽培及び収穫などの農業体験プログラムの検討
- 緑の現状をわかりやすく視覚的に伝える資料やパンフレットの作成・公表の推進
- 農業技術の指導や自主的に取り組める緑化の紹介など、緑に関わる講習会・勉強会の開催検討

2) 自然に親しめる場づくり

- 桜並木や蓮などの良好な景観や親水機能に配慮した河川や水路の保全・整備
- 木曽川・長良川などの河川敷を活用したレクリエーション施設や遊歩道などの整備

環境目標Ⅲ：安全・安心で快適な住環境のまち



(1) やすらぎのあるまち並みの形成

身近な公園緑地は、私たちの暮らしにゆとりを与えてくれるだけでなく、地域のコミュニケーションやレクリエーションの場としても利用され、豊かで快適な生活をもたらしてくれます。こうしたことから、身近な公園緑地の整備や既存の公共施設などでの緑化の推進、市民による緑化活動への協力などの取組が期待されます。

一方、本市の原風景ともいえる田園部の景観は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。そのため、都市部や田園部の景観の保全に配慮し、愛着のある良好な自然景観を計画的に保全・継承していくための取組などが求められています。

以上のことから、公園緑地の整備と緑化の推進、良好な景観の保全・形成に向けた取組を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】 令和3(2021)年度	【目標値】 令和14(2032)年度
都市公園における人口 1人当たりの供用面積	m ² /人	約8.8	約10

注) 現状値は、都市公園現況調査に基づく。

1) 公園緑地の整備と緑化の推進

- 愛西市都市化推進事業による民有地緑化の推進（屋上・壁面緑化、空き地・駐車場緑化、生垣など）
- 緑化フェアなどのイベント開催による緑化意識の啓発
- 愛西市らしさや、公園利用者のニーズに適応した公園整備と維持管理の推進
- 公共施設における緑地の保全・充実や適切な維持管理

2) 田園景観の保全・形成

- 景観づくりを兼ねた遊休農地^{*}の利用方法の検討
- 「愛西市農業振興地域整備計画」に基づく農用地の保全と農業後継者の育成



(2) 快適な住環境の創造

私たちの身近な道路や河川、公園緑地の環境を保全していくことは、快適な日常生活の確保につながります。また、捨てられたごみが川を通じて海に入ると、海洋プラスチックごみとなり海の生物に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、道路や河川のごみ拾い運動などの環境美化活動を継続して行うとともに、ごみのポイ捨て禁止などのマナー向上に向けた取組が期待されます。

また、地域の特色を活かした良好な住環境を形成する取組が求められます。

以上のことから、環境美化の推進、環境にやさしい住環境の形成に向けた取組を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】	【目標値】
		令和3(2021)年度	令和14(2032)年度
アダプトプログラムの登録団体数	団体	3	5

1) 環境美化の推進

- ごみゼロ運動をはじめとした環境美化活動の推進
- ごみのポイ捨てやペットのフンの処理及び飼い方など日常生活におけるマナー向上の啓発
- アダプトプログラムによる道路、公園及び河川などの環境美化活動や維持管理についての情報提供や支援
- 生活道路や水路などにおける日常的な清掃活動の促進に向けた支援

2) 良好な都市景観の形成

- 放置自転車の撤去や駐輪場の活用などによる良好なまち並み景観の保全
- 建築物の外観や屋外広告物の美観などの適切な誘導
- 地区計画*を活用した地域の特色を活かした良好な住環境の整備



(3) 健全な生活環境の保全

従来の公害問題は、工場の生産活動などによる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下といったものでしたが、今日では都市の人口集中が進み、これが都市における生活水準の向上と相まって、自動車排気ガスによる大気汚染や家庭からの生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大などの都市・生活型公害とも言える環境問題を引き起こしています。

これらの環境問題に対処していくためには、従来の規制的手法だけでは不十分であり、市民・事業者・市の各主体が社会経済活動やライフスタイルのあり方を見直し、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

以上のことから、従来の公害問題に加えて生活公害による新たな環境問題などに適切に対応し、市民が安心して健全な生活をおくることができる地域社会の形成に向けて、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及びその他の公害の防止に向けた取組を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】	【目標値】
		令和3(2021)年度	令和14(2032)年度
大気汚染や河川における水質汚濁に係る環境基準の達成・維持	-	大気汚染6物質のうち光化学オキシダントのみ環境基準超過 水質汚濁主要4地点全て環境基準達成 (P. 15~19参照)	大気汚染6物質 水質汚濁主要4地点全て環境基準達成 (環境基準は参考資料参照)
生活排水処理率	%	82	100
浄化槽人口 ^注 に占める合併処理浄化槽人口の割合	%	77	100

注) 「浄化槽人口」には集落排水施設等人口を含む。

1) 公害の防止

- 野焼きの禁止や基準に適合した焼却炉の適正な使用についての啓発
- 無人ヘリコプターによる農薬散布の作業実施者に対する周辺環境への配慮の要請
- 農薬や化学肥料などの適正使用についての啓発
- 下水道計画区域内における公共下水道の整備促進と、農業集落排水施設^{*}やコミュニティ・プラント^{*}施設の適切な維持管理
- 「合併処理浄化槽等設置整備事業補助金制度」を利用した単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換の促進と、生活排水対策の普及

- 工場・事業所などにおける公害防止の周知・啓発
- 公害の現状についての実態把握
- 公害防止協定*の締結などによる自主的な環境対策の促進
- 企業の進出時における公害防止計画書の提出などの指導
- 新たな有害物質に関する情報の収集と提供

コラム：野焼きの禁止について

ドラム缶、一斗缶、ブロック及び鉄板で囲った場所などでごみを燃やす、いわゆる「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金などに処せられます。

●次に掲げる場合を除き、野焼きは一切禁止となりました。ただし、近隣住民に迷惑となるような行為については以下の場合であってもただちに中止しなければなりません。

1. 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策及び復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業及び漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火その他の日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

●焼却炉（小型廃棄物焼却設備）の使用については、廃棄物焼却炉の基準が強化されました。

ダイオキシン類対策として廃棄物処理法の許可対象規模の廃棄物焼却施設について、構造・維持管理に関する基準の強化が行われ、基準に適合しない施設の使用ができなくなりました。

資料) 環境課

2) 生活公害の防止

- テレビ・楽器の音量やペットの鳴き声などによる生活騒音、営業騒音の発生防止に向けた啓発
- アイドリングや急発進・急加速の自粛などによる自動車騒音の低減促進
- 浄化槽の適正管理による悪臭の発生防止の指導・啓発

環境目標Ⅳ：資源循環型のまち



(1) 廃棄物の発生抑制と適正処理

持続可能な社会を実現していくためには、大量消費・廃棄の生活習慣や社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制や適正な資源循環を促進するなど環境負荷を低減する循環型社会の構築が必要です。近年は、食品ロスの削減や、使い捨てプラスチックの削減など、廃棄物削減以外の視点から注目される取組もあります。

本市においても、「5R^{*}」活動の推進や子ども会などによるリサイクル資源の集団回収の推進、廃棄物の適正処理の推進などの取組を行ってきましたが、ごみ排出量は近年概ね横ばいにあります。資源ごみを除いたごみの総量を市民1人1日当たりで見ると増加傾向にあり、引き続き発生抑制と資源の分別に取り組んでいくことが求められます。

近年では、携帯端末などに使用されているリチウムイオン電池が原因となった廃棄物処理施設での火災が増えています。修理のため廃棄物処理に支障をきたす場合もあり、適切な分別が求められています。

以上のことから、廃棄物の減量化とリサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進に向けた取組を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】	【目標値】
		令和3(2021)年度	令和14(2032)年度
家庭ごみの総回収量 ^{注1}	t	13,954	12,378
市民1人1日当たりのごみ排出量(資源ごみ除く) ^{注2}	g/人・日	567	544

注1) 可燃ごみ、プラごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、廃蛍光管、廃乾電池の合計。

注2) 上記から資源ごみを除いたもの。

1) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

- 「5R」活動（リフューズRefuse：断る、リデュースReduce：排出抑制、リユースReuse：再使用、リペアRepair：直す、リサイクルRecycle：再生利用）の推進
- 使い捨てプラスチックの利用削減
- 食品ロスの削減
- 再生品や詰め替え可能な製品の利用促進
- 生ごみの減量・堆肥化に向けた「生ごみ処理槽及び家庭用生ごみ処理機設置補助金」の利用促進

- 「広報あいさい」や市ホームページなどによるごみの減量（エコクッキング※など）の啓発
- 子ども会や各種団体によるリサイクル資源の集団回収の支援
- 資源ごみの分別の徹底と回収品目の検討
- 資源ごみの拠点回収制度の拡充による利便性の向上

2) 廃棄物の適正処理

- 有害ごみの適正な回収体制の充実
- 「家電リサイクル法※」や「資源有効利用促進法※」等に基づく家電製品やパソコンなどのリサイクルに向けた啓発
- フロン of 適切な回収処理についての啓発
- 廃棄物の野焼きが法律違反であることの周知
- 不法投棄の防止に向けた監視体制の整備
- 「愛西市災害廃棄物処理計画」の推進と適宜見直し



(2) 水循環の保全

限りある資源である水は、大気から雨として大地、河川等を経て海域に向かう循環のなかで、河川・地下水の水量の確保、水質の浄化、水辺環境や生態系の保全に大きな役割を果たし、一部地中に浸透し、一部は地表を流れ海に入り、蒸発して再び雨となります。私たちの生活や産業に不可欠な要素ですが、時には洪水等の災害をもたらします。

都市化により、本来河川を流れるところを各種用水として利用する一方で、舗装面により雨水の地下への浸透を妨げており、水循環を急激に変化させています。かつてのような、地下水を大量に汲み上げたことによる地盤の沈下は確認されていませんが、都市型の水害や、温暖化に伴う渇水への対策として、健全な水循環の保全が求められます。

そこで、節水に努め、水資源の有効利用を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】	【目標値】
		令和3(2021)年度	令和14(2032)年度
浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	件	6	10

1) 水資源の有効利用

- 節水意識の啓発
- 雨水の有効利用の促進
- 「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金」の利用促進
- 地下水の適正利用の啓発
- 上水道の漏水対策による水道水の効率的な提供

環境目標Ⅴ：市民・事業者・市が協働するまち



(1) 環境教育・環境学習の推進

私たちの生活を取り巻く多くの環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、市民・事業者・市の各主体が一体となり、環境に配慮した取組を連携して進めることが必要であり、こうした取組が地域に根づき継続して実践されることが求められます。

本市においても、地球温暖化の仕組みや生物多様性のほか、資源の循環利用などについて学ぶ機会を確保し、様々な体験学習を実践していくなどの取組が期待されています。

以上のことから、環境教育の充実、環境学習の推進に向けた取組を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】	【目標値】
		令和3(2021)年度	令和14(2032)年度
外部講師による環境教育の回数	回	12	24

1) 環境教育の充実

- 小中学校などにおける身近な自然を活かした自然観察会や学外講師の活用による環境教育の推進
- 農業体験や公園緑地及び水路の清掃活動など、幼稚園・保育園・小中学校における発達段階に応じた環境教育の推進
- 緑のカーテンづくりやビオトープの保全・創出など、小中学校における環境教育の機会の充実
- 小中学校の給食における地元農産物の使用量・回数の拡大など、食育を通じた地産地消の普及・啓発
- 学校教育における環境に関するカリキュラムや環境分野の副読本などの教材の充実

2) 環境学習の推進

- ごみ処理施設などの見学会、自然観察会及び環境関連講座などの環境学習会の開催
- 環境保全に関するポスターや標語コンクールなどの実施・支援
- 緑化フェアや環境フェアなどのイベント開催による環境学習の機会の充実
- 料理教室の開催や地場産品を活用した料理レシピの紹介など、食育の推進を通じたエコクッキングや地産地消の普及・啓発



(2) 環境保全活動の実践

私たちの生活を取り巻く多くの環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、市のみならず市民や事業者の方々がそれぞれお互いの活動を理解し、適材適所での積極的な環境に配慮した取組を実践していく必要があります。

さらに、こうした環境に配慮した取組の重要性を認識し、市民や事業者の方々が自発的な取組を積極的に継続していくことが求められています。

以上のことから、環境に関する情報の収集と提供、各主体の活動の推進に向けた取組を進めます。

《数値目標》

項目	単位	【現状値】 令和3(2021)年度	【目標値】 令和14(2032)年度
「広報あいさい」での環境情報の掲載件数	件	7	9

1) 環境に関する情報の収集と提供

- 市民環境交流会、意識調査及びメールなどによる市民からの幅広い環境に関する情報の収集
- 「広報あいさい」、市ホームページ及びケーブルテレビなどによる市政ニュースを通じたわかりやすい環境情報の提供
- 図書館、公民館及びコミュニティセンターなどの市民がよく利用する場所での環境に関するポスターの掲示
- 市民や事業者が取り組んでいる環境保全活動に関する情報の収集と提供
- 国・県が実施する環境に関する助成制度の情報の収集と提供

2) 各主体の活動の推進

- 地域住民との協働によるアダプトプログラムやごみゼロ運動などの実施
- コミュニティ活動などによる地域のリーダーの育成、地域活動の推進などによる自主的な活動の活性化・円滑化
- 緑化や水質浄化などの取組を行う「緑のボランティア」の育成の検討・推進
- 積極的に環境保全の取組を行っている団体・事業所を紹介する仕組みづくり
- 事業活動を行うにあたって配慮すべき環境情報などの情報提供
- 指導者や助言者の紹介などによる事業者の自主的な環境活動の促進

3. 市民の取組

(1) 脱炭素社会の構築を目指すまちを実現するために

1) エネルギーの適正利用

- 暮らしの中で無駄なエネルギーの使用をなくしましょう。
 - ・照明のこまめな消灯や、テレビの電源コンセントを抜くなど待機電力消費の抑制
 - ・冷蔵庫内の整理やドアの開閉回数の削減
 - ・換気扇、エアコンのフィルターのこまめな清掃
- 冷暖房を適切に使用しましょう。
 - ・冷暖房の使用時間・時期の短縮や設定温度の適正化（室温は冷房28℃、暖房20℃程度）
 - ・すだれの設置や緑のカーテンの実施
 - ・クールビズ・ウォームビズの実施
 - ・クールシェア・ウォームシェアの利用
- 地球温暖化に関するイベント・学習会などへ参加し、知り得た取組を実践しましょう。
- 家電製品などの購入・買い替えの際は、省エネ型を選びましょう。
- エネルギー使用量の見える化サービスを利用したり、HEMSを導入しましょう。
- 住宅を新築・改築する際には高气密・高断熱建築を採用しましょう。

2) エコモビリティライフの推進

- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 通勤や買い物時など近距離移動では、自転車を利用しましょう。
- 通信販売では、まとめた発注や時間指定などにより、配達を効率良くしましょう。
- 自家用車は定期点検を行い、運転する際にはアイドリング・ストップ*などのエコドライブを実施しましょう。
- 自家用車の買い替え・新規購入時には次世代自動車や、より燃費のよい自動車を選択しましょう。補助金を利用できる場合もあります。

3) 再生可能エネルギーの利用促進

- 採光に自然光を取り入れたり、換気を工夫したりして自然のエネルギーを上手に利用しましょう。
- 再生可能エネルギーを利用した電力プランへの切り替えを検討しましょう。
- 太陽光・太陽熱を利用した設備の導入により再生可能エネルギーを利用しましょう。補助金を利用できる場合もあります。

(2) 生物多様性の恵みを受け継ぐまちを実現するために

1) 生物多様性の保全

- 河川や水路などにおける地域の清掃活動に参加しましょう。
- 身近な自然の保全活動に参加しましょう。
 - ・屋敷林や社寺林などの保全
 - ・農地や農業用水路等の適切な管理
 - ・地元農産物の積極的な購入
 - ・多様な生物が生息するビオトープの保全や地域における新たなビオトープの創出への協力
- 本来愛西市にいない生物（外来生物）を野外に放してはいけません。

2) 自然とのふれあいの確保

- 自然とふれあえるイベントや自然観察会などへ参加しましょう。
- 身近な自然散策・デイキャンプなどではごみの持ち帰りなど自然に配慮しましょう。

(3) 安全・安心で快適な住環境のまちを実現するために

1) やすらぎのあるまち並みの形成

- 生垣の設置や庭・ベランダにおける植栽など緑化を進めましょう。
- 緑化フェアなどのイベントへ参加しましょう。
- 景観づくりを兼ねた遊休農地の利用活動に参加しましょう。

2) 快適な住環境の創造

- ごみゼロ運動などの環境美化活動に参加・協力しましょう。
- 地域で看板を設置したり、ごみの散乱防止ネットを利用するなど、ごみのポイ捨てをしにくい環境をつくりましょう。
- ペットのフンは適正に処理しましょう。
- 自転車を利用する際、むやみに放置せず、駐輪場を利用しましょう。
- アダプトプログラムによる道路、公園及び河川などの環境美化活動や維持管理に参加・協力しましょう。

3) 健全な生活環境の保全

- 有害物質や悪臭の発生要因となるため、家庭ごみの焼却はしてはいけません。
- 公共下水道などの幹線整備後は速やかに接続したり、計画区域外の場合は単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を進めましょう。
- 浄化槽は適正に管理し、流し台では水切りネットやストレーナー[※]などを設置しましょう。
- 合成洗剤、石けん及びシャンプーなどは適量を使用しましょう。

- 家庭菜園においては、農薬や化学肥料などを適正に使用しましょう。
- 自家用車は定期点検を行い、運転する際にはアイドリング・ストップなどのエコドライブを実施し、騒音・振動の防止に努めましょう。
- テレビ・楽器の音量やペットの鳴き声などの生活騒音の発生防止に努めましょう。

(4) 資源循環型のまちを実現するために

1) 廃棄物の発生抑制と適正処理

- 使い捨て製品より再生品や詰め替え可能な製品を利用して、ごみの減量化に取り組みましょう。
- 長く使える製品を選び、故障したときは修理したり、リメイクするなど工夫して長期利用しましょう。
- 食品の無駄をなくし、食べきれない食材はフードドライブなどを利用しましょう。
- ごみの分別方法を遵守・徹底しましょう。
- フリーマーケットやバザーなどを利用して資源の再利用をしましょう。
- 廃家電やパソコン、フロン使用製品などを適正に処理しましょう。
- 所有地を適正に管理し、不法投棄を防止しましょう。

2) 水循環の保全

- 歯磨きなどでは水道の蛇口はこまめに閉めましょう。
- 風呂水の再利用や節水コマ^{*}などの節水機器を導入しましょう。
- 雨水貯留施設を設置し、植木や花への散水や洗車などで、雨水を利用しましょう。
不要になった浄化槽を転用する場合、補助金が利用できます。

(5) 市民・事業者・市が協働するまちを実現するために

1) 環境教育・環境学習の推進

- 施設見学会、自然観察会及び環境関連講座などの環境教育の機会を利用しましょう。
- 「広報あいさい」や市ホームページなどで環境情報を収集し、活用しましょう。
補助金利用の情報が掲載される場合があります。
- インターネットや新聞・雑誌など、各種メディアから環境情報を収集しましょう。
- 環境保全に関するポスターや標語コンクールなどへ参加しましょう。
- 環境関連講座やイベント時などでは講師やスタッフとして協力し、情報を共有しましょう。

2) 環境保全活動の実践

- 家庭や地域で行える環境保全活動を積極的に実践しましょう。
- ボランティアやNPO^{*}などの市民活動に積極的に参加しましょう。

4. 事業者の取組

(1) 脱炭素社会の構築を目指すまちを実現するために

1) エネルギーの適正利用

- 無駄なエネルギーの使用をなくしましょう。
 - ・照明のこまめな消灯や間引き、待機電力の抑制
- オフィス機器・エアコンや給湯器などの買い替えの際は省エネ型を選びましょう。
- 冷暖房を適切に使用しましょう。
 - ・冷暖房の使用時間・時期の短縮や設定温度の適正化（室温は冷房28℃、暖房20℃程度）
 - ・クールビズ・ウォームビズの実施
 - ・緑のカーテンや建物の壁面緑化・屋上緑化の実施
- 省エネ型機器の取り扱いや技術開発などを推進しましょう。

2) エコモビリティライフの推進

- 社用車の買い替え・新規購入時には、エコカーや低燃費車を選択しましょう。
- 自動車を効率よく利用しましょう。
 - ・必要に応じた通勤送迎バスの導入の検討
 - ・社用車の点検整備やアイドリング・ストップなどのエコドライブの実践
 - ・通勤時におけるノーカーデーの実施や自動車の相乗りの推進
 - ・計画的な発注や物流拠点の整備による物流の効率化
- 自転車利用を促進しましょう。
 - ・商業施設や事業所内における駐輪場の整備など客や従業員に対する自転車利用の推奨

3) 再生可能エネルギーの利用促進

- 太陽光発電設備や太陽熱・地中熱利用設備を導入しましょう。
- 建築業では、設計の際に再生可能エネルギー利用設備の導入を提案しましょう。
- 電気の調達の際には、発電に再生可能エネルギーを利用した電力を利用しましょう。

(2) 生物多様性の恵みを受け継ぐまちを実現するために

1) 生物多様性の保全

- 農地や水路を適正に維持管理しましょう。
- 地域における新たなビオトープの創出に協力しましょう。
- 自然観察会の開催、参加・協力及び情報を提供しましょう。
- 生物多様性の保全に配慮した事業活動を行いましょう。
- 開発事業においては、自然環境への負荷の回避や最小化を検討しましょう。

2) 自然とのふれあいの確保

- ふれあいの場となる河川や水路などにおける水辺の保全・整備に協力しましょう。
- 自然観察会や各種プログラムに参加・協力しましょう。

(3) 安全・安心で快適な住環境のまちを実現するために

1) やすらぎのあるまち並みの形成

- 工場・事業所における敷地内の緑化を推進しましょう。
- 緑化フェアなどのイベントへ参加しましょう。
- 景観づくりを兼ねた遊休農地の利用活動に参加しましょう。
- 屋外の広告宣伝看板などの設置時には周辺景観へ配慮しましょう。

2) 快適な住環境の創造

- ごみゼロ運動などの環境美化活動に参加・協力しましょう。
- 地域で看板を設置したり、ごみのポイ捨てをしにくい環境をつくりましょう。

3) 健全な生活環境の保全

- 公害防止や周辺の環境保全に努めましょう。
 - ・無人ヘリコプターによる農薬散布時における周辺環境への配慮
 - ・工場・事業所などにおける排水の適正処理や公共下水道などの幹線整備後の速やかな接続
 - ・社用車の点検整備やアイドリング・ストップなどのエコドライブの実践

(4) 資源循環型のまちを実現するために

1) 廃棄物の発生抑制と適正処理

- 使い捨て製品より再生品や詰め替え可能な製品を利用して、ごみの減量化に取り組みましょう。
- 再生品や詰め替え可能な製品を製造・販売しましょう。
- 店舗では不用品のリサイクルに協力しましょう。
- 簡易梱包の実践や再使用できる梱包材を導入しましょう。
- リサイクルの必要性を理解するための施設見学会の開催に協力しましょう。
- 「廃棄物処理法」を遵守し、産業廃棄物*を適正に処理しましょう。
- 所有地を適正に管理し、不法投棄を防止しましょう。

2) 水循環の保全

- 事業活動における節水を推進しましょう。
- 植栽への散水や社用車の洗車などで、雨水を有効に利用しましょう。

(5) 市民・事業者・市が協働するまちを実現するために

1) 環境教育・環境学習の推進

- 事業者間で環境保全などに関する情報を収集・提供したり、市の環境関連講座やイベント時などにおいて、講師として参加・協力しましょう。
- インターネットや新聞・雑誌など、各種メディアから環境情報を収集しましょう。
- 工場・事業所における排出基準などに関するデータの収集・公開、環境監視体制の強化及び環境情報などに関する窓口を設置しましょう。

2) 環境保全活動の実践

- 事業者間で環境保全などに関する情報を収集・提供したり、市の環境関連講座やイベント時などにおいて、講師として参加・協力しましょう。
- 環境配慮行動の実践に向けて従業員研修などを実施しましょう。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001やエコアクション21）などを導入しましょう。
- 地産地消に関わる地元農産物を積極的に仕入れ、販売しましょう。

第5章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 推進組織

環境目標を達成し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市の各主体が環境保全に関する各種の取組を積極的に実践していくことが求められます。そのため、環境に関する取組の実効性を高め、計画の進行管理を適切に行っていく組織として、環境基本計画の策定時に組織された「環境基本計画策定専門部会」を母体とする新たな組織を設置します。市の関連部局の代表者で構成し、市の関連部局が調整を図りながら総合的かつ計画的に取組を推進していきます。

また、市民・事業者・環境関連団体の方々の環境に関する取組を促進するため、市は取組に関する情報提供を行うとともに、市に寄せられた意見は市の取組に反映させていきます。

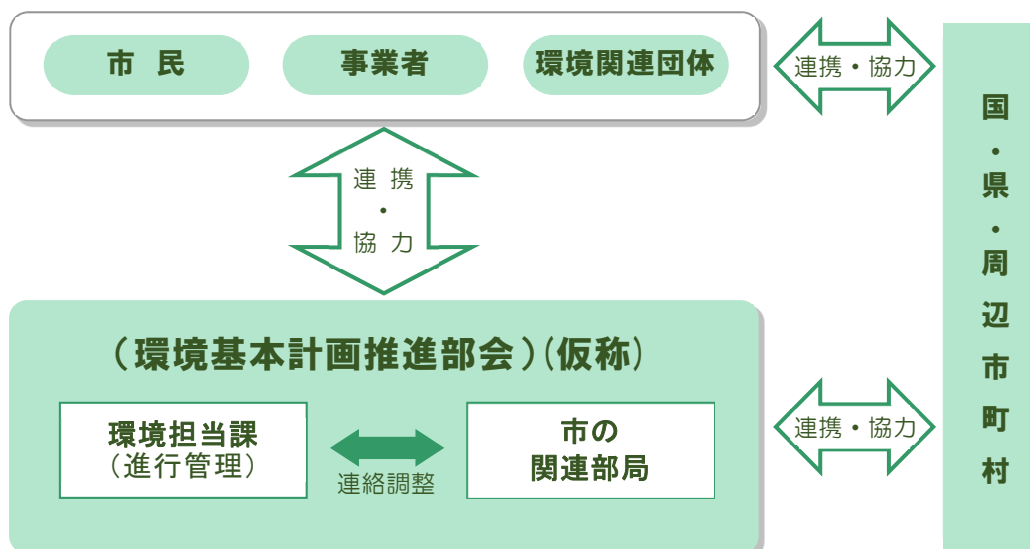
(2) 環境情報の共有化

今日の環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市の各主体が、環境に関する情報や問題意識を共有し、連携を図りながら環境に配慮した取組を実践していく必要があります。そのため、各主体が環境情報などを共有化し、緊密な連携が図られるよう、市は「広報あいさい」や市ホームページなどを活用した情報提供を行います。

(3) 広域的な連携・協力

広域的な環境問題などに対しては、国、県及び周辺市町村と連携して対処するとともに、環境に関する情報の共有や各種調整などを行い、広域的な連携・協力により計画を推進します。

図 計画の推進体制



2. 計画の進行管理

本計画の実現に向けて、環境に関する取組を着実に実施していきます。なお、計画期間内（令和5(2023)年度～令和14(2032)年度）に環境情勢が変化した場合には柔軟に対応し、計画の進行管理を適切に行っていきます。

(1) 進捗状況の公表

市は各種の環境情報の提供を行うとともに、環境の概況、各主体の取組の実施状況及び計画に掲げた数値目標の達成状況など、計画の進捗状況を毎年度整理・把握し、この結果を「広報あいさい」や市ホームページなどを通じて公表します。

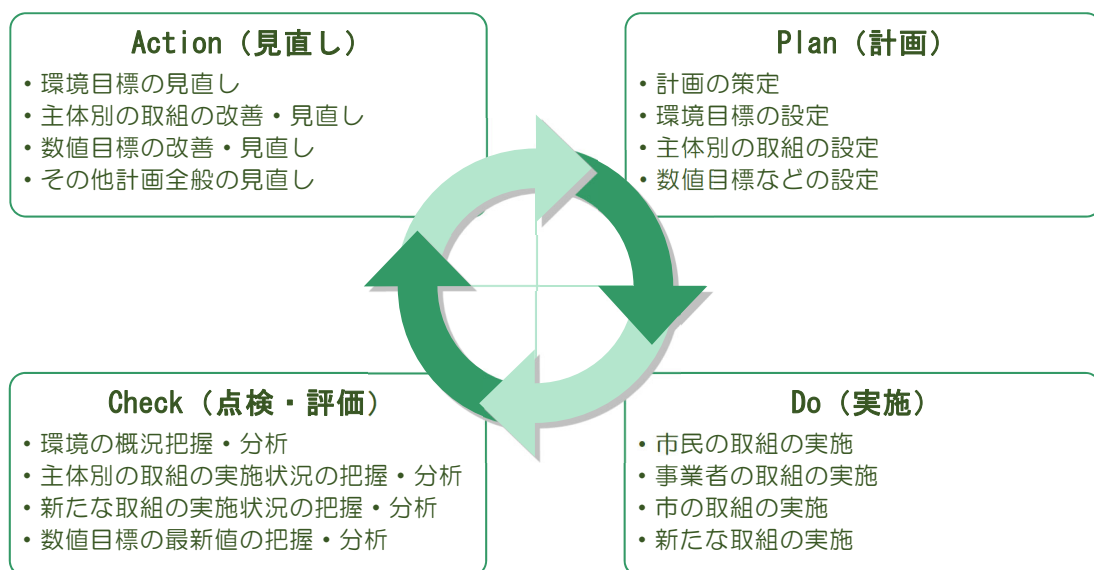
(2) 進行管理の方法

本計画の進行管理は「PDCAサイクル」の考え方をを用いて実施します。PDCAサイクルとは「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（点検・評価）」「Action（見直し）」のサイクルのことで、計画の進捗状況などを点検・評価し、必要に応じて計画の改善を行いながら、計画の目標達成を目指す考え方です。

市は、計画に基づき環境に関する取組を実施し、計画の進捗状況を整理した中間報告を踏まえて計画の点検・評価を行います。なお、中間報告について市民や事業者の方々から寄せられた意見などは計画の点検・評価に反映させます。

計画の点検・評価において改善すべき事項が生じたり、新たな環境問題や社会情勢の変化などが発生した場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

図 計画の進行管理の方法



《数値目標一覧》

項目		単位	【現状値】 令和3(2021)年度	【目標値】 令和14(2032)年度
環境目標Ⅰ	愛西市内から排出される温室効果ガス	千t-CO ₂	301.6 (令和元(2019)年度)	184.7 (令和12(2030)年度)
	愛西市の事務事業における温室効果ガス排出量	t-CO ₂	3,031	2,950
	公用車の次世代自動車保有台数	台	21	30
	巡回バスの利用者数	人	77,479	125,000
	地球温暖化対策設備導入件数	件	1,461	2,530
環境目標Ⅱ	ビオトープの整備	箇所	1	2
	自然観察会の開催数	回	1	2
	自然に関する講習の開催数	回	0	1
環境目標Ⅲ	都市公園における人口1人当たりの供用面積	m ² /人	約8.8	約10
	アダプトプログラムの登録団体数	団体	3	5
	大気汚染や河川における水質汚濁に係る環境基準の達成・維持	-	大気汚染6物質のうち光化学オキシダントのみ環境基準超過 水質汚濁主要4地点全て環境基準達成	大気汚染6物質 水質汚濁主要4地点 全て環境基準達成 (環境基準は参考資料参照)
	生活排水処理率	%	82	100
	浄化槽人口 ^注 に占める合併処理浄化槽人口の割合	%	77	100
環境目標Ⅳ	家庭ごみの総回収量	t	13,954	12,378
	市民1人1日当たりのごみ排出量(資源ごみ除く)	g/人・日	567	544
	浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	件	6	10
環境目標Ⅴ	外部講師による環境教育の回数	回	12	24
	「広報あいさい」での環境情報の掲載件数	件	7	9

注) 「浄化槽人口」には集落排水施設等人口を含む。

資料編

1. 策定体制	-----	85
2. 策定経過	-----	86
3. 環境基準	-----	87
4. 意識調査結果	-----	94
5. 用語説明	-----	100

1. 策定体制

(3) 愛西市環境基本計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	備 考
委員長	ちかみ さとし 千頭 聡	日本福祉大学特任教授
委員	おの ようこ 小野 陽子	愛知県海部県民事務所 環境保全課長
委員	おくだ てつひろ 奥田 哲弘	愛西市商工会事務局長
委員	ほった かつよし 堀田 克芳	あいち海部農業協同組合 総務課課長補佐
委員	えとう よしたか 衛藤 義隆	小中学校長会代表
委員	いしはら かずたか 石原 一孝	総代会代表
委員	あんどう さとし 安藤 諭	コミュニティ連絡協議会代表
委員	みずの ひろし 水野 博	地域環境保全員
委員	いしかわ かずこ 石河 和子	公募委員
委員	なかむら ふみこ 中村 文子	公募委員

(敬称略・順不同)

2. 策定経過

市の関連部局で組織される専門部会で計画素案を検討し、愛西市環境基本計画策定委員会において計画案の作成を行いました。なお、広く市民の皆さんからご意見をいただくため、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

(1) 策定の経過

日程	名称	協議事項
令和4(2022)年 6月3日	第1回愛西市環境基本計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱 委員長・副委員長の選任 第2次愛西市環境基本計画策定の方針について 意識調査について
令和4(2022)年 10月4日	第2回愛西市環境基本計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 意識調査（市民・事業所・中学生）の報告書について 第2次愛西市環境基本計画（案）について
令和4(2022)年 12月26日	第3回愛西市環境基本計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次愛西市環境基本計画（案）について
令和5(2023)年 1月13日 ～2月10日	パブリックコメント	
令和5(2023)年 3月3日	第4回愛西市環境基本計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次愛西市環境基本計画（案）について

(2) パブリックコメント

実施期間	令和5(2023)年1月13日～2月10日
閲覧場所	市ホームページ、市役所、佐織公民館及び文化会館
募集結果	2名・2件

3. 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定にもとづく大気汚染に係る環境基準を下表に示します。

大気汚染に係る環境基準

物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学 オキシダント (O _x)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考						
<p>1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。</p> <p>4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。</p>						

(2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定にもとづく水質汚濁に係る環境基準を下表に示します。

人の健康の保護に関する環境基準

項 目 名	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>	

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2級 水産1級 浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。
- 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 3級：特殊の浄水操作を行うもの

- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条にもとづく環境基準を下表に示します。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ ^注 /m ³ 以下	大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L以下	水質汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
(注) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。		

注) TEQ(毒性等量: Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類の濃度は、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に、毒性等価係数(ダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性)を乗じて合計して得られる毒性等量(TEQ)により表します。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定にもとづく土壌の汚染に係る環境基準を下表に示します。

土壌の汚染に係る環境基準	
項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

(5) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定にもとづく騒音に係る環境基準を下表に示します。

道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

地域の区分		基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
A類型	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	55dB以下	45dB以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の 定められていない地域		
C類型	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分		基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
A類型の地域のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
B類型の地域のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下
C類型の地域のうち車線を有する 道路に面する地域			
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。			

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準	
基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB 以下、夜間にあっては40dB 以下）によることができる。	

(注)

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 - (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
 - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

4. 意識調査結果

【調査の概要】

- ・ 調査の対象者：愛西市内の事業所
(従業員数が20人以上の約180社、それ以下の規模の団体は無
作為抽出により選定。)
- ・ 配布及び回収票数：250票配布、86票回収（回収率34.4%）
- ・ 実施時期：令和4(2022)年6月～7月

※「前回調査」は平成23(2011)年度に実施したもの。

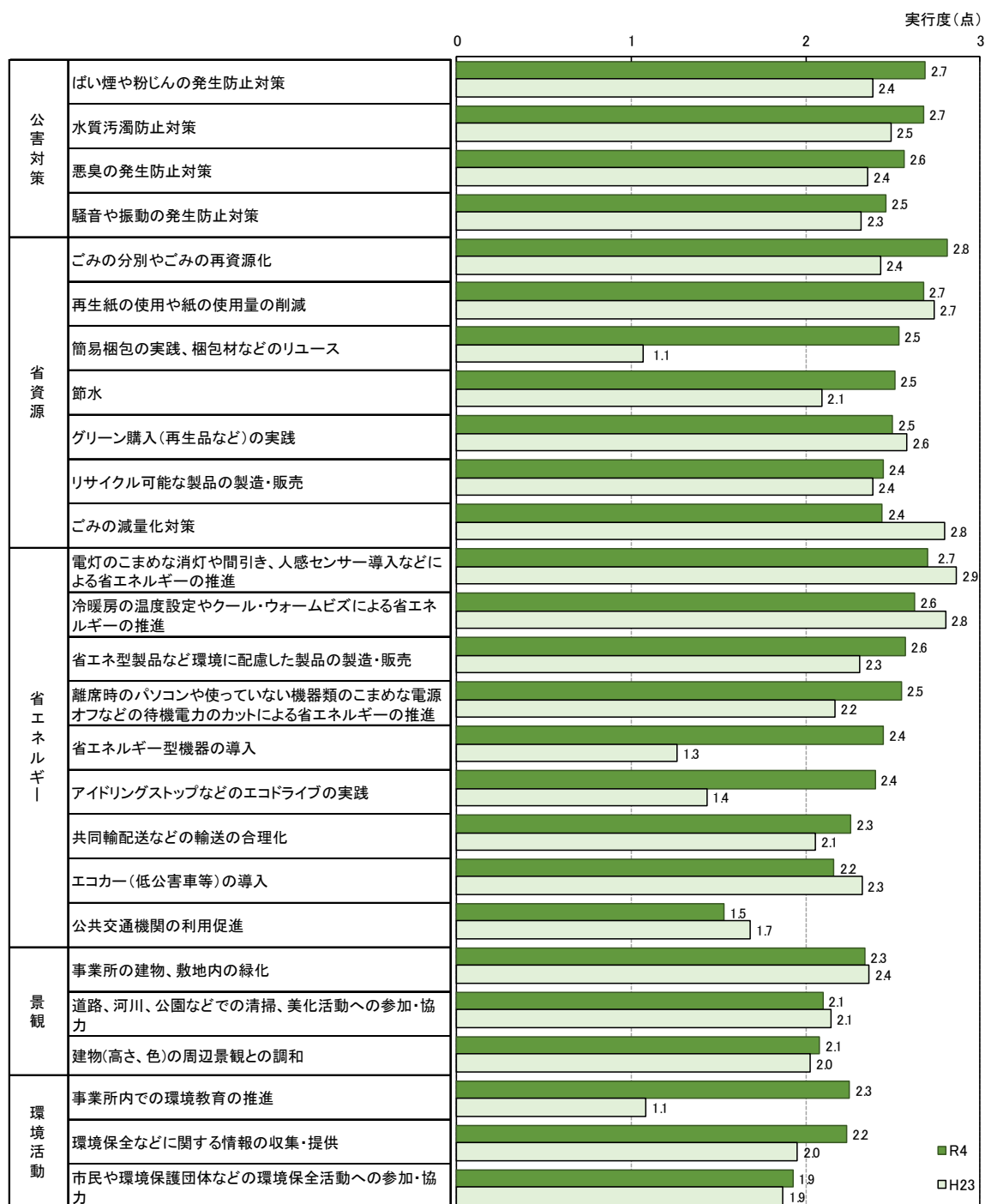
【調査の概要】

- ・ 調査の対象者：愛西市内の中学2年生（6校）
- ・ 配布及び回収票数：学校を通じて配布・回収 510票回収
- ・ 実施時期：令和4(2022)年6月～7月

(1) 事業者

【環境に関わる取り組みについて】

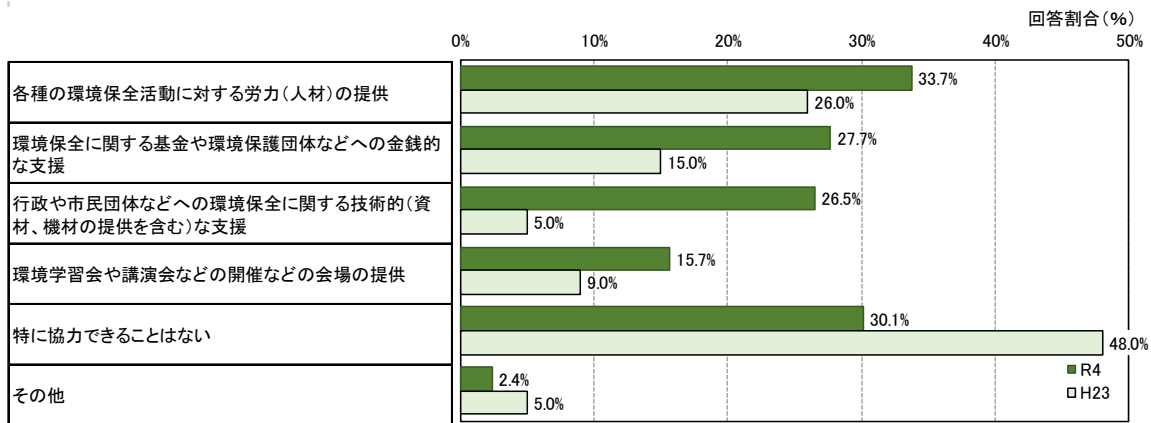
- ・「公害対策」「環境活動」はすべて前回調査より実行度が高くなりました。
- ・「省資源」「省エネルギー」は前回調査より著しく高くなったものがある反面、やや低下するものもあります。



※前回調査時は「取り組んでいる：2」、「取り組む予定である：1」、「取り組んでいない：-1」、「事業に該当しない：-2」であったが、今回調査に合わせて再計算した。

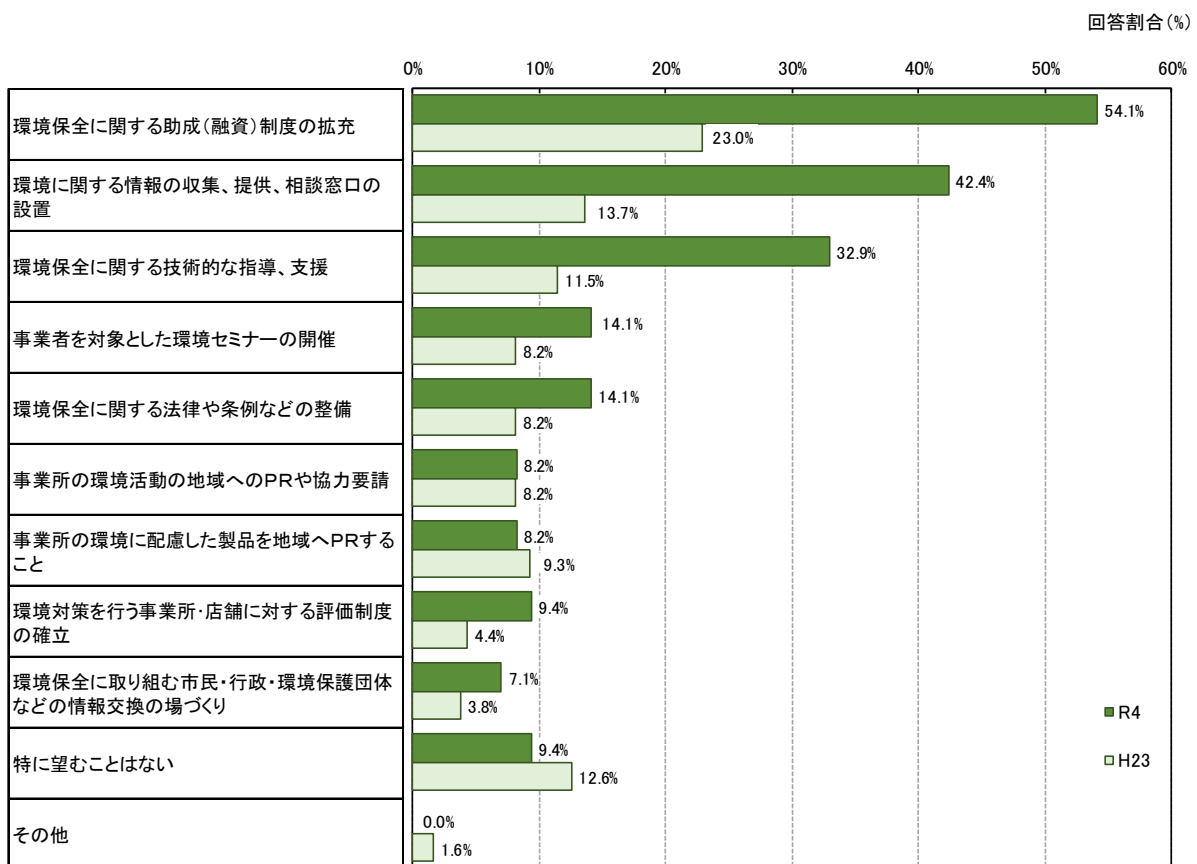
【環境問題への協力について】

- ・前回調査と比較して大きく増加したのは「行政や市民団体などへの環境保全に関する技術的（資材、機材の提供を含む）な支援」、「環境保全に関する基金や環境保護団体などへの金銭的な支援」で、大きく減少したのは「特に協力できることはない」でした。



【環境に関わる取り組みを行う上での行政への要望について】

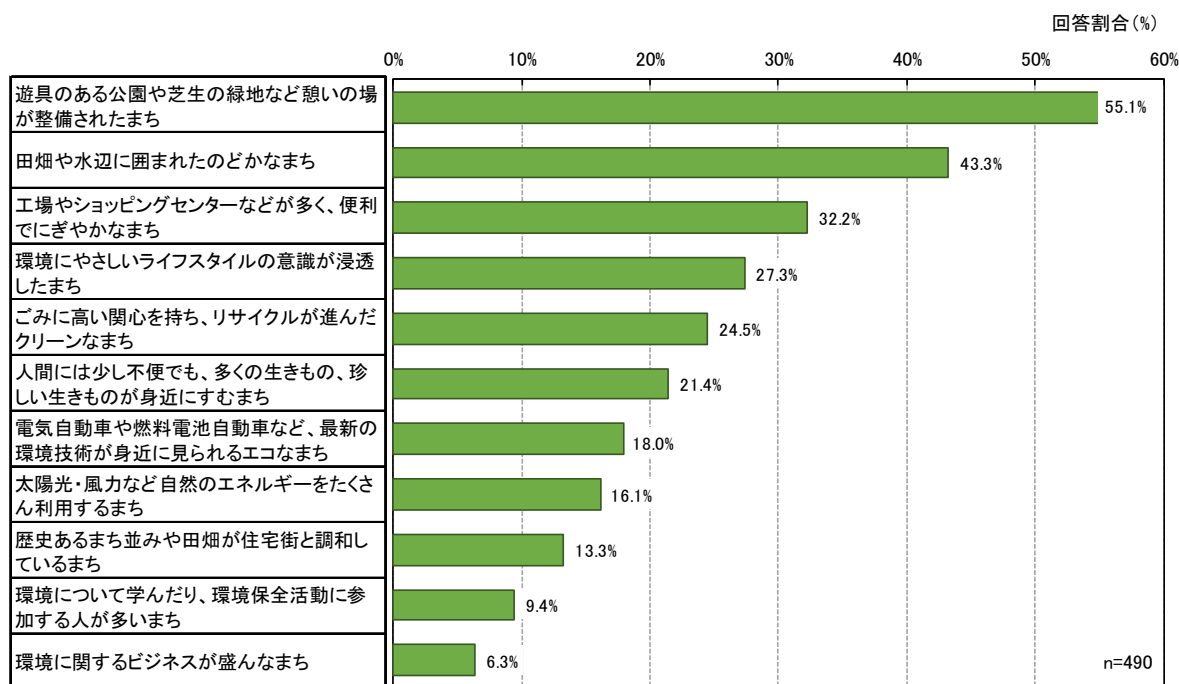
- ・前回調査と比較すると、全体的に増加傾向でした。中でも大きく増加したのは「環境保全に関する助成（融資）制度の拡充」、「環境に関する情報の収集、提供、相談窓口の設置」、「環境保全に関する技術的な指導、支援」でした。



(2) 中学生

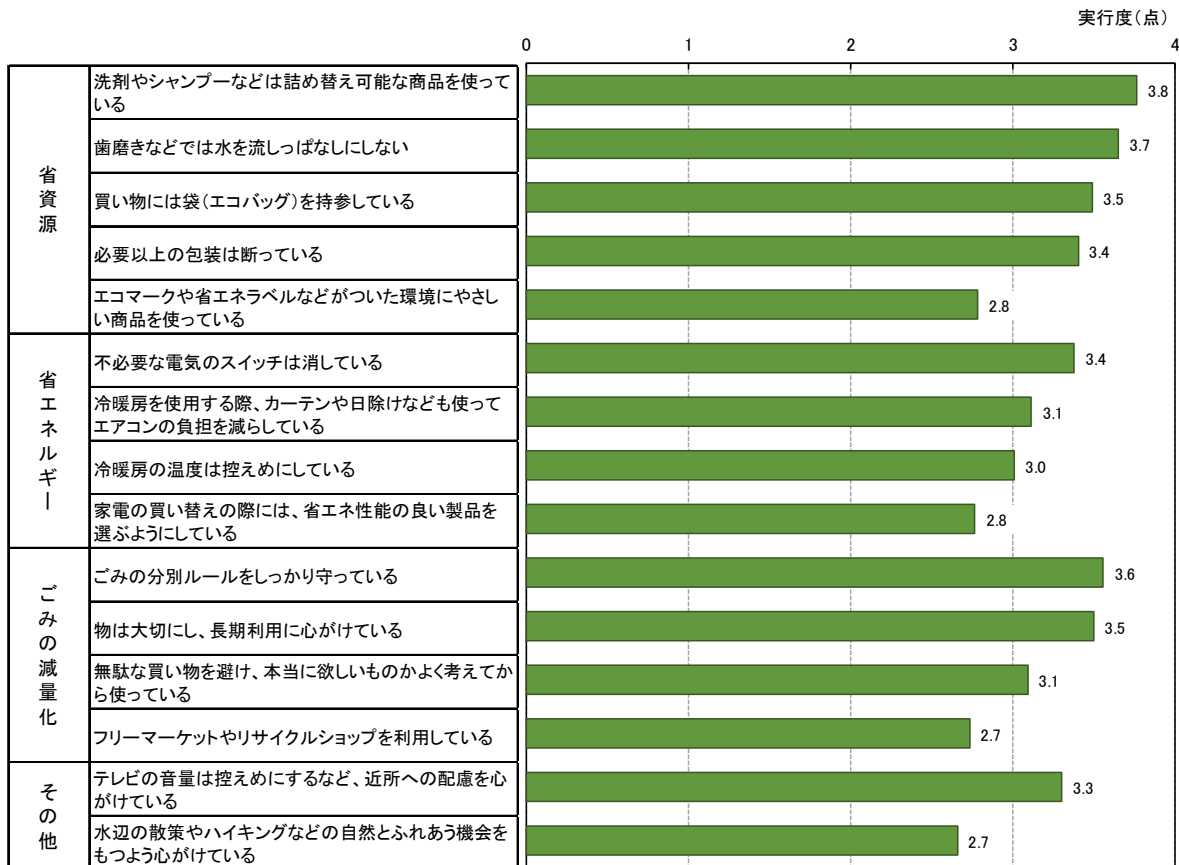
【将来の愛西市の環境について】

- ・「遊具のある公園や芝生の緑地など憩いの場が整備されたまち」が最も多く55.1%、次いで「田畑や水辺に囲まれたのどかなまち」で43.3%、「工場やショッピングセンターなどが多く、便利でにぎやかなまち」で32.2%でした。



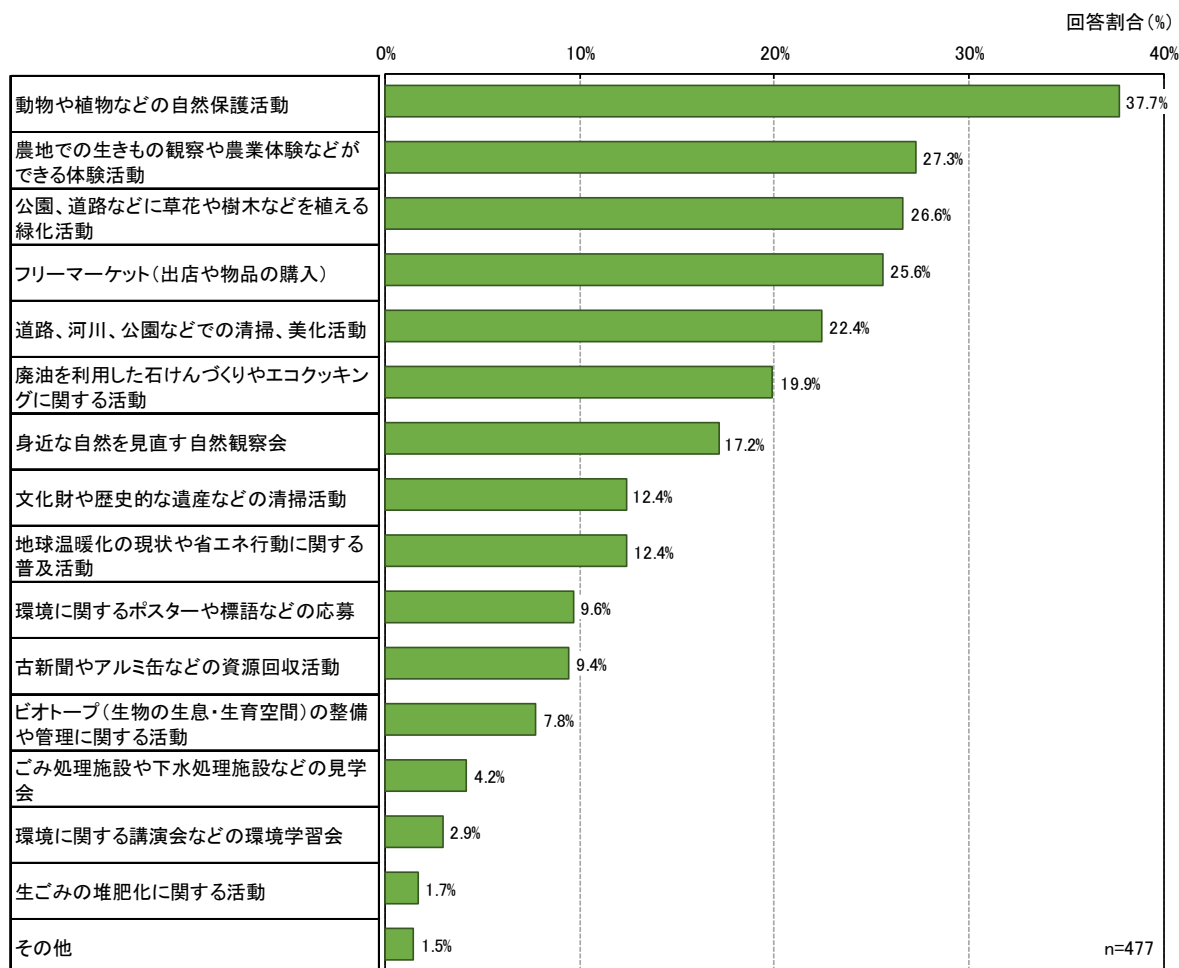
【環境問題への取組について】

- ・ 実行度が低いのは、「フリーマーケットやリサイクルショップを利用している」、「水辺の散策やハイキングなどの自然とふれあう機会をもつよう心がけている」でいずれも2.7点、「エコマークや省エネラベルなどがついた環境にやさしい商品を使っている」、「家電の買い替えの際には、省エネ性能の良い製品を選ぶようにしている」でいずれも2.8点でした。
- ・ 省資源に関する行動は実行度が高い結果となりました。



【今後参加してみたい活動について】

- ・「動物や植物などの自然保護活動」が最も多く37.7%、次いで「農地での生きもの観察や農業体験などができる体験活動」で27.3%、「公園、道路などに草花や樹木などを植える緑化活動」で26.6%でした。



5. 用語説明

あ 行

アイドリング・ストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし及び短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させることをいいます。アイドリング・ストップを実践することで、エネルギー使用量の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制につながります。

アダプトプログラム

市民・事業者・行政が協働で進める新しい形の「まちの美化プログラム」です。アダプト (Adopt) とは英語で「養子縁組する」の意味で、地域住民や事業者が道路、公園及び河川敷など公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動や花植えなどを行い、行政がその活動を支援する仕組みのことです。

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では「産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など）以外の廃棄物」と定義されています。し尿や生活雑排水なども含まれます。

遺伝資源

生物多様性条約で、遺伝資源は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する素材のうち、現実の、又は潜在的な価値を持つもの」と定義されており、生物のことを示しています。生物が含まれる水や土壌などの環境サンプルも含まれます。

ウォームシェアスポット

それぞれが暖房を使うのではなく、みんなまでひとつの部屋、場所に集まることでエネルギーを節約するという新しい省エネスタイルをウォームシェアといいます。店舗、施設など気軽に集まって暖のとれる場所をウォームシェアスポットといいます。

エコアクション21

事業者が環境への取組を総合的に実践していくための仕組みについて環境省が定めたガイドラインであり、取組を行う事業者を審査し、認証・登録する制度のことです。事業者はこの仕組みにもとづき環境への取組を推進し、継続的に見直し・改善を行い、結果について社会に公表します。

エコクッキング

環境に配慮して調理全般をすることで、エネルギーの無駄やごみを少なくしたりすることです。

エコドライブ

環境に配慮して自動車を運転することです。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止めるなどの取組によって燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素などの排出量を減らす運転のことです。

エコモビリティライフ

環境（エコロジー）の「エコ」と、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげた言葉で、自家用車、電車・バスなどの公共交通、自転車及び徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルのことです。

エコライフ・エコ事業

日常生活や事業活動が、自然や環境に影響を及ぼしているということを認識し、少しずつでもできることから環境にやさしい生活や事業を実施し、地球環境への負担を少なくする生活スタイル、事業スタイルのことです。

エネルギー起源

温室効果ガス（二酸化炭素など）のうち、化石燃料を燃焼することで発生するものを示します。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン及びフロンなどに代表される気体の総称です。地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果（太陽からの熱を地球の表面に留めておく効果）をもたらします。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

令和2(2020)年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水）をまとめて処理する浄化槽のことです。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて処理性能が高く、河川などの公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機及び乾燥機などの家電製品から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物の減量、資源の有効利用を推進するために制定されました。

環境基準

「環境基本法」にもとづいて「維持されることが望ましい基準」として、国が定める行政上の政策目標です。人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定めら

れています。「環境基本法」では、環境基準のほか「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」による公害防止のための排出規制などの規制措置も定めています。

環境基本計画

「環境基本法」第15条にもとづき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。国の「環境基本計画」は平成6(1994)年に策定され、平成12(2000)年、平成18(2006)年、平成24(2012)年の改定を経て、平成30(2018)年に「第五次環境基本計画」が定められています。目指すべき持続可能な社会を低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成することに加え、安全がその基盤として確保される社会であると位置づけています。国の「環境基本計画」を受けて、都道府県や市町村においても、環境基本計画が策定されています。

環境基本法

「公害対策基本法」、「自然環境保全法」では対応に限界があるとの認識から、グローバルな環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として制定されました。基本理念として環境の恵沢の享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられており、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が明確化されています。

環境マネジメントシステム

事業者・自治体・学校などの組織が自らの環境保全の取組の効果と成果を自主的に評価し、その結果にもとづいて新しい目標に取り組んでいこうという自立的なシステムで、環境方針の策定とそれにもとづく目標の設定、目標設定のための計画策定及び達成度の評価を一連のものとして行います。代表的な環境マネジメントシステムとしては、国際規格であるISO14001や環境省が定めたエコアクション21等があります。

気候変動適応法

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、それにより現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

協働

市民や事業者、あるいは各種団体と行政とが共通の目的を達成するために、適切な役割分担のもとで協力して行動することをいいます。

京都議定書

平成9(1997)年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されました。先進各国の温室効果ガスの排出量に関して、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、森林吸収源の算定などの新たな仕組みが合意されました。

クールシェアスポット

電力需要が大きくなる夏場の昼間の時間帯などで、家庭で一部屋に集まる工夫をしたり、公共施設や店舗などを利用することで涼(クール)をシェアする新しい省エネスタイルをクールシェアといいます。一般の方が気軽に集まって涼むことのできる場所をクールシェアスポットといいます。

クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化対策の一環として、夏の冷房温度を28℃程度、冬の暖房温度を20℃程度に設定し、冷暖房に頼りすぎない服装で働く、新しいビジネススタイルのことです。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

グリーン電力

太陽光や風力、水力、地熱などの二酸化炭素を出さないエネルギー源で発電された

ものをいいます。

光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽の紫外線を受けて変質してできたオゾンやアルデヒドなどの物質の総称です。光化学オキシダントは高濃度になると、目やのどの粘膜を強く刺激するなどの健康被害を引き起こします。

公害防止協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束のことです。工場の新規立地や施設の増設などに際して、大規模な企業との間に結ばれるものが多い状況です。法律の規制にとらわれず、対象項目、適用技術などを地域の実情に合った形で盛り込んでおり、産業公害の改善に大きく貢献しています。

公共下水道

生活環境の改善や河川・水路の水質保全を図るため、一般家庭や事業所などから排出される汚水や雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び下水処理場などから構成される施設をいい、地方公共団体が管理しています。

公共用水域

「水質汚濁防止法」では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定義されています。

こどもエコクラブ

幼児(3歳)から高校生までの子どもが誰でも参加できる環境活動クラブです。平成7(1995)年に環境庁(現環境省)が募集を開始し、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

コミュニティ・プラント

市町村が定める一般廃棄物処理計画にもとづき設置され、し尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設

のことです。多くの場合、公共下水道が普及していない地域で、公共下水道の代替施設として設置されています。

さ 行

サイクル&ライド

自転車（Cycle：サイクル）を駅周辺の駐輪場に停めて、電車やバスに乗り換えて（Ride：ライド）もらうことで、自動車利用を抑制し、自転車利用を進める方策のことです。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱、波力及びバイオマスなどを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーのことをいいます。有限で枯渇の危険性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出せるエネルギーです。

産業廃棄物

一般に工場や事業所における事業活動に伴って生じた廃棄物をいいます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類などが産業廃棄物として定められています。

資源有効利用促進法

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律です。リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品を再使用すべき業種など7項目について、業種や品目を具体的に指定しています。

循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制したり、不要になった製品を資源として循環して利用したりすることによって、石油や木

材などの天然資源の消費を抑え、環境への負荷が低減された社会のことをいいます。

振動規制法

工場・事業所における事業活動や建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定め、生活環境を保全し、国民の健康を保護することを目的として制定された法律です。

ストレーナー

排水に含まれた野菜くずなどのごみを取り去る網状のこし器のことです。

生態系

食物連鎖などの生物同士の相互関係と、生物を取り巻く環境を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念をいいます。

節水コマ

蛇口から出る水の量を減らすために水道の蛇口内部に取りつけるゴム製または樹脂製の節水用のコマ（器具）のことです。コマを取り替えるだけで毎日使う水道水の使用量を減らすことができます。

絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、移入生物及び乱獲など、さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機が高いとされる動植物の種のことです。生物は進化の過程で絶滅することもあります。今日の絶滅は自然のプロセスとは異なり、さまざまな人間活動の影響によりかつてない速さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっています。

騒音規制法

工場・事業所における事業活動や建設工事に伴って発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定め、生活環境を保全し、国民の健康を保護することを目的として制定された法律です。

た 行

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3種類をダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類の人体への影響としては、脱毛、肝機能異常、発ガン性及び催奇形性が高いことが知られています。

PCDDとPCDFはそれぞれ75種類と135種類の異性体があり、コプラナーPCBは十数種類の異性体があります。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、これらの物質のうち毒性がある29種類を対象として規制しています。

多自然型護岸

河川が本来もつ生物の良好な生育環境に配慮し、自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進めることを基調に、自然材料(石材、植物など)を活用した護岸のことです。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料を使用する社会から脱却することです。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことで、処理能力が低く、生活雑排水を処理できません。生活環境保全意識の高まりとともに、現在では新設の場合は全て合併処理浄化槽しか設置できないようになっています。

地球温暖化

人間の産業活動や社会経済活動に伴う温室効果ガスの濃度の上昇などにより進行します。平均気温の上昇、それに伴う海水面の上昇、異常気象の発生及び生態系への影響などが懸念されています。

地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」

にもとづき、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、温室効果ガス削減のための具体的な取組を定めるものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律

気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、日本に課せられた温室効果ガスの排出削減目標(平成2(1990)年比6%削減)を達成するために、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めることを目的として制定されました。

地球サミット

平成4(1992)年にブラジルの都市リオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議のことです。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な社会の実現のための具体的な方策が話し合われました。

地区計画

「都市計画法」第12条の5にもとづき、道路や公園などの公共施設、建築物の形態などに関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定めて、街区内での無秩序な開発行為を規制・誘導していく制度です。

地産地消

地域で生産された農林水産物をその地域で消費することをいいます。

産地から消費地までの距離が短くなることで、商品に親近感がもてたり、鮮度が保たれたりするほか、運搬コストなどが改善され、商品の魅力向上や農林水産業の活性化につながります。また、運搬時に発生する温室効果ガスの削減にも役立ちます。

長期優良住宅

住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体などに伴う廃棄物を抑制して環境負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって市民の住宅に対する負担を軽減することを目的とした住宅で、長寿命住宅の認定制度により、長期にわたり

良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のことです。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系への被害が認められるものとして「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指定された生物のことです。特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬及び輸入などといった取り扱いを規制し、防除なども行うこととしています。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本に元来あった生態系、人の生命や健康及び農林水産業に被害を及ぼし、または及ぼす恐れがあるものとして政令により定められています。

都市公園

「都市公園法」で定められた公園または緑地のことで、国又は地方公共団体によって設置されたものをいいます。都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれます。住区基幹公園（身近で小規模な街区公園、住んでいる地域を代表する近隣公園や地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園などさまざまな種類の公園があります。

な 行

二酸化硫黄

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼によって発生する物質です。ぜんそくや気管支炎などの病気や酸性雨の原因になるといわれています。

二酸化窒素

赤褐色の気体で、工場や自動車などで物が燃焼する過程で発生する物質です。二酸化窒素に代表される窒素酸化物は、太陽の紫外線によって変質し、光化学オキシダントの発生の原因にもなります。

農業集落排水施設

集落から排出されるし尿や生活雑排水または雨水を処理し、農地や農業用排水路への汚水の流入を防ぎ、窒素、りんなどを除去することで公共用水域の水質保全及び農業用排水施設の機能維持のために整備されます。集落を単位とした小規模システムとして整備されることが多くなっています。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」にもとづき、一体的に農業の振興を図ることが必要な地域について都道府県知事が指定する地域のことです。農用地などとして利用すべき相当規模の土地があり、一定の要件を備える必要があります。

ノーカーデー

特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンまたはキャッチフレーズのことで、自動車交通量の総量を規制する方策の一つとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施されます。行政機関をはじめ、民間企業などでも取り組まれています。

は 行

バイオマスエネルギー

二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーの一種で、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいいます。バイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿及びプランクトンなどの有機物があります。

排出係数

燃料使用量あたりに排出する炭素の量を示します。同じ熱量を得る場合、排出する炭素の量は燃料により異なり、例えば石炭の排出係数は都市ガスの約2倍です。なお電気は、電力会社や年度によって、発電に使用する化石燃料の割合が異なるため、排出係数が異なります。

バリアフリー

高齢者や障害者が生活するうえで支障と

なる物理的な障壁や意識的な障壁を取り除くことをいいます。

パリ協定

平成27(2015)年12月、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。

長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持、1.5℃に抑える努力を追求することとし、先進国だけでなくすべての国が参加し、5年毎に貢献を提出・更新する仕組みです。

非エネルギー起源

温室効果ガス(二酸化炭素)のうち、化石燃料の燃焼に由来せず、工業プロセスにおける化学反応や廃棄物の処理などで発生するものをいいます。

ビオトープ

ドイツ語のBio(生き物)+Top(場所)を意味する言葉として、Biotop(生き物の住む空間)となった合成語です。生物が生息できる生態系のまとまりのある空間(場所)を意味します。

微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の1m)以下の小さなもの。健康への影響が懸念されています。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、発生源としては、風による土壌粒子の舞い上がりなどの自然現象によるものと、石油系・石炭系燃料の燃焼、物の破砕などによるもの、さらに、大気中で二次的に反応して生成されるものなどがあります。呼吸により体内に入ると肺胞にとどまり、呼吸器疾患の一因になるといわれています。

フロン

正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称です。化学的に安定で反応性が低くほとんど毒性はありません。冷蔵庫の冷媒やスプレーの噴射剤などに広く利用されます。しかし、特定のフロンは対流圏でほとんど分解されず成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン層を破壊し、地表に到達する紫外線を増加させます。こうした状況を受け、国際的な規制がとられる一方、国内でも、「オゾン層保護法」や「フロン排出抑制法」などにより対策が進められています。

ま 行

緑のカーテン

ツルが伸びて何かに巻きついて伸びる種類の植物(ツル性植物)で作る自然のカーテンのことで、ヘチマ、きゅうり及びゴーヤなどで作ります。葉の気孔から水分が蒸散することで周囲の温度を下げる効果があり、部屋の温度を下げてくれます。緑のカーテンがある部屋とない部屋では、5℃前後の差が出るといわれています。

メタン

1個の炭素原子と4個の水素原子からなり、無色無臭の気体です。二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスであり、湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼など、その放出源は多岐にわたります。

や 行

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のことです。

要請限度

「騒音規制法」や「振動規制法」で、市町村長は自動車騒音・振動が一定の限度を

超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、都道府県公安委員会に対して「道路交通法」にもとづく交通規制などの措置を講じるよう要請できるとされています。要請限度はその際の一定の限度として定められています。

ら行

わ行

英数字

BOD

生物化学的酸素要求量のことで、有機物による河川水などの汚濁の程度を表す指標の一つです。水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に必要とされる酸素量のことで、数値が大きいほど有機物による水質の汚濁が進んでいることとなります。

COP

国際条約の締約国が集まって開催する会議のことです。

本文中のCOP10は、平成22(2010)年に名古屋市で開催された生物多様性条約の10回目となる締約国会議を示します。生物多様性条約は、正式には「生物の多様性に関する条約」といい、生物多様性を守り、遺伝資源を持続的に利用していくことを目的としています。

本文中のCOP21は、平成27(2015)年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約の21回目となる締約国会議を示します。気候変動枠組条約は、正式には「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目標としています。

dB

音圧レベルを示す指標として用いられます。dB（デシベル）は人の耳に聞こえる感覚量と対数が比例することにより、分りやすさという面からも使用されています。

DO

溶存酸素量のことで、水中に溶けている酸素量を示します。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタンなどが発生し、悪臭の原因となります。

HEMS

家庭用のエネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略称です。電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげます。

IPCC

気候変動に関する政府間パネルのことで、昭和63(1988)年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって設立されました。世界中の数千人の専門家からなり、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的及び社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ、広く一般に利用してもらうことを目的としています。

ISO14001

環境マネジメントに関して、環境に関する方針や目標、その具体化のための組織や責任、プロセスなどの基準を定めた国際規格です。事業者などは、環境管理を実施する際にこの規格を標準的な手法として用いることができます。また、事業者は、この規格にもとづいて環境管理を行っていることについて第三者（審査登録機関）の認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができます。

NPO

営利を目的とする株式会社などと異なり、社会的使命の追及を目的とし、自発的に継続して活動を行う組織のことです。一般的には、法による特定非営利活動法人格を取得した団体に限定せず、より広く、社会的使命の達成を目的とする任意団体も含まれます。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、P→D→C→Aの流れを次の計画に生かしていくものです。

pg-TEQ

1pg（ピコグラム）は 10^{-12} g（1兆分の1グラム）に相当します。ダイオキシン類の毒性を示す場合、大気についてはpg-TEQ/m³、水質についてはpg-TEQ/L、土壌についてはpg-TEQ/gといったように、対象によって異なる単位を用いています。ダイオキシン類の濃度は、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に、毒性等価係数（ダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性）を乗じて合計して得られる毒性等量（TEQ）により表したものです。

pH

水素イオン濃度のことで、水質汚濁状況を示す指標の一つです。pH7を中性とし、pH7より小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

ppm

濃度の単位で100万分の1を1ppmと表示します。例えば、1m³の空気中に1cm³の大気汚染物質が混じっている場合の大気汚染物質濃度を1ppmと表示します。また、水質汚濁物質の濃度表示では、水1m³（1t）の中に汚濁物質が1g混じっている場合を1ppmと表示します。

SS

浮遊物質量のことで、水質汚濁の指標の一つです。数値が大きいほど濁りの度合いが大きいことを示します。浮遊物質は水中に浮遊する直径2mm以下の粒子状物質のことで、浮遊物質が多くなると、透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、太陽光の透過が妨げられて水中の植物の発育を阻害することがあります。

5R

Refuse（リフューズ：断る）、Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：再使用する）、Repair（リペア：直す）、Recycle、（リサイクル：再資源化する）の頭文字をとった略称です。廃棄物を排出せず、使用済みの物の再使用や再生利用を進め、循環型社会を構築していくうえでの基本的な考え方として使用されます。

第2次愛西市環境基本計画

令和5(2023)年3月 発行

愛西市 市民協働部 環境課

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野308番地

TEL : 0567-26-8111 FAX : 0567-26-5515

E-Mail : kankyo@city.aisai.lg.jp



第2次愛西市環境基本計画

良好な環境を未来につなげるまちづくり